

平成 2 7 年第 2 回西予市議会定例会会期日程表

会期 6 月 1 2 日（金）～ 6 月 3 0 日（火）

（会期 1 9 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6 月 1 2 日	金	本会議（開会）	・ 全員協議会（午前 9 時開会） ・ 理事者提案説明（午前 1 0 時開会） ・ 即決案件採択 ・ 各委員会協議会
6 月 1 3 日	土	休 会	
6 月 1 4 日	日	休 会	
6 月 1 5 日	月	本 会 議	・ 一般質問（午前 9 時開会）
6 月 1 6 日	火	本 会 議	・ 一般質問（午前 9 時開会） ・ 質疑・委員会付託
6 月 1 7 日	水	休 会	
6 月 1 8 日	木	休 会	
6 月 1 9 日	金	休 会	
6 月 2 0 日	土	休 会	
6 月 2 1 日	日	休 会	
6 月 2 2 日	月	常任委員会	
6 月 2 3 日	火	常任委員会	
6 月 2 4 日	水	常任委員会	予備日
6 月 2 5 日	木	休 会	
6 月 2 6 日	金	休 会	・ 討論通告〆切
6 月 2 7 日	土	休 会	
6 月 2 8 日	日	休 会	
6 月 2 9 日	月	休 会	
6 月 3 0 日	火	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午後 1 時開会） ・ 委員長報告（午後 2 時開会） ・ 質疑・討論・採決

平成27年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年6月12日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 会 平成27年6月12日

午前10時00分

1. 散 会 平成27年6月12日

午前11時59分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 欠 員

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

17 番 岡 山 清 秋

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

16 番 浅 野 忠 昭

1. 会議録署名議員

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 宇都宮 又 重

会 計 管 理 者 奥 野 柳之介

総 務 部 長 兼 宗 正 弘

公 営 企 業 部 長 大 平 利 幸

企 画 財 務 部 長 二 宮 紀 夫

産 業 建 設 部 長 横 山 博 文

生 活 福 祉 部 長 松 川 伸 二

教 育 部 長 道 山 升 文

野 村 支 所 長 尾 下 孝 二

城 川 支 所 長 田 村 剛

三 瓶 支 所 長 坂 本 康 司

消 防 本 部 消 防 長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

- 議 事 日 程
- 1 会議録署名議員の指名
(3番 菊池純一、4番 田中徳博)
 - 2 会期の決定
(6月12日～6月30日 19日間)
 - 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦
について
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦
について
諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦
について
諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦
について
諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦
について
 - 4 議案第 7 2号 西予市使用料及び手数料条
例の一部を改正する条例制
定について
議案第 7 3号 西予市立学校及び幼稚園設
置条例の一部を改正する条
例制定について
議案第 7 4号 西予市母子家庭医療費助成
条例の一部を改正する条例
制定について
議案第 7 5号 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て
 - 5 議案第 7 6号 西予市過疎地域自立促進計
画の変更について
議案第 7 7号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について
議案第 7 8号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
議案第 7 9号 八幡浜・大洲地区ふるさと
市町村圏基金の取り崩しに
伴う権利の放棄について
 - 6 議案第 8 0号 新たに生じた土地の確認に
ついて
議案第 8 1号 字の区域を変更することに
ついて
 - 7 議案第 8 2号 平成27年度西予市一般会
計補正予算(第1号)
 - 8 議案第 8 3号 平成27年度西予市授産場
特別会計補正予算(第1
号)

- 議案第 8 4号 平成27年度西予市国民健
康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第 8 5号 平成27年度西予市後期高
齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第 8 6号 平成27年度西予市介護保
険特別会計補正予算(第1
号)
- 議案第 8 7号 平成27年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正予
算(第1号)
- 議案第 8 8号 平成27年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 9 報告第 1号 平成26年度西予市一般会
計継続費繰越計算書の報告
について
報告第 2号 平成26年度西予市一般会
計繰越明許費繰越計算書の
報告について
報告第 3号 平成26年度西予市一般会
計事故繰越し繰越計算書の
報告について
報告第 4号 平成26年度西予市上水道
事業会計予算繰越計算書の
報告について
報告第 5号 平成26年度西予市病院事
業会計予算繰越計算書の報
告について
- 10 報告第 6号 専決処分事項の報告につい
て
- 追加 動議第 1号 西予市議会委員会条例の一
部を改正する条例制定につ
いて

本日の会議に付した事件

- | | | | | |
|---|---|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | | (第1号) |
| 2 | 会期の決定 | | | |
| 3 | 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について | 議案第 8 5 号 | 平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) | |
| | 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について | 議案第 8 6 号 | 平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) | |
| | 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について | 議案第 8 7 号 | 平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) | |
| | 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について | 議案第 8 8 号 | 平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) | |
| | 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について | | | |
| 4 | 議案第 7 2 号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について | 9 | 報告第 1 号 | 平成 2 6 年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| | 議案第 7 3 号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について | | 報告第 2 号 | 平成 2 6 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 議案第 7 4 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | | 報告第 3 号 | 平成 2 6 年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| | 議案第 7 5 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | 報告第 4 号 | 平成 2 6 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 5 | 議案第 7 6 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について | | 報告第 5 号 | 平成 2 6 年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について |
| | 議案第 7 7 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について | 1 0 | 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について |
| | 議案第 7 8 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について | 追加 | 動議第 1 号 | 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 9 号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について | | | |
| 6 | 議案第 8 0 号 新たに生じた土地の確認について | | | |
| | 議案第 8 1 号 字の区域を変更することについて | | | |
| 7 | 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度西予市一般会計補正予算 (第 1 号) | | | |
| 8 | 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度西予市授産場特別会計補正予算 (第 1 号) | | | |
| | 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 | | | |

開会 午前１０時００分

○議長 ただいまの出席議員は１９名であります。これより平成２７年第２回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

それでは、平成２７年第２回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの臨時議会で、正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の改選がされたところでございますが、松山前議長、中村前副議長を初め、各常任委員会の委員の皆様におかれましては、一方ならぬご支援、ご協力を賜り、まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、新しく議長に就任されました藤井議長を初め、兵頭副議長並びに各常任委員会の委員の皆様方には、私を含め、実質的に今期最後の年度となります。委員活動の総仕上げの充実した１年となりますよう一層のご活躍をご祈念申し上げますとともに、西予市政のさらなる発展のため、これまで以上にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、去る５月１６日に、治安や防災上の問題が懸念される特定空き家の所有者に対して、撤去や修繕の勧告、命令ができる空き家対策特別措置法が施行されました。これまで空き家対策に頭を痛めていた各自治体におきましては、法的強制力により一歩前進できるのではないかと期待しているところであります。現在人口減少と住宅供給過多等により全国の空き家は８２０万戸に達しておりますが、本市におきましても住宅総数の１０．３％を占める２，０８２軒が空き家となっております。今後過疎化や高齢化等の影響により空き家は年々増加することが懸念されていることから、緊急的、事後的な対策だけでなく、まちづくりの視点から、空き家を未然に防止できる対策のほか、移住、定住対策やジオツーリズム等における有効な地域資源として、地方創生につながる継続的活用方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、今月から地域ブランドの品質確保と模倣

品排除を目的として、伝統的な農林水産物や食品の地理的表示を私的財産として守る地理的表示保護制度の運用が始まり、県内からは、西予市蚕糸業振興協議会により、本市特産の、伊予生糸と書いて「いよいと」と読ませますが、伊予生糸の登録申請がされました。伊予生糸は、皇室への献上の栄に浴するほか、伊勢神宮の式年遷宮への奉納並びにエリザベス女王の戴冠式のドレスにも使用されるなど、伝統ある生糸として実績があるものの、生産者の高齢化に伴い年々生産額が減少していることから、同制度の認定により地域ブランドが確立され、地域産業の発展につながることを期待するものであります。議員を初め、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますけれども、議員の皆さんからの一般質問にお答えするとともに、諮問５件、条例改正４件、過疎計画の変更１件、辺地計画等の策定並びに変更２件、補正予算７件、予算繰り越しに係る計算書の報告５件など、計２８件を上程し、ご審議をお願い申し上げるものでございます。諸議案の提出理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。よろしく願いをいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（日程１）

○議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、３番菊池純一君、４番田中徳博君の両名を指名いたします。

（日程２）

○議長 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から６月３０日までの１９日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の

会期は、本日から6月30日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 諮問第1号から諮問第5号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち、5名の方が平成27年9月30日をもって任期満了となります。

その後任につきまして検討いたしました結果、野村町の上甲悦子氏、城川町の神原美恵子氏の2名を再任とし、引き続き推薦することとし、明浜町の濱田又治氏、宇和町の内藤信男氏、三瓶町の木下弘規氏の3名を新任として推薦したいと存じます。

野村町の上甲氏は、旧野村町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、広く地域に貢献され、人望も厚く、平成24年10月から人権擁護委員としてご活躍をいただいております。

城川町の神原氏は、長年の学校勤務を通じて幅広い地域住民との交流があり、人権思想の普及、高揚に積極的に取り組んでこられ、平成21年10月から人権擁護委員としてご活躍いただいております。

また、明浜町の濱田氏は、旧明浜町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、福祉、人権問題について広い見識を持たれ、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。

宇和町の内藤氏は、長年にわたり学校現場において人権教育の推進に努められ、子供、家庭、女性、障害者問題など前向きに取り組んでこられました。

三瓶町の木下氏は、長年にわたり教職員として、人権問題を初め、社会教育、生涯教育等、さまざまな分野に携わった豊富な経験、見識を持たれており、実直で温厚な人柄は地域住民より信頼されております。

推薦に係ります5名の方は、それぞれ人格、見

識が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じておられ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会のご意見を聞くものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第5号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより諮問ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。ご着席ください。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決

定いたしました。

次に、諮問第４号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第５号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。ご着席ください。よって、諮問第５号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程４)

○議長 次に、日程第４、議案第７２号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第７５号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの４件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第７２号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、行政財産に属する土地または建物に太陽光発電設備を設置させる場合の使用料を定めるものであります。西予市では、平成２４年度に西予新エネルギー・省エネルギービジョンを策定し、地球温暖化対策と環境保護活動を進める中で、市民への環境意識の啓発を図るため、公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー活用の効果を示していくこととしております。

また、市が所有する公共施設や遊休地を有償で貸し出すことにより、行政財産の有効活用を図るとともに、民間事業者による太陽光発電事業の促進により、再生可能エネルギーの普及拡大を推進するものであります。使用料の積算単価につきましては、太陽光発電設備の設置に係る面積１平方メートルにつき年額３５０円としております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第７３号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では少子化の進展に伴います学校の小規模化や少人数化など、教育環境の著しい変化に対応するため、西予市小学校再編計画に基づき市内小学校の再編を進めているところであり、現在までに、平成２６年４月には三瓶地区、平成２７年４月には明浜地区及び野村地区の再編を終えたところでございます。城川地区では、平成２６年９月に再編推進委員会を設立し、統合について協議をされておりましたが、西予市立遊子川小学校、土居小学校、高川小学校及び魚成小学校を平成２８年４月１日より西予市立城川小学校に統合することから、先月１９日に調印式がとり行われましたことから、本条例の一部を改正するものであります。

また、本条例の改正に伴い、西予市立学校施設の開放に関する条例につきましても所要の改正を行っております。

なお、学校施設の跡地利用につきましては、全市的な課題として協議検討を重ね、財産処分等の必要な手続を進めていく計画でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第７４号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的として、母子家庭等の医療費助成について定める愛媛県母子家庭医療費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴うものであります。改正の内容につきましては、医療費助成の対象に父子家庭を加えるとともに、題名を変更するものであります。

続きまして、議案第７５号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、第１号保険料の低所得者を平成２７年度から平成２９年度までの期間、軽減を強化する

ため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第76号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第79号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議案第76号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市は、平成22年12月に、過疎地域のさまざまな課題を解決するための過疎地域自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところであります。今回高齢者等の保健及び福祉の増進を図るため、平成27年度に過疎対策策事業債を活用して、西予市野村介護老人保健施設つくし苑を増築することから、本計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第77号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第78号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

このたび城川町川津南、野井川、野村町白髭、大野ヶ原及び惣川、小屋辺地において、市道及び林道の施設整備など、新規事業を実施することに伴い、5つの辺地総合整備計画を策定することといたしました。

また、城川町遊子谷、野村町片川、西及び坂石辺地において、林道及び消防施設整備を追加し、市道及び消防施設整備における事業費の変更が必要となりました。これに伴いまして、国に新たな辺地総合整備計画及び変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第79号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放

棄について」提案理由のご説明を申し上げます。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合では、圏域の観光情報を発信するため、平成18年に観光情報誌を作成しておりましたが、掲載情報も古くなっていることから、新たに整備することとしております。新たな観光情報誌につきまして、国際化による訪問者への対応も視野に入れ、日本語版だけでなく、英語、中国語、韓国語といった多言語版も用意することとしております。

整備にかかる財源につきましては、構成市町が積み立てている同基金を充てることが今年の2月に開催されました理事会の中で確認されておりますけれども、権利放棄の額は構成市町それぞれが出資をしております均等割と人口割による負担割で算定いたしまして、本市につきましては出資金の9,892万5,000円のうち303万9,000円の権利を放棄することとしますことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第80号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第81号「字の区域を変更することについて」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第80号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第81号「字の区域を変更することについて」、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜町地内における公有水面埋立免許を得て施工した道路改良工事について、去る4月23日に工事竣工認可が告示されましたので、当該工事による埋め立てに伴い、新たに生じた土地8カ所の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、今回の新たに生じた土地を近接する字の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

ご説明に先立ちまして、西予市における地方創生と行財政改革の取り組みの状況について、少し触れさせていただきます。

西予市における地方創生の取り組み状況につきましては、第1回の定例会において、国の補正予算に伴う消費喚起型の交付金と地方創生先行型の交付金事業予算として議決いただき、その後実施、検討を重ねながら、鋭意進めているところであります。また、仕事づくりや観光振興、移住促進等、幅広い分野で活用できる地方創生先行型の上乗せ交付金につきましても、その活用について協議をしているところでございますが、積極的な予算の確保に努めたいと考えております。

現在消費喚起型の交付金事業といたしまして、県と県内自治体との連携によるプレミアム商品券、愛顔のえひめ商品券の事業が展開されておりますが、県内発行総額が120億円となることから、大きな消費喚起が期待されるところでございます。しかしながら、購入予約の受け付け期間が終了した昨日現在、西予市の予約状況は37%となっており、県内自治体においても大半が同じ状況であることから、関係機関と連携して追加募集を行う等、さらなる利用促進に努める所存でございます。また、地方版総合戦略につきましても、できるだけ早い時期に作成できるよう、第2次西予市総合計画の策定と並行して、現在進めているところであります。

一方、行政改革の取り組みも、第1回定例会において、施政方針で申し上げましたとおり、行財政改革の推進のための行政加速化プログラムの策定に向けての準備をしつつ、先んじてすべきところはやっていき、また試行錯誤をしていこうということで、一部の部署において、経費の削減や事

務の効率化及び住民満足度や職員満足度の向上を目指す業務改革の視点で、試験的にオフィス改革などを進めているところであります。

このような改革を進めることで、今後の地方創生の関連事業や重要施策の実施に対応できるよう努めてまいり所存でありますので、議員各位、市民の皆様のご理解、ご協力、ご提言をお願いするところであります。

さて、今回の補正予算案でございますが、主な内容としましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う職員給与費及び臨時職員雇用経費の調整のほか、事業費の財源となる国県支出金の内示額変更に伴う財政調整や事業費の増額、法改正等に伴い緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上しており、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1,314万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を283億5,714万4,000円と定めるものであります。

主な歳出としましては、議会費では、3月議会最終日に新たに設置されました西予市創生特別委員会にかかる経費を計上しております。

また、民生費では、新たに愛媛県ひとり親家庭医療費公費負担事業の制定改正により7月から父子家庭への事業拡充を図るため、医療費の一部を助成するものであります。

農業費では、農業後継者育成事業において、就農希望者への就学支援や新規就農者への給付金支給により農業の担い手を育成しているところでありますが、給付対象予定者が増加したため、必要な額を追加計上するものであります。また、農用地利用集積事業におきましては、農業経営の法人化支援事業といたしまして、法人化予定団体に対しての支援補助経費を計上しております。

林業費では、国費を含む県補助事業等の増額内示に伴い、翌年度の事業を前倒しして、林業専用道の開設や舗装事業、林業事業体が実施する林業機械導入に対しての補助に必要な経費などを計上しております。

消防費では、国道378号線バイパス拡張工事に伴い、明浜俵津分団第2部の消防詰所移転改築工事において、同3部との将来統合再編を考慮した上で当初計画を見直し、適正な規模で事業実施をするための追加費用を計上するものであります。

次に、主な歳入についてご説明いたします。

国庫支出金におきましては、内示額の減少による影響といたしまして、えひめ国体施設整備事業において社会資本整備総合交付金 7,631万8,000円の減額、汚泥再生処理施設整備事業等において環境型社会形成推進交付金が2,659万円の減額により、総額で約1億2,000万円の財源不足となるため、過疎対策事業債などの地方債の増額により補うものであります。

そのほか、人事異動に伴う人件費の調整と特別会計への繰出金の減額などにより財政調整基金繰入金で4,248万3,000円減額するものであります。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それではまず、今回の補正予算の規模でございますが、規模といたしましては、補正前と比較いたしますと1,314万4,000円の増で、補正後の総額は283億5,714万4,000円、前年度同期と比較すると7億9,124万1,000円の減、率にいたしまして2.7%の減となっております。これは、前年度に小学校統合校舎建設事業、教育福祉複合施設建設事業、朝立会館建設事業、野村地域の防災行政無線デジタル整備事業などが終了したことや病院事業会計において、新病院建設事業終了で繰出金が減少したことなどにより、前年度の予算規模が増大していたためであります。

続きまして、予算書に沿いまして、まず歳出のほうからご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

一般会計全体の職員給与費等の人件費につきましては、4月の人事異動に伴います調整で、1款議会費から10款教育費まで、各科目の節ベースの総額で2,278万1,000円を減額いたしております。

議会費、1項2目特別委員会費、西予市創生特別委員会事業122万7,000円でありますが、西予市まち・ひと・しごと創生について、西予市のまちづくりを推進していくため、地域産業活性化、人口減少対策などに関する事項等について専門的知識を深めるための研修費用を計上しております。

18ページをお開き願います。

民生費、1項3目老人福祉費、介護保険特別会計繰り出し事業554万7,000円でありますが、保険料第1段階の被保険者への軽減強化策として、保険料率を0.5から0.45に改定し、公費負担分として国費50%、県費、市費それぞれ25%分を繰り出すものであります。

19ページをお開き願います。

2項3目母子福祉費、母子家庭医療費助成事業188万円でありますが、愛媛県ひとり親家庭医療費公費負担事業として、7月1日から要綱に該当する父子家庭の事業拡充を図り、医療費の助成をするものであります。財源といたしましては、2分の1の県補助金を充当いたしております。

24ページをお開き願います。

農業費、1項3目、農地利用集積事業72万円でありますが、農業経営の法人化支援事業として、法人化を促進するための啓発説明会の開催や法人化予定団体への支援をして、地域農業の推進を迅速に行うもので、一般事務費については2分の1、法人化啓発支援事業については全額、県補助金を充当いたしております。

25ページから26ページをお開き願います。

林業費、2項2目、林道専用道開設及び林道舗装事業1,171万円でありますが、国費を含みます県費補助事業の増額内示に伴いまして、翌年度の事業を前倒しして実施するもので、城川地域の林業専用道ダイタン線ほか2路線の開設事業と林道杉山線の舗装事業で、国費を含む県補助金を開設は55%、舗装事業は50%を充当いたしております。同じく、森林蘇生緊急対策事業2,495万円でありますが、林道専用道3路線の補修事業で2,000万円、林業事業体が高性能林業機械導入補助金495万円で、林道補修については100%、機械導入については補助対象事業費の50%の県補助金で、それぞれ市費つぎ足しなしの事業として計上いたしております。

29ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、消防団施設整備事業543万9,000円でありますが、国道378号線バイパス拡張工事に伴います明浜俵津分団第2部の詰所移転改築工事において、同3部との将来統合再編を考慮した上で計画を見直しまして、適正な規模で事業を実施するための追加費用を計上するもので、財源には当初予算で計上して

いるほかの2つの詰所を合わせまして、より条件のよい交付税算入率の高い借り入れであります緊急防災・減災事業債に変更しようとするものであります。

次に、歳入であります、9ページをお開き願います。

国からの補助金内示による補助金減少の状況と、その対応について概要をご説明いたします。

今年度予定しております国庫補助事業のうち、西予市衛生センター汚泥再生処理施設整備事業等における循環型社会形成交付金では2,659万円の減額、当初予算の13%の減、えひめ国施設整備事業と防災行政無線デジタル整備事業及び城川支所等の公共施設耐震化事業における社会資本整備交付金では合わせて9,688万6,000円の減額、当初予算の18%減、それら国庫補助金合計で1億2,347万6,000円の減額となっており、当初予算の16%減となっているものであります。

5ページをお開き願います。

これらによる財源不足やそのほかの事業変更による財源調整も含めまして、より条件のよい交付税算入率の高い地方債の追加、変更の補正を行うものであります。

概要といたしましては、緊急防災・減災事業債で6,220万円の変更増額、全国防災事業債で1,850万円の追加、過疎対策事業債で6,770万円の変更増額など、地方債全体で1億2,760万円を補正するものであります。

以上、補則説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第83号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」から議案第88号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第83号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整によるものであります。これによりまして、既

決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ7万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,058万1,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第84号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、狩江診療所の常勤医師の退職による診療体制の見直し並びに人事異動等に伴う職員給与費の調整を高山診療所及び土居診療所において行うものであります。これによりまして、既決いただいております狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,582万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,748万9,000円、高山診療所勘定の総額からそれぞれ543万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,098万2,000円、土居診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,319万5,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第85号「平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、職員給与費の調整によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ60万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億609万6,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第86号「平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整、電算関係委託料の増額、介護保険法の一部改正により、第1号保険料の低所得者の軽減強化に伴う財源の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ534万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を55億9,187万2,000円と定めるものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第87号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費等の調整を行うもので、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ13万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億527万9,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設管理費より13万1,000円を減額し、歳入では一般会計から繰入金と同額減額いたしております。

続きまして、議案第88号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整によるもので、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ776万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,128万9,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設整備費を776万円減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を同額減額いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程9）

○議長 次に、日程第9、報告第1号「平成26年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第5号「平成26年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山岡財政課長。

○山岡財政課長 報告第1号「平成26年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成26年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成26年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成26年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成26年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度西予市一般会計、上水道事業会計及び病院事業会計における各事業のうち、平成26年度から平成27年度への継続費及び繰越明許

費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、また平成26年度西予市一般会計事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えてご報告申し上げるものであります。

以上、報告5件よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

元親議員。

○12番元親孝志君 動議を提出したいと思いません。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時55分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時56分）

ただいま元親孝志君から西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての動議が提出されました。この動議は、3人以上の賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時56分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時19分）

議長の議事整理権により、ただいまの動議は日程の最後といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第1号「平成26年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第5号「平成26年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」までの5件についてはこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（日程10）

○議長 次に、日程第10、報告第6号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 報告第6号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり3件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時21分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時22分）

お諮りします。

西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、動議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

元親孝志君。

○12番元親孝志君 動議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由を申し上げます。

本条例改正につきましては、4年前の西予市議会改革特別委員会での調査研究案件でありました。しかし、議会基本条例の制定に多くの時間を要したことから改選後は新しい議員が多く立候補されるという予測もあって、改選後の新しい議会で決定をするということで、改選後の議会に結論を先送りいたしました。改選後は、新人議員5名全員を含む7名で西予市議会活性化特別委員会を設置して、委員会の任期等7項目を調査研究項目に掲げ、3年間で45回の特別委員会を開催して、調査研究を進めてまいりました。調査研究の結果、委員会の任期は次期改選後から、現行の1年任期から2年任期にすることに委員会は結論をつ

けました。

田中委員長は、早々に松山議長に答申をいたし、今後の対応について議長と協議をいたしました。その結果は、まず会派代表者会に報告をして、意見を調整するということでありました。会派代表者会では、議会運営に係ることなので、最終的に議会運営委員会で協議をして結論づけるのがいいのではないかということになり、議長は議会運営委員会に諮問をさせました。議会運営委員会では、全員が変更することに異議はなく、議会運営委員会の任期である5月29日、最終日の臨時議会に議案として提出する方向で検討を進めてまいりました。

しかし、5月19日の議員全員協議会において意見が分かれ、提出時期については議長に一任するということになりました。議長は6月定例会初日に提出することを提案し、異議もなく決定をいたしました。しかし、5月29日の議長選挙において、松山議長にかわって藤井議長が選出されました。藤井議長は、就任早々に会派代表者会を開催して、当議案の提出を9月定例会に提出することに変更をしたい旨の報告がありました。

この問題を会派に持ち帰り、私ども2度にわたって協議をいたしましたが、4年間をかけて精根尽きるほど議論を重ね、最終的に議員全員協議会で6月定例会初日に提出することを確認した議案をさらに3カ月先延ばしするということは議会の怠慢であり、特別委員会、議会運営委員会、議員全員協議会の軽視につながり、断じて許される行為ではないと考えております。

特に少子化、高齢化、過疎化が一段と進行する本市において、市民ニーズは年々多様化、高度化しております。少しでも市民の負託に応えていくためには、委員会の任期を少なくとも2年とし、議会としても専門性を高めていく必要性を実感しております。議会は、問題を先送りするのではなく、積極的に鋭意努力をもってスピーディーに対処することが求められると思います。よって、動議を提出し、本議案を上程いたします。

よろしくご審議の上、可決、決定していただきますようお願い申し上げます。

平成27年6月12日、提出者、清風会代表元親孝志。

○議長 これより本動議に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 1 点確認をしたいと思います。

ただいまの提案理由の説明の中で、西予市議会活性化特別委員会の話が合ったかと思っています。昨日も第47回西予市議会活性化特別委員会を午前9時から開催しております。その中で、きょう動議として出されました委員会条例についての協議も行っております。最後に、きのうの委員会の中で、この委員会条例案については9月定例会での上程を目指し、またそのときに最終報告を同時に行うということを採用を行いまして、5対1の賛成多数で9月にということを経きのう第47回の委員会の中で決めております。その点がまずあったのなかったのか、それをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長 12 番元親孝志君。

○12 番元親孝志君 ただいまの源議員の質問にお答えしたいと思います。

今言われました内容等については、私どももそういう解釈を受けるような問題の解決の仕方をしたんではないかということで、会派内でも協議をいたしました。私どもがその源議員が今ほどいわれた件につきましては、今の状況では議長は9月に提出を提案されておるので、6月提案は非常に厳しいということで、これは前段として私どもの西予市議会活性化特別委員会の終結、我々が調査研究の目的を達成して、これを終結をいつにするかということで、私どもは当初この議案を提出した段階で、5月29日をもって我々活性化特別委員会は終結としたいということで事を進めてまいりましたが、どうも今回6月定例会の初日に提出にならない。9月になるということであれば、当然我々の委員会も今終結をするわけにはいかないと、9月の定例議会を待たなければいけないのでないかということで、賛同をしたわけでありまして、それは委員会の終結時期を5月29日あるいは6月定例議会終了後という予定が、どうも雲行き上、6月には可決しそうにない。そうすれば、委員会を先に終結するのはおかしいんじゃないかということで、9月の案に同意をしたという経緯でございます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 それでは、これで打ち切りたい

とは思いますが、提出者及び賛成者の中に、活性化委員会の中の5名の方が残念ながら名前を書かれております。きのうの9時、10時過ぎに終わったと思いますが、1日で意見が変わられたというふうにとってよろしいでしょうか。1点確認したいと思います。

○議長 4 番田中徳博君。

○4 番田中徳博君 先ほど源議員がおっしゃっており、委員会では5対1ということで、9月まで見送ろうという姿勢でありました。ただ、強制ではありません。また、こういった動議については、体制の流れの中でこれだけ繰り延べして全然決まらなないと、残り任期1年を控えて、早く前に進むべきじゃなかろうかということで、個人の意見を出された、その発議に対する署名だと認識しております。

以上です。

○議長 3 番菊池純一君。

○3 番菊池純一君 今のことについてお尋ねしますが、私も活性化委員会の一メンバーでございます。きのうのきょうですが、きのうの11時前に活性化委員会として私も一メンバーとして、9月に提出しようということで、決議で手を挙げました。その一メンバーとして手を挙げたんですが、今回のこのことについて、私には一切そういう相談とか報告もございませんが、そのことに対して質問をいたします。

○議長 12 番元親孝志君。

○12 番元親孝志君 私のほうからは、源議員と菊池議員にお答えをしたいと思います。今回のこの議案の提出権は我々にはないということで、議運のほうに諮ってきた経緯があります。当然我々がいつ出すか出さないかということは、当然我々にはその権利はありません。そして、今ほど問題になっております9月に延期するというのは、あくまでも我々特別委員会の調査研究終了時点を決めるかということを経9月30日に延期することということで、私ども5対1で決めたと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3 番菊池純一君。

○3 番菊池純一君 今の答えはわかりました。

今そういうふうに言われましたけど、大変、これきのうのきょうですから、非常に私は残念に思っております。一言そういうご相談をいただければ、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

動議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はありませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 私は、ただいま元親議員より提出されました常任委員会の任期を2年にする条例を改正することに対して反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

この件につきましては、特別委員会、議会運営委員会で議論を重ねてまいりましたが、私は現在の任期は1年がいいという考え方であります。

まず、私はその理由といたしまして、初めて議会議員になられた方、この方たちは任期は4年あります。しかし、西予市議会の常任委員会は、総務、厚生、産建と、3つあります。やはり1期生のときには、1つの常任委員会にこだわらず、3つの常任委員会を経験するほうがいいんじゃないかというのが私の考えであります。ということは、2年にしますと、2つの常任委員会の経験しきれないのであります。

2つ目といたしまして、現在議長の任期は申し合わせによりまして1年であります。最初の1年目の議長が人事を行うのでありますが、例えば議会運営委員会において今会派ができております。会派は人事について案分するように、議員必携にも書かれています。ということは、まず議長、副議長が清風会の方がなられたと。それから、清風会の方が議会運営委員に3名入られて、友志会の方が2名入られて、無会派の方が2人入られたとします、1年目のとき。その方たちが1年を経験した後、議長、副議長が退任されて、今度友志会の方が今の議会運営委員会2人が正副議長になられた場合、清風会の方が人事を行わないとすれば、議会運営委員会に2人おりられるということになりますと、議会運営委員会の構成が清風会5人と無会派2人ということになりますし、また現

在西予市議会において、議長は総務委員会に所属することになっております。新たに2年目に正副議長になられた方が厚生委員会、産業建設委員会に所属された方であれば、また人事をいろわなければいけないというようなことになると、当然1年で任期が来たほうが、2年目の議長も議会運営がうまくいくんじゃないかというのが私の考えであります。

現在議長の任期についてもいろいろ議論されております。しかしながら、私が言いたいのは、平成25年5月2日に、議会活性化委員会において、5人の議長経験者が呼ばれ、その場において、議長任期は何年がよろしいですかということをお聞きしました。その結果、5人の議長全員が1年でいいという結論が出ております。よって、私は当然議長任期が1年である以上、常任委員会も1年でいいという考え方です。よって、私は今回の動議に対しまして反対の意見を申し上げます、討論を終わりたいと思います。

平成27年6月12日、西予議会議員沖野健三。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私は、長いこと議員を明浜町時代からやっておりますけれども、こうして反対討論に立つのは初めてであります。といいますのは、先ほどご説明がありましたけれども、議論が尽くされたというお話がございました。私は、議論はまだ尽くされていないというほうで反対討論させていただきます。

そしてまた、説明の中では、1年が2年になるのがどうして2年にしなければいけないのか、この点についての特別委員会、議運の中での説明が、提案の中に、私は理解できることがございません。10年、11年前に西予市が誕生したときに、一番最初に、委員会条例は2年という発案をしていました。一番最初にここへ出たときには、条例案は2年だったんです。それをある議員が、1年で、新人議員初めてだから、各5町をいろんな情勢を見て回るのが妥当ではないかというような意見もございまして、私も賛同いたしまして、1年に条例を提案されたのを変えた記憶がございします。

まだまだ議論が尽くされておらないのはなぜかといいますと、私は特別委員会にも入っておりません。議運にも入っておりません。ですから、私

は全員協議会の中で、なぜ1年が2年にしなければならないのか、先ほど提案理由の中にあった精査するためというんだったら、議長の法定の自治法の任期と一緒に4年でもいいじゃないかと、こういう理屈になります。専門性で4年いればいいという問題がありますけれども、ある議員は十何年間の間に産建委員会に8年もおられた方おります。そういう私も、この4年間、厚生常任委員会に3年おるんです。それで精査をしてるわけです。精査をしようと思ったら、その委員会にしっかりおって、そして勉強する。こういう方法は幾らでもあるはずなんです。それをこのように、時期的に来年4月、選挙改選期からの条項が出てますが、来年6月以降でしょう、これが施行されるというのは、それが何で今発議や動議で出さなければいけないの。

聞くとところによると、新議長さんは、もう少し議論をしていかないかと。そして、特別委員会でも、先ほど源議員と菊池議員がおっしゃられたような中身は私詳しくわかりませんが、ああいう意見が出るというのは、やはりまだ議論ができてないという考え方であります。

そしてまた、会派の問題がありますけれども、今期4年、一番最初のこの改選期の中で、清風会はできておりました。我々はできておりませんでした。そこへそのときの議長さんが、非常に不便なんですけど。連絡が、会派ができてたら、そこへ事務連絡も、そして事務局からの連絡もそこへすれば全部できるんだが、会派ができてないと一人一人に言わなければだめだから、会派をつくってくれという形で会派をつくりました。

会派の存在っていうのはなぜか。県議会にもあります。というのは、旧町の議会では、本議会主流でした。市議会になりまして、常任委員会採決、本議会議決になりました。こういう重さが出てきたんです、委員会に。そして、その委員会になって、会派の中で1人ぐらいつつは入って、持って帰って会派の中でみんなが連絡し合って勉強するというのが会派の設立の要件だと私は思っています。考え方の違う人はおられます。ですから、会派が3人いないと代表質問ができないというなもんをつくったのも、そういう意味合いでつくってるわけです。会派で各委員会なり、みんなが平等で入って、持ち帰り、その委員会がどんな状態であるかという勉強会をしっかり会派でしなさい

よというのが会派の設立という目的だと私は思っております。

このようなことで、議論はまだまだ尽くされておりません。6月でもいいし、そして9月でもいいし、そして12月、6月はちょっと早いかもしれませんが、動議出てますけど。12月でも、来年のことを決めるのに、何でこんなに早くしなきゃだめなんかな。まっと私は議論が尽くされてないと思うんで、議論はしっかり尽くしてやっていただきたいと思います。今回の発議、動議に関しましては反対といたします。沖野議員が言いましたので、市議会議員酒井宇之吉。

以上でございます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それでは、議長より許可をいただきましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、5月29日の臨時議会以前まで、議会運営委員長を1年間させていただきました。今回のこの委員会条例の改正につきまして、前松山議長より諮問を受け、議会運営委員会で調査研究というか議論を尽くしてまいりました。その以前に、提案者である元親議員が先ほど提案理由の説明がありましたように、活性化特別委員会で議論をされたということに加えて、その1期前からこの話が、委員会を2年間にしようという話がずっと続いていたということは、皆さんももうご存じのとおりだと思っております。議会運営の流れの中で、1つの委員会、正式な委員会で決まったことが次につながらなければ、継続性は行われません。

また、前回の任期の中でできた議会基本条例、この附則には、二代表制の意義を十分理解し、執行機関と議会が独立、対等の関係に立ち、相互に緊張感を保ちながら協力をして、自治体の自主、自立に対応できる議会へとみずからを変革していかなければならないと。また、その下のほうには、政策提言や政策立案を積極的に行っていくかなければならないというのが附則の中にあります。

それと、条文の第2条第3項の中に、議案の審議、また審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うことというふうな条文も入っております。今の1年間という、この委員会の中で、実際

にこの10年間、議会のほうから行政に提案できたような政策があったでしょうか。

委員会で1年間審査をしたときに、先ほどありましたように、西予市議会の改選期は5月であります。ですから、スタートが6月になります。9月に決算の審査をいたします。3月に予算の審査をいたします。9月の決算の審査をするときには、以前の人が決定した予算の審査を、前年の人が決めた予算を決算として審査するわけです。次の予算のときに、自分は予算は決めますけども、結果は見れないというふうな状況が続きます。私は、これは個人的な話ですけども、7年前に議会に初めて参加をさせていただいて、委員会に入らせていただいたときに、まずそれを感じました。何か違和感を感じました。ずっといろんな場で、2年間にすべきじゃないかというのも、個人的にも思っております。

また、来年ちょうど市長選、市議会議員も任期になります。松山議長の意向の中に、今回この6月で提案をするという理由の一つとしては、来年新しい議員として目指そうと、西予市のために働こうという人のために、今の議会がしっかり開かれた議会であるということを示していく必要があるというふうに思いますんで、私、まずそれを1年前からしっかりつくっていくということが大事じゃないかなと思っております。

先ほどから議論が尽くせてないという話がありましたけれども、我々の議会の仕組みは、特別委員会であり各常任委員会にいろんな案件を付託されて、全てが1人の議員でできるわけではありません。その各委員会委員会で議論されたことを任せたとするに思わなければ、全ての議案を1人が見なくてはいけない、そういうふうな議会になってしまうのではないのでしょうか。その委員会委員会で議論されたことは、ほかの議員も同じように思いを共有して、次に進んでいくというのが、我々議会の姿勢じゃないかなと思っております。私は、提案理由の説明の中にあつた元親議員のお話、それに賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長 ほかにありませんか。

9番松山清君。

○9番松山清君 私は、ただいまの動議に賛成の立場から討論をさせていただきます。

2点のことを申し上げたいと思います。

まず1点目は、この委員任期を2年にするという案件につきましては、議会活性化特別委員長のほうから私が議長のとときに答申がありまして、その中において、この2年にするという議案を提出するということをしっかりと見た上で、活性化委員会を終わりとしたいというご意向がありました。それで、5月19日の日に全員協議会でお諮りしたところ、臨時議会でこれを提案するのはいかがなものかというような意見がありましたので、6月定例会で提案するといったようなことでありましたので、議会運営委員会から慎重に審議された結果でございますので、この2年にするという案に対しては賛成ということでございます。

それともう一点は、今回3年前に市議員になったときに、皆さんが常任委員会のほうに所属されました。そのときに、1年では短過ぎてよくわからないと、2年やるべきだという意見が非常に多くありまして、実際に1年目から2年目になったときに委員会を変わられた方は余りいなかったというふうに思っております。

そういった2点の観点から、私はこの2年にするという案に賛成ということで討論をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長 これより採決を行います。

あらかじめ申し上げます。

表決の際、起立者については本案に賛成とし、それ以外の起立しなかった方については本案に反対とみなします。

それでは、お諮りいたします。

動議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

可否同数であります。動議第1号については議長は否決と裁決いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月15日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時59分

平成27年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年6月15日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成27年6月15日
午前9時00分

1. 散 会 平成27年6月15日
午後0時26分

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
- 2 番 井 関 陽 一
- 3 番 菊 池 純 一
- 4 番 田 中 徳 博
- 5 番 中 村 敬 治
- 6 番 二 宮 一 朗
- 7 番 兵 頭 学
- 8 番 小 野 正 昭
- 9 番 松 山 清
- 10 番 宇都宮 明 宏
- 11 番 欠 員
- 12 番 元 親 孝 志
- 13 番 沖 野 健 三
- 14 番 森 川 一 義
- 15 番 藤 井 朝 廣
- 17 番 岡 山 清 秋
- 18 番 酒 井 宇之吉
- 19 番 兵 頭 勇
- 20 番 山 本 昭 義
- 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

- 16 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	宇都宮 又 重
会 計 管 理 者	奥 野 柳之介
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
公 営 企 業 部 長	
企 画 財 務 部 長	大 平 利 幸
産 業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生 活 福 祉 部 長	横 山 博 文
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	道 山 升 文
野 村 支 所 長	尾 下 孝 二
城 川 支 所 長	田 村 剛
三 瓶 支 所 長	坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まずは、8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 おはようございます。

先ほど議長のご挨拶にもありましたように、傍聴席には市長さんの後援会の役員さん、また明浜町の役員さんを初め、多くの傍聴者の方がおいでになります。若干緊張をいたしております。明浜町の役員の皆様は、これから後に行われる西予市議会きつての能弁者である酒井議員の一般質問の傍聴だと拝見をいたします。その前に私が行いますのは多少緊張がありますけれども、議長の許可をいただきましたので、今回は大きく分けて二元代表制並びに教育委員会の方針について、2点について質問をさせていただきます。

その前に、思えば平成23年12月の一般質問で、朝立、朝日文楽の建設についての質問を当時の教育長にさせていただきました。当時の教育長は朝日文楽会、朝日文楽保存会、文化保存会、文化協会、地元の区長さんで構成される朝日文楽会館建設準備委員会の意見を尊重したいという答弁をいただきました。翌平成24年3月議会で再度、行政の一体化から、市長に同じ質問をさせていただきました。その折市長に同じような答弁をいただいたのを、昨日のように記憶をいたしております。

第1回の建設準備委員会が平成23年11月17日に開催されて以来、計11回の準備委員会を重ね、さらに3から40回の役員会、小委員会を重ねて足かけ4年になります。この朝立会館は、明治40年朝日文楽の前身の朝日座が誕生し、翌明治41年に第1回文楽公演を契機に購入されたのが県下で唯一の八段返しであります。去る7月2日には、落成式並びにこけら落とし等が計画

をされ、その案内をいただき、まずもって厚くお礼を申し上げたいと思います。また、感慨ひとしおの思いとともにご同慶にたえないところであります。

市長には、三瓶町が誇る明治12年より長きに受け継がれ、また民俗、文化、伝統の朝日文楽、またこども文楽、三瓶高校文楽部の指導など後継者育成に尽力される朝日文楽会を高く評価をしていただき、厳しい財政下であります、不易流行の見地から多大なご理解を賜り、あのように八段返しを取り入れた朝日文楽にふさわしい会館ができ上がりましたこと、朝日文楽会、朝日文楽保存会、またこれにかかわりました一員として心から感謝をいたし、厚く御礼を重ねて申し上げる次第であります。今後は、市長を初めとする皆さんの期待に沿える活動並びに多目的の会館としての活用を望むものであります。

また、このこけら落としには国立文楽劇場で、また文楽の第一人者でもある当市野村町出身の吉田和生先生が大変ご多忙の中、当朝立会館落成式にお越しをいただき、こけら落としのためにお祝いの「翁」を公演をさせていただくということは二度とないことでありまして、まことに喜ばしいことであり、また光栄でもございます。ここに至りましたことは、この件にかかわりました多くの関係者のご理解とお力添えがありましたことはもちろんですが、中でも朝立会館の計画から今日に至るまで、先輩から受け継ぎ、後世に残さねばと崇高なお考えと責任感、卓越した、また豊富な経験と知識及び人脈のもとで、多大のご苦労と物心両面にわたりご尽力をされました清水建設準備委員長がおられなければ、今日のような朝立会館の落成はなかったと言っても過言ではなく、そのご労苦とご功績に対し、この場をおかりし衷心より感謝とともに謹んでご慰労を申し上げます。

さて、本来の質問に入りたいと思います。

まず最初に、二元代表制についてお伺いをいたします。

この二元代表制は、住民が直接選挙で首長と議会の議員を選ぶ制度であり、首長は予算、条例などの議案提出権や人事権が付与されているのに対し、議会は議案の議決権や行政運営の監視をする責務があることはご案内のとおりであります。

また、日本国憲法第92条において「地方公共

団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と明記をされています。地方自治の本旨とは、言うまでもなく住民自治と団体自治であります。地方自治は住民自治と団体自治の２面性を持って、これを運営しなさいと憲法でも明記をされています。住民自治の代表が言うまでもなく、自治体議会であります。この自治体議会が、全国的に有権者から批判の声が上がっていることはまことに残念であり、私たち議員もこれを謙虚に受けとめ、改善努力をしなければなりません。

私たち西予市議会も、大きな危機感を持っているのが偽らざる現実であります。この中、私たち議会といたしましても、ただ手をこまねいているだけでなく、みずからの襟を正す覚悟において、議会基本条例を県下で最初に制定をいたし、その冠の中で、地方分権一括法により地方自治体と地方議会の役割は大きく変わり、その中で西予市議会として責務を果たしていくためには、二代表制の意義を十分理解し、執行機関と議会が独立対等の立場に立ち、互いに緊張感を生みながら協力して、自治体の自主、自立に対応できる議会へとみずから変革していかなければならないとし、私たち議員の自覚と責任を付しております。

議会を理解していただくことを目的に、市民との意見交換会も開催をしたり、CATV、議会だより等により、幅広く議会の情報公開に努めているところでもあります。

そこでお伺いをいたしますが、行政職員にこの二代表制の理解が本当に浸透しているのかどうか、議会が単に職員にとって、うとうしい存在であり、議会とのかかわりを極力避けたいという傾向にあるのではないかと懸念をいたしております。地方自治がより住民の負託に応えるためには、行政が議会に対する積極的な情報公開、議会との積極的な議論の場、そして議会からの政策提言の理解等が憲法に定める地方自治の本質と私は思っております。

改めてこの二代表制につき、理事者の理解、考えについて、また職員に対する浸透はできているのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

本日は議員各位から一般質問に当たりまして、多くの方が早朝より、このように傍聴席にご来

場いただいております。西予CATVに議場での議案の提案とかあるいは質疑、討論等放映されておりますが、議場でご来場いただいて、このように傍聴いただくこの臨場感というのは、またひときわ違ったものがあるかと、このように思っております。そういう視点から、このようにご来場に対して心から感謝を申し上げます。

議員各位からのご質問については、それぞれの内容を受け、真摯に回答させていただきますけれども、市政運営の根本的にかかわるものについては私が回答することといたしまして、事務的あるいは専門的な分野につきましては各部長から回答させますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

今小野議員から、質問の前に、朝日文楽、朝立会館、そして朝日文楽についてのお話がありました。この三瓶地区での朝日文楽に対する思いというのは非常に強いものでありました。したがって私は、小野議員等々あるいは朝日文楽会あるいは朝日文楽保存会の方々が強い思いを持って私どもに訴えをいただきました。これに対しては、私個人としても不易流行という言葉で大事なものは残していくんだ、そういう強い思いがありましたので、今回皆さん方の強い思いを受けて朝立会館の建設に踏み切らせていただきました。

そして、多くの方々がその建設準備委員会を通じてしっかりした受けとめ方で、しっかりした朝日文楽会館をつくるという思いを持って集約いただきました。その建設準備委員会の委員長であります清水委員長、文楽会等々で非常に熱心にご指導いただきました。また、保存会では井上さんが非常にご熱心に今皆様のご指導をいただいております。本当に感謝をいたしたいと思ひますし、今回は7月2日に今ほど小野議員がおっしゃられましたとおり、落成式とこけら落としをやりまします。その折には吉田和生先生をお呼びすることができるようになりました。この方は、西予市ご出身でございますけれども、私たちが地域出身で誇りを持っておる方の一人でございます。この方をお呼びできることになりましたのも非常にうれしく思っておりますし、そういう7月2日は私たちの朝立会館の建設にとって大切な日であることになると、このように思っておりますので、また皆さんのほうもぜひともご理解のほど、ご協力のほどをお願い申し上げたいと思ひます。

それでは、ご質問の本旨に返らせていただきますけれども、二元代表制について、まず第1点のところからお話しさせていただきますが、二元代表制に関しましては、平成23年の第2回定例会において、小野議員から同様のご質問を受けておりますので、その折に答弁をいたしました内容を取りまとめた上で答弁をさせていただきたいと、このように思います。

二元代表制は、地方公共団体においてともに住民の直接選挙で選ばれました議決機関である議会と執行機関である市長の2つの代表機関を示しているということになります。住民を代表する議会と市長が対等の機関として、それぞれの権限と機能の中で相互に牽制と抑制を図り、品行と調和を保ちながら自治体事務を公正、適切かつ円滑に遂行していくことが二元代表制の本旨であると理解しております。

職員の問題もございしますが、理事者及び補助機関である職員も同様でありまして、当初職員が入りました初任の研修については、このことをしっかり研修の中で教えておるところでもございしますし、ふだんの事務についてもその二元代表制の、特に議会で出られた議員の方々に対してのご意見等々については真摯に受けるように話しておるところもございします。

議会に対する積極的な情報公開のことについて、少しでも触れさせていただきますけれども、施政方針等の決定過程においては、時期を見て必要に応じてさまざまな形で議員の皆様にご相談、ご協力をお願いする機会がございします。その際には執行機関として、必要な情報提供と丁寧な説明に努め、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

議会との積極的な議論の場については、当然ながらこの場がこの議場がその場でもありますし、また各委員会がその場であろうと思います。お互いに議論をまぜ合わせてまいりたいと、このようにも思っております。

議会からの政策提言のことについて、少しでも触れさせていただきますけれども、小野議員もおっしゃられました、西予市が愛媛県で最初につくりました西予市議会基本条例であります、その第9条に、議会からの政策提言に関する規定がございします。私どもは、議会からのご提言を真摯に受けとめ、対応すべきものは実行するよう努めた

いと、このようにも思っております。しかしながら、現実的には全ての提案に対応することは財政状況や物理的、制約的に不可能な場合もあります。このことについては、ご理解のほどをお願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 市長の答弁にもありましたように、以前に私がこの二元代表制について質問をいたし、市長から答弁をいただいたのはよく承知をしております。ただその間、私が感ずるところによると果たして浸透し、またそれに職員が応えているのかなあという懸念がありましたので、再度このたび質問させていただいたわけでございます。

それから、議会に対する積極的な情報公開でありますけれども、これは議長が就任の挨拶の中でも議会にどしどし情報を提供してくれと、議会としてもできるだけことは市政に反映をしたい、協力をしたい、議会には、議員にはその道のプロがおるんだというような挨拶もされました。ぜひその辺を検討していただきたいなど、このように思っております。

次に、二元代表制に対する理事者及び職員の対応についての常任委員会に対する理解と対応についてご質問をいたします。

常任委員会は、地方自治法にも109条第2項に定義をされております。所管事務の調査研究、審査を可としております。その常任委員会をこの西予市は、大いにして軽視をしてるような傾向があると私は思えてなりません。

例えば、昨年私が総務委員長のときに城川町を訪問いたしました。教育長さんもおいでになりました。学校長4名もお越しになりました。PTAの方もおいでになりました。学校教育課長もおいでになりました。統合問題についてあらゆる調査研究をし、熱心に我々も皆さん方のお声に耳を傾けたつもりであります。先般5月19日だったですか、調印式が行われました。地元の議員さんは案内があったかどうか、それは知りません。議長も、私はわかりません。しかし、総務委員長にはありません。所管の事務調査をする、そして可とした総務委員会を余りにも軽視をしているのがこのよい例です。一言、皆さんお世話になりましたと、やっと調印式ができましたよ、こぎつけまし

たよとお知らせぐらいは私はいただいていいかな、これが二元代表制の最たることだと私は思っております。

また、以前にもよく言いました。イベントにも一切、委員長の案内は皆無に等しい。これもつけ加えました。予算の審議は委員会で審査をし、可としております。議決はあくまでも本会議です。しかし、委員長の職責というものは非常に重いものがあります。それを私は軽視をしてるのではないかなと。

ご答弁をお願いいたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

常任委員会は、今小野議員言われたように、所管する部門の事務に関する調査を行ったり、議会からの付託を受けた法案や請願等を熱心に審査をしていただく議会の機関であると理解をいたしております。私どもは常任委員会の機能、立場を十分に理解し、きちんとした対応が必要であると常々思っているところでございます。各部課長には、委員会審議はもとより、各種事務事業の推進に当たりましては、委員会に対し配慮を持って適切に対応するように指導をしているところでございます。

ただ、今言われた各行事に対する案内の件につきましては、どういう場合にどの範囲の議員に出席をしていただくかというようなルールづくりが合併後確認をされてなかったような一面もありますので、議会当局とも今後相談をしながら、今言われたような対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 河野新副市長から答弁をいただきまして、私はしていただいととは思いますが、さらには常任委員会の任務の重要性、委員の自覚、さらには委員長の自覚を促すためにも、ぜひそのような方向で行政方も取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、2番の議員個人に対する理解と対応についてお伺いをいたします。

市長は、議員は地域の代表である、代弁者である、その責務は重いとよくおっしゃられます。それが、また繰り返しますけれども、どうもある一

部においてはまだまだ浸透してない。いい例が、議員が代弁者として行政に陳情やいろいろなことをお願いをします。9割近くキャッチボールがない。言ったら言いっ放し。しばらくして、あの件はどうなりましたかと問えば、やおらああ、あの件につきましては云々です。私は、市長がそのようにおっしゃるのであれば、途中経過とかこれこれで予算上どうしてもできませんとか、そういうキャッチボールをしていただきたい。これも以前に質問をしましたが、まだ正直言って十分ではない。この点どのように対応されますか、お伺いをいたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

各議員におかれましては、選挙で選ばれた西予市民の代表であると、主に地元地域の代表であると、今議員言われたとおりのことでございまして、このことにつきましては今までも常々指導をしていただいて、提言をしていただいておりますので、各部課長会を通じてそのことを徹底するようにという指導は今までもしてきたところでございますが、今言われるようなことで、一部まだできてない部分があるように見受けられます。今後また、なお一層の周知を図らせていただきたいと思います。

ただ、合併後組織が大きくなりまして、議員とかかわる機会の少ない若手の職員でございしますが、このようなこともありますので、その点も含めて指導をしてまいりたいと、このように思います。

以上、答弁といたします。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 聞くとところによりますと、河野新副市長は主にそういうところをこれから強化をしていくというふうな任務を持たれてるとやにお聞きをしておりますので、さらにそういう面につきまして、職員への指導をお願いをしたいとします。まだまだ言いたいことは山ほどありますけれども、一般質問になじみませんので、これ以上のことは申し上げるのは控えておきます。

次に、教育委員会の方針についてお伺いをいたします。

ことしのNHKの大河ドラマは「花燃ゆ」であり、物語の主人公は吉田松陰の妹で久坂玄瑞、ま

た玄瑞死後は小田村伊之助、後の群馬県令となりました榊取素彦の妻になった方でございますけれども、私たち議会も先般、山口県の萩市のほうに研修に行きました。松下村塾は、このたび明治産業世界遺産の候補地に上がっていることはまことにご同慶にたえないところでありまして、ご案内とおりであります。

さて、吉田松陰が塾長を務めた松下村塾は、後に多くの人々を輩出をいたしております。その中で吉田松陰は、大きく門下生に対して心の問題を教育をしております。松下村塾はなぜこのような人材教育ができたのかは、これからの教育を考える上において一考に値すると私は思っています。

その松下村塾の教育理念は、私は3つあるのではないかと思います。学問は、人間とは何を学ぶか。人間、志を持つことが全ての源になる。真を尽くせば動かすことのできないものはない。また、これによく似た言葉は、米沢藩主の上杉鷹山が「為せば成る為さねば成らぬ何事も成らぬは人の為さぬなりけり」と言っておりますけれども、またドラマの中で松陰は、あなたの心は何ですかと、このように門下生に問うております。

松陰は、このように考えたのではないのでしょうか。まずは、人は志を立てる、志ある者に教育という注射を打つ、そのことによって人は輝きを発し目標を達成できると考えたのだと、私は思います。

人間志を持つことが全ての源泉になる、これに尽きると私は考えますが、この件につき、西予市教育委員会の方針について、教育の理念と目的について、特に鉄は熱いうちに打てと、このようによく申します。まだまだ、頭の柔軟な小学生の低学年ぐらいからこの教育の目的、その理念はどのような方向で進められておるのか、まずお伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 非常に大きなテーマでご質問いただいたと思っております。我が国の教育の理念、目的から始めたいと思います。

我が国の教育目的、理念は、平成18年に全面改正されました教育基本法にはっきりと記載されております。義務教育として行われる普通教育、また小学校教育の目的、目標につきましては、この教育基本法で明記された目標、目的を達成できるようにと学校教育法でもその目標が定められて

いるところでございます。

地方自治体の教育振興でございますが、教育振興については国の教育振興計画を参酌して定めなさいということになっております。本市においては、平成26年3月に西予市の教育基本計画を作成したところでございます。当該計画では本市の教育についておおむね10年先を見通した基本計画として、ふるさとの未来へつなぐ人づくりというものを掲げてございます。その基本理念のもとに2つの基本目標、夢を育み未来へつなぐ西予っ子を育てよう。さらに、ふるさとを愛し、生涯現役の西予人をつくろうと、この2つの基本目標のもとに、さらには4つの重点目標も掲げて教育を推進しているところでございます。

教育委員会では、この教育振興計画に基づきまして、高い知性と誠実で豊かな人間性を持ち、健康でたくましく生き、社会に貢献できる西予市民を育成するために、また8つの基本方針も定め、教育の充実に努めているところでございます。

ご質問の特に小学生に対する教育につきまして、これらの法律や諸計画に基づき、生涯にわたり学習する基礎が培われるように、基礎的な知識や技能を取得させるとともに、これを活用して課題を解決するための必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育み主体的に学習に取り組もうとする態度を養う、ここに重点を置いて教育の充実に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 それでは次に、教育は知、徳、体とよくこのように言われます。中でもやはり心の教育が大切ではないのかなと、このように私は思います。今般の人事異動で教育委員長さんもありました。教育部長さんも新任されました。学校教育課長さんも新任されました。

そこでお伺いをいたしますが、今日日本の教育には大変な危機といえますか、懸念をされております。今日の犯罪を見ても若年化、凶悪化、多様化し、また親が子を、子が親を殺すといった、以前には全く考えられないような想像もつかないような事犯が多くあり、猶予ならぬ状態であります。大切なのは三つ子の魂百までであります。先ほど言いましたように、小学生しかも低学年のうちに、知、徳、体も重要ですけども特に徳、すなわち心の教育が私は大切ではないかなと、このよ

うに思う次第であります。

戦後、アメリカは、GHQを中心として日本が守ってきた家長制度やよき伝統、古来の文化を破壊し、二度と連合軍に盾を突かないような弱体化の方策をとったと聞いております。それらが顕著な例が3S政策であります。それは何か、古来よりの武道をスポーツにした、そしてスクリーンを大衆の面前に広く広げた、そしてセックスをおっぴろげにした。この3S政策によって、日本の心の教育、伝統教育、そして家長を中心としつかりとした日本人の心を私は失ったのも、大きな要因の一つだと、このように思います。また、これを私が言うと、あんたは軍国主義かい、右翼かいと言われますけれども、以前は修身、その教育の基本となったのはご案内のとおり、「爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信し、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし、学を修め、業を習いて」云々とあります。これは、明治23年10月30日に公布をされた教育勅語の一節であります。このことについて、教育委員会のほうとして心の教育をどのように捉えて、どのように教育をされていくのか改めてお伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 おっしゃるとおり心の教育というのは非常に大切なものと理解しておるのは、まず最初に申し上げておきたいと思います。

先ほど申しましたけれども、教育基本法、教育の本当の基本法でございますが、国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する、これが教育基本法にいう目的でございますが、その中ではやはり知、徳、体を基本にしつつ個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、日本の伝統や文化を基盤とした国際社会との関係、以上のような観点から具体的な教育の目標を定めているところでございます。

ご質問の心の教育は、同法で掲げるいわゆる豊かな情操と道徳心、これを培う教育であろうと理解しておるところでございます。学習指導要領においてもいわゆる心の教育を生きる力、これを構成する重要な要素といたしておりまして、教育目標の主要な柱の一つとしておるところでございます。個人は、他者や社会とのかかわりの中で生きておりまして、一人一人の個人はそれぞれの興味や関心、持ち味にも違いがございます。変化の激

しい社会の中で、困難に直面することも少なくないことや高齢化社会で長い将来を見通したとき、子供たちに求められる生きる力、基礎、基本を確実に身につけて、みずからが学び、みずからが考え、主体的に行動できる資質、能力とたくましい健康な体、そして心の問題、みずからを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する豊かな人間性を培うことが非常に重要なことであるというふうに理解しております。このため、市内の小・中学校におきましても、児童・生徒の人間としての調和のとれた育成を目指しまして、地域、学校の実態、児童・生徒の心身の発達の特性を十分考慮しつつ、道徳の時間をかなめとして学校の全教育活動を通じた取り組みを実践しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 教育長の細にわたる答弁、ありがとうございます。

私もいろいろな成人式とか、それから小・中学校のスポーツ大会とかイベントとかよく出席しますけれども、その中で学んだことをぜひ西予市のために役立てたいというふうな、いわゆる成人式の皆さん方の発表だとか、子供たちの発表でよく聞きます。大変喜ばしいことだと、私はたくましくそのように頼もしいことだなあと、このように思っております。

そこで、1の最後の質問になりますけれども、やはり郷土愛というのが大変私は大事だと思います。そこで、子供たちが西予市の将来についての思いと、また帰ってきてぜひ西予市の役に立ちたい、またいつまでも西予市に暮らしたいと、このような教育はされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 最後の質問、子供たちのふるさとに対する教育でございますが、伝統文化とか、それを育んできたふるさと、こういうものを愛するという心も非常に大切な教育の目標の一つでございます。本市の学校教育においても、地域を学ぶ学習やふるさとを愛する心を育成するという学習を積極的に行っておるところでございます。

具体的には、総合的な学習の時間を活用して、地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々についての学習、それから四国西予ジオパークを活用

した学習、地域の人、文化、自然の学習を通して、みずからの課題を見つけ、問題を解決する学習など、各校独自で学習テーマや学習内容を定めて、発達段階に即した学習を行っております。

つい最近、児童・生徒に対して、大人になっても西予市に住みたいですかというアンケート調査を実施いたしました。その中で小学校5年生、6年生全体では約6割、残念ながら中学校全体では約3割が今後とも住みたいという調査結果でございました。残念ながら成長するに従って、西予市に住みたいという割合が減少いたしております。都会に住んでみたいと、やってみたい仕事は現在西予市にはないんじゃないだろうかというようなことも考えられる原因の一つかと思います。

本市の人口ビジョンの策定に際して、小・中・高の各児童・生徒の進路に対する意識調査も行っておると聞いておりますので、西予市の将来の計画にぜひこのデータを生かしてまいりたいと思います。学校教育についても意識調査を分析しながら、ふるさと教育のあり方についてもさらに検討を深めてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 今教育長よりアンケート調査、5、6年生は60%、中学生は30%との答弁がありましたけれども、まず若者として1回都会へ出て都会の空気を経験するのも、私はこれは西予市にとって大切なことだなと。その体験と経験等を、ぜひUターンしていただいて西予市に活用していただきたい。こういう教育も私は大事ではないかなと、このように思います。

次に、廃校の対応について質問をしますけれども、時間も迫っておりますので、関連がありますので1、2を合わせて質問をさせていただきます。

廃校された学校、まず下泊小学校が平成22年3月22日に閉校式がありました。その後三瓶町が4校、昨年度は野村町5校、明浜町4校、27校のうち14校が閉校をされておりますけれども、その後その学校を訪問し、閉校の現状を確認、調査されたかどうか、まずもってお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、伝統、文化を大切にしたいと、このようにありますけれども、校訓は学校の基本方

針であり、憲法でもあります。校歌は学校の校歌でもあり、指導方針の一部でもあります。27校中、優しくは11校、次に正しくとたくましくが8校、強くが6校、その他、頑張る、考える、また特異なのはまことという校訓もあるようでございます。

そしてまた、校歌には先ほども言いましたように、その学校の長い伝統や地域のシンボルと子供たちの心意気が表現されております。教育に地域の伝統、情景を歌ったのは、後ろにもおられると思いますが、田之浜小学校の1番の歌詞は、「黒潮洗う宇和海の砕ける波のよせる浜、開明校の昔から鍛え続けた心と体、僕らはみんな頑張るよ」、大変すばらしい情操教育、地域のシンボル、地域の状況をあらわした校歌をあらわしております。それから、地域のシンボルを取り入れたのは中筋小学校の「今日も見上げるご在所の山懷に包まれた」、揚々とした前途に期待を込めた歌です。もと周木小学校は「沖遠く夢よ広がれ空高く望み上がれよ」と、こういうふうな歌詞があります。私が心に残っている校歌は、中でも平成22年3月閉校しました下泊小学校の校歌です。これは散木奇歌集というのがありますけれども、平安時代の後期の歌人で源俊賴、「須磨の浦や渚に立てるそなれ松」というふうな歌詞があります。その歌詞を取り入れたのが、「高島の荒いそ高きそなれ松、波風強くたけるとも、枝たくましく根を張って、動かぬ姿そのままに、僕も私も今のうち、強い体を鍛えよう」とあります。これが私は心の教育だと思います。

そういう校訓、校歌をどのように取り扱う予定でありますか、取り扱おうとしてるのか、お伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 私のほうから、ご答弁をさせていただきます。

まず1点目、廃校となった学校の確認、調査等を行っているかというご質問だったかと思えます。

小野議員おっしゃるとおり、現在までに三瓶地区が5校、野村地区が5校、明浜地区4校、合計の14校が閉校となったところでございます。閉校後、活用方針を、今活用方向を地域の皆様でお考えをいただくとともに、行政サイドでもそれなりの方策を今後どうしていくのか検討していると

ころでございます。閉校となった校舎、学校の施設につきましては、教育委員会としましても放置しておくわけにはいきませんので、随時学校等を尋ねて行って、現場等の確認をしているところでございます。

もう一点、校歌、校訓についてのご質問がございました。

まず、校歌についてですが、小野議員おっしゃるとおり、その歌詞に込められた思いは地域への愛情や誇りを育むものでありまして、母校を巣立ち、各方面で活躍されている多くの諸先輩方や住民の皆様方の心のよりどころとしても貴重なものと考えております。

また、校訓はそれぞれの小学校が定めている教育に関する目標や方針などを成文化したものでありまして、設立当時の教育の意気、思いを反映しているものと認識しております。閉校しました小学校の校訓、校歌の保存につきましては、それぞれの体育館にそのままの状態では壁面に固定しておりまして、また石碑なども校庭にそのまま設置した状態で保存をしております。これらは、あらゆる折に利用されるそれぞれの世代の皆さんが当時をしのんだり、歴史を振り返ったり、語り合えたりすることのできる一つのオブジェ、歴史的資料として可能な限りそのままの状態では保存させていただく方法がよいのではないかと考えているところでございます。

また、今回の閉校に当たり、新たにその記念として校歌等の石碑が設置されているところもあるようでございますが、このことにつきましても同様に考えているところでございます。しかしながら、一方では今後跡地活用を検討していく中で、不都合が生じるようであれば、新たな設置場所等の検討も必要ではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、地域の皆様と十分な検討、協議を行った上で、必要に応じた処置を講ずることとさせていただきたいと考えております。

小野議員ご案内のとおり、閉校となりました各小学校の校訓や校歌、石碑等につきましては、それぞれの学校の閉校記念誌の中に掲載をさせていただいております。この閉校記念誌は、校区ごとに、全世帯並びに市外在住の購入希望者の皆様などのお手元へお届けする予定としております。既にお届けした地域もございますが、母校、校歌に

対する思い出をいつまでもつなげる資料として大切にさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほど言いました「高島の荒いそ高きそなれ松、波風強くたけるとも、枝たくましく根を張って、強く生きようよ」と、教育長、教育長の母校ですよ。そのとおりやられてます。敬服いたします。

そういうことで、校歌はそういう指針をあらわしとるわけです。さらにまた、部長も答弁されましたように、やはり母校というのは心のよりどころなんです。何歳になっても尋ねてみたい場所は母校なんです。その母校が荒れ果てていけば、その教育はゼロに等しいと言っても過言ではない。それを守るためにある地域は、老人が自主的にグラウンドの草引きをして廃校を守っております。こういう地域もあります。恐らく教育長の学校かなあ。やはり業者のほうにお金を落とすんでは、何らかの方法で老人会あたりにそのお金を配布していただいて、老人会とPTAと子供たちが年に1回か2回草引きをして、その後イベントをして、催しをして三世代交流する、これも母校に対する思い、心の教育ではないかな、情操教育ではないかなと私は考えますので一考をしていただきたい。

次に、最後の市内における名所、史跡の取り扱いについて、市長部局並びに教育部局所管分について市内による名所、史跡の現状と今後の利用等について、関連がありますのでこれも市内における名所、史跡は何カ所指定しているのか、案内板、由緒板、説明板は現状、現況調査、点検はしているのか、あわせて質問をいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 小野議員ご質問の名所、また史跡ということになりますと、広義の解釈も必要かとは思いますが、初めに私のほうからは、教育委員会が所管しております文化財についてお答えをさせていただきます。

市内に所在する指定等の文化財は、国指定が2件、国選定が1件、国選択4件、国登録10件、県指定が25件、市指定が205件の合計247件でございます。

次に、文化財の内容を説明します看板等の設置状況につきましては、平成23年度に市教育委員

会と市文化財保護審議会が共同で指定文化財を対象とした悉皆的な調査を行いました。この調査と双方で協議した修理基準をもとに、平成23年度から25年度までに看板の新調や修理を行ってきたところでございます。また、これまでに発掘調査をしました遺跡のうち、設置可能なものにつきましては西予市埋蔵文化財活用事業として、国庫補助を利用しながら誘導表示や説明用の標柱、案内看板等を設置しているところでございます。

日常的な点検につきましては、指定文化財の現地を訪れた際に、随時確認するという対応をとっておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、市長部局の所管の観光名所等について私のほうから答弁をさせていただきます。

市内には、自然公園法で指定されております足摺宇和海国立公園の法華津峠や四国カルスト県立自然公園の大野ヶ原、佐田岬半島宇和海県立自然公園の大崎鼻公園、須崎園地がございます。また重要伝統的建造物群保存地区の宇和町の町並み、名水百選の観音水、棚田百選の堂の坂、奇岩百景の須崎海岸や岩上田、百名道の羅漢穴等いろいろ指定されているものがございます。西予市では、名所として明確な基準は設けておりませんが、昨年度編さんいたしました市史では観光の項で66カ所の名所を記しており、当然一部には四国西予ジオパークのジオポイントとも重複している部分がございます。

次に、観光施設等の案内板の状況につきましては、不定期ではございますけれども、各現場に出かけ看板等の状況を確認して、補修等の必要があれば修理をいたしております。市内一斉での看板修正は、予算面から考えましても困難な部分がございますので、集客数の多い箇所やまた破損が激しい場所につきまして必要なものから、市内統一性を持ち、外国人の対応も考え、今回一昨年指定をされました四国西予ジオパーク推進計画に沿ったデザインに変更していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 なぜ私はこの質問をさせていただいたかと言いますと、これは私の一番質問したかった理由は、三瓶町に三瓶町由来の地という

のが日吉崎にあります。この日吉崎というのは要らんことですが、平清盛のお母さんの池禅尼の荘園があったところで、海を照らす火寄崎が、岬ですね、なまって日吉崎という地名となったようなんですけれども、そこに三瓶町の3つの瓶が流れたといういわれの看板があります。1年前に三瓶町教育委員会になつとるんだが、看板の字も判読しにくいんだが、先ほどおっしゃいましたジオパーク等で県外からのお客さんも多いようでございます。早く何とかしてくれんかと言いました。1年たってもナシのつぶて。話をしましたら市長部局です、教育委員会部局です、市民には関係ないんですよ。市と思っとなです、教育委員会も市長部局も。そこらが厳しい予算の中ではありましようけれども、めり張りを持った行政指導をしていただきたい。

そのことに合わせまして3、4ですけれども、ジオパークが今後大きな我が市の観光シンボル、目玉になります。その看板等含めて、先ほど言いましたように市長部局です、教育委員会部局ですと言わずに、窓口を一本にして西予市、横へ西予市教育委員会という連名のような格好でもいいじゃないですか。そのようにするお考えはあるのかどうか、またそういうような経過についてをご質問をいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議員ご指摘のとおり、確かにジオパークを基本とした地域づくりを円滑に進めていくためにも、市民の立場でわかりやすい窓口を設置することは必要なことではないかと考えます。しかしながら、史跡等の文化財としての指定、認定されているものと、観光地として指定されているもの、あるいは先ほどご質問にございましたジオポイントとして選定しているもの、それぞれ管理ですとか保存についてもそれぞれの方法がございます。補助事業に対応するにいたしましても、文部科学省であったり、あるいは経済産業省であったりというようなことで、所管の違いもございます。とは言いながら、全てそういうものを窓口をお通しすることは難しいと思います。

ただいま議員ご指摘いただきましたとおり、市民の方にとりましては、どこの所管が対応しておろうとそれは一緒だろうと思います。そういう部分を理解いたしまして、場所の確認ですとか問い合わせ等につきましてはお互いが連携をとり対応

するようにしてまいりたいと思います。

また、修繕とかそういうことにつきましては、具体的な相談内容をお聞きした中で、お問い合わせの方に理解していただけるようにご案内をしていくように努めていきたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8 番小野正昭君。

○8 番小野正昭君 確かにそのとお리だと思うんです。予算もあるし、いろいろな国の文科省とかいろいろな関係があらうと思いますけれども、何回も言いますように市民には余りそういうことはわからんのですよ。ですから、ジオパークができた契機に部課長なりでこの役所内でよく精査をしていただいて、検討していただいて、早急なできるものから対応をしていただきたいなど、このように思います。

時間もあと一分切りまして、長々と質問をいたしました。それにつきまして、本当に市長を初め、理事者の皆様には丁寧な答弁をいただきました。また、傍聴席には多くの皆様に私の質問を聞いていただきました。本当にありがたいことであります。心から敬意と感謝を申し上げまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 02 分）

○議長 再開いたします。（再開 午前 10 時 15 分）

次に、18 番酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君 議長より通告いたしました一問一答方式によりまして、私の質問をただいまより始めたいと思います。

先ほど小野議員さんのほうから非常に能弁だというお話がございましたけれども、私のおじさんが能弁は銀、寡黙は金、おまえの性格はそちらをモットーとして努めよという話がありましたが、今もって寡黙を保つ力がまだございません。今回の質問につきましても、いろいろな形で質問すると思いますけれども、その点につきましては、また皆さんご容赦願いたいと思います。

本日は緊張感の中、市長もおっしゃられましたが、やはり一般質問をするときにこれだけ大勢の方が傍聴に来ていただきますと、緊張感の中でできると。この緊張感がとてもたまらないとい

うようなところでございます。先ほどの質問にもありましたけれども、議員の務めというのが自治法にうたわれておりますけれども、昨今の地方自治は議員の役目というのが地域とそして市民とのつながりを密にしてキャッチボールをするという務めが非常に多くなっております。本日は明浜の区長さん、俵津地区の老人会の皆さんがおいでいただいておりますけれども、そのあたりとのキャッチボールは、先ほどはなされてないような話をしておりましたけれども、私のほうは意外と区長さんや老人会や、ここで婦人会が来ていただきますと勢ぞろいということになるんでしょうけれども、女性の進出を含めまして、このような地域との代弁者としての役目をこれからも努めさせていただきたいと、このように思っております。

本日は、人口減少社会に向かってと公共施設の管理運営は、伊方原発再稼働問題についてと3点を上げておりますけれども、多岐にわたっておりますので、答弁が長くなりますと時間内にはおさめきれないかもわかりません。その点はまた割愛をさせていただきますので、ご容赦を願ったらと思います。

まず、人口減少社会に向かってのこの問題でございまして、これにつきましては先般私も平成市議の会におきまして、地方創生について、人口減少克服に向けてと内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局という形のほうから話し合いをいたしました。

この地方創生につきましては、今大きく取り上げられておりますけれども、起因するのは人口問題ということでございます。これからの日本の出生数、出生率、総人口の長期的推移と将来推計、国のそういうものを勘案いたしますと、日本の将来の人口動向、地域によって異なる将来人口動向、首都圏への人口集中の国際比較とか、人口移動の状況、こういうものを勉強いたしまして、そしてどうすればいいかということがまず1点でございますが、その中の参事官さんのお話では、経済発展とともに人口がふえることは農業発展と同じ、並行してるよと。正確に人口動態は予想できると。直視しないで、これまでは先送りしてきたのが現実である。増田レポートでマスコミが取り上げ、いろんな面での消滅自治体だとか、限界集落だとか、そういうネガティブな問題をこれから国家的な問題として取り上げる勇気がやっとな

きた。こういうことの問題でございます。地方創生につきましては、表は地方創生になっておりますけれども、根元は人口減少問題をどうするか、この問題でございます。

先般自由民主党の県連大会におきまして知事がお話しした中に、人口減少政策を最大の課題にすると、政策にするというお話もございました。また、先般の三好幹二市長の後援会総会、きょうは役員さんたくさん来られておりますけれども、その中で市長が延々と20分以上にわたりまして、西予市の人口推移予想、西予市の自然減人口推移、西予市児童数の推移、そして各高校の生徒数と定員とか、いろんな問題について人口問題にしていみじくもお話ございました。時を得てタイミングよくこの問題につきまして、私も人口減少社会に向かって、これから質問をいたしますけれども、手短な形で正確にさせていただきたいと思います。質問も端的に質問をさせていただきますので。

まず、人口のシミュレーション、日本また西予市の人口シミュレーション、また25年後、2040年との比較はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 酒井議員にお答え申し上げます。

まず、冒頭お話がありましたとおり、私もよくしゃべる人間でございますので、沈黙は金という言葉、非常に理解しているつもりでございますが、ややしゃべりがちでございますので、本来であれば市政にとってはしゃべらないほうがよろしいかなと思うようなことも、先ほど小野議員からお話がありましたとおり、議会に対しては情報提供、市民に対しても同じような形で取り組んでまいりたいなど、悪い情報も包み隠さず出したいなど、このように考えてる次第でございますので、ご理解いただければなど、このように感じております。

人口シミュレーションについてのお尋ねがございました。

人口シミュレーションにつきましては、現在松山大学のほうと調査を進めておりまして、それがまとまった段階で正確な数字というか正しい数字を出したいなど、このように考えているところでございますけれども、現時点で私どもが考えてい

る数字を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、日本の総人口につきましてでございますが、外国人を含めまして、2008年の1億2,808万人のピークから年々減少しております。総務省統計局のデータによりますと2014年12月1日現在の、国勢調査ですが、確定値で1億2,688万人となっております。

一方、西予市の人口でございますけれども、2004年の合併時に4万6,998人でしたが、2015年5月末現在で4万773人となっており、この10年間で約6,000人強の人口が減少しております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 西予市の人口そのもの自体が25年後、そして2040年には幾らぐらいの想定をされておりますか。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご答弁申し上げたいと思います。

25年後の人口と比較についてでございますけれども、日本の総人口は今後100年間で100年前、すなわち明治時代の後半の水準に戻っていく可能性があると言われていると予測されております。この変化は、千年単位で見ても類のない極めて急激な減少ということになっております。

国立社会保障・人口問題研究所が公表しております日本の将来人口によれば、2040年の日本の総人口は現在の人口から約2,000万人減少すると推計されております。このまま推移すれば、先ほど申し上げたとおり、2100年には5,000万人を下回ると推計されております。

また、同じようなところで公表しておりますのは、地域別に見ますと2040年の西予市の人口は2万5,242人で、現在の人口から約1万5,500人減少すると推計されております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 内閣官房の創生本部からもそういうお話は出ております。非常に、このままいきますと東京のほうは、都会のほうは高齢化もですが、西予市におきましては高齢者も下がっていく。明浜町なんかは、正直言いまして先般の老人会総会で聞きますと49.3%が高齢化になっております。先般私の同級生が、ちょうど1点目話してみますと、これから10年たったら向こう三軒両隣全部空き家よという話がございま

す。そして、最近葬式が多いなど、こういうようなお話があるわけですが、これからこの自然減の原因につきましてどのように考えておるか、また対策は。出生率、高齢化率、維持するためにはどれだけの出生比率が要するのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご答弁申し上げたいと思います。

人口の自然減、社会減とその対策についてのお尋ねございましたけれども、人口減少はさまざまな要因が長期的かつ複合的に影響することによって生じておりますけれども、自然動態に係る要因と社会動態に係る要因、大きく2つの要因に分けることができます。

自然というと人が生き死にという話でございすし、社会という話であると人が移動するというような話でございすけれども、自然動態に係る要因として、おおむね全国共通と考えられますけれども、社会動態については地方特有の要因と言われております。

自然動態に係る主な要因といたしまして、戦後の女性人口の減少、未婚化、晩婚化による出生数の減少、子育てイコール負担といったイメージによる夫婦出生力の低下、高齢化による死亡者数の増員といったようなことが考えられております。

また、社会動態に係る要因につきましては、高度経済成長期における大都市圏に転出する若者が増加したこと、あわせて現代の若者が地元で希望する職種につけない、また高校卒業後の進学先が不足しているといった理由で大都市圏に流出しているといったことが考えられると思います。

西予市におきましても、これら自然動態及び社会動態に係る要因が長期的かつ複合的に影響して人口が減少しているというふうに考えてございす。その対策につきましてでございますけれども、現在地方創生戦略検討しておりますけれども、こういったところでまずは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための取り組みを行い、安定した雇用を創出し、市内の起業、創業をできる環境を整えていくといったこととともに、移住希望者が不安と考えている雇用や日常生活、交通の不便さを解消し、未来を担う子供たちへ、郷土愛を育むための情操教育や人材育成に努めていくことが重要だと、このように考えている

次第でございます。

出生率でございますけれども、西予市では、女性が生涯産む子供の数をあらわした合計特殊出生率というものがございすけれども、1.67人ということになってございす。人口を維持すると、人口規模が維持される水準である人口置換水準というのがありますけれども、それは2.07ということになっておりまして、それを下回っているわけでございます。皆様もご存じのとおりでございますけれども、昨年旧城川町で生まれた子供の数というのはわずか3人という状況でございます。こういった状況の中、先ほども対策という話ございましたけれども、少子・高齢化の当市の対策といたしまして現在検討中でございますけれども、先ほど申し上げた結婚、出産、子育て、こういったところを考えていかなければならないと、このように考えている次第でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 ただいまのシミュレーションによりまして、2040年、これから25年後でございますが、2万5,242人という数字が出ております。これは、国立社会保障・人口問題研究所が出してる数字でございますけれども、これよりも下で出してる場所もございます。努力して大体2万5,000人と、25年後ということになっておりますが、そこに向かって努力して2万5,000人という前提のもとでお話をさせていただきますが、ご質問をさせていただきます。

これから、25年先の財政とか国保、介保等々の状態はどのようになっているのか、そのあたりをお聞かせ願ったらと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご答弁申し上げます。

25年後の人口減少社会における財政状況についてのお尋ねがございました。

財政の健全性の確保や計画的な財政運営を行うため、毎年度中・長期財政計画を策定しているところでございすけれども、計画策定は過去3年の実績と今後の10年間を対象としておりまして、25年先の財政計画につきましては非常に予想が難しいところでございす。現在、公共施設等総合管理計画なども策定中でございますので、あくまで推計というようなこととなりますが、主な歳入、歳出につきまして、中・長期財政計画を

もとに仮試算いたしますと、市税につきましては平成22年度から25年度までの4年間の平均で、市民1人当たりの税額に平成52年度の人口見込みを乗じて算出いたしますと、平成25年度と比較いたしまして約11億円の減少、交付税は33億円の減少となる見込みでございます。交付税につきましては平成26年度単位費用と補正係数、非常に難しい話をして申しわけありませんけれども、これも平成52年度の人口見込みを乗じて算出したものでございます。実際には現在実施されていたり、検討されていたりしている需要額の削減例として、病院の許可病床数から実利病床数への見直しや公共施設維持管理の単位費用算定に民間委託の手法を導入させるといったことが、現在国のほうで検討しているというふうに報道等ベースで承知しておりますけれども、こういった状況踏まえればさらなる削減も予想されるといったところでございます。

このほか、基金残高、貯金に当たるものでございますけれども、基金残高に関しましては行財政改革により人件費、物件費、普通建設事業を減額したとして、毎年的一般財源不足により平成52年には約40億円の残高、現状で何も改革を行わなければ平成43年には基金が枯渇するというようなことが予想されているところでございます。

対策といたしましては、行財政改革を進めながら、一般論的なことを言わざるを得ませんけれども、地方創生の需要などを見きわめつつ、適切な財政規模に縮小していく必要があると考えているところでございます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから生活福祉部所管の国民健康保険及び介護保険のご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国保制度でございますが、議員ご案内のとおり、国保制度は昭和13年に創設されました。以来国民皆保険体制の基盤として中核的な役割を担い、誰もが安心して医療が受けられる今日の医療体制を支えてきましたが、しかしながら現在は高齢者や低所得者の人の多くを被保険者とする制度の構造的な問題に加え、長寿、高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴い、医療費は年々増大しており、その一方で地方の経済の低迷などの影響から保険税の収入の低下にも歯どめがかか

らない状態で、市町村の国保の財政面は非常に厳しい深刻な状況となつてきております。

このような中で、国は将来にわたって国保制度の安定的な運営を持続できるよう、平成30年度以降の国保運営を都道府県を中心とした市町村との共同運営体制に大きくかじを切ろうとしております。この改革は、国保の財政単位を広域化することで財政基盤を強化し、また保険税の地域格差を解消して公平性を確保しようとするものでもございます。

今後は、国との協議を踏まえて、県が市町との情報共有及び意見交換を行った上で、平成29年度上半期までに国保運営方針の策定を行い、同年度下半期には各市町において保険税率の設定を行う予定としております。

なお、本市におきましては、現在人口の3分の1に当たる約1万3,000人が国保に加入しております。そのうち65歳以上の高齢者の割合は約45%となっております。ここ数年、人口の減少とともに被保険者数も減少しており、医療費の総額は横ばいながら、1人当たりの医療費の負担額は年々上昇しているため、それに見合う保険税による財源確保が困難な状況にもなつてきているのは現状でございます。

議員がおっしゃる25年後は人口の減少に合わせ、被保険者も減少し、そのうちの半数以上を高齢者が占める見込みとなり、また医療技術の高度化による高額な医療費負担が増大すると予測されるため、国保運営はますます厳しい状況になっているものと思われま

すが、国保事業の健全化を図るためにも、生活習慣病予防や介護予防など日常的な運動習慣の一層の定着に取り組むほか、国保特定健診及び特定保健指導のさらなる強化などにより、健康寿命の延伸と医療費の削減に取り組むことが必要であると考えております。

次に、介護保険制度でございます。

まさに制度の転換期を迎え、ちょうど今から10年後となる、団塊の世代が75歳に到達する2025年問題を見据えた取り組み、つまり地域包括ケアシステムの構築が最重要なテーマとなっております。本年度から3年を計画期間とする第6期介護保険事業計画においては、10年後の2025年までの将来推計を行い、その上で介護予防重視型への転化を進めるという国の基本方針が示

されました。そうしなければ、10年後にはこの制度の維持が困難になるということでもあります。

したがって、まずは10年後の状況を予測し、どう対応するのかという論点になりますが、本市が計画策定に当たり行った推計では、65歳以上のいわゆる第1号被保険者は、議員おっしゃるとおり来年度の1万6,200人程度をピークとしてその後減少に転じ、また40歳から64歳までの第2号被保険者は引き続き減少していくため、本市の被保険者全体では10年間で約14%の減少となります。

その一方で、介護の必要な人、要介護認定者は10年後も少しずつ増加していくと見込まれております。今後高齢者人口が減少に転じて、現在のままでは介護の必要な人がふえ続けてしまうと推計されるため、介護予防の裾野を広げ、健康寿命延伸の取り組みに力を入れること、あわせて高齢者の生活支援サービスの提供体制づくりを進め、医療、介護、そして地域活動に位置づける簡易な有償サービスやボランティアなどもうまく連携させて高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり、つまり地域包括ケアシステムの構築に全力を挙げて取り組まなければならないと考えているところでございます。

長くなりましたが、以上答弁とさせていただきます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 横山部長は、明浜出身なんで大分馬力を入れて答弁していただきました。ありがとうございました。

身近な人がおりますと熱心になられると、これは人間の情というものでございましょう。

それでは、手短にまた答弁をお願いしたいと思うんですが、私は今25年後の人口減社会での不安予想だとか、不安材料ばかり言ってるようでございますけども、これは総理府の内閣官房のほうでも言いましたように、避けて通れないという問題があるのでお話しします。これは、ネガティブばかりに悲観的に考えるばかりではなしに、そしたらどういうふうを考えればいいのかというようなところを、私は今回の質問の目的といたしておりますので、その点をご理解ください。

続きまして、端的に生産労働力が減少します、人口が減りますと。それによって産業はどうなる

のか、農地の荒廃、1次産業はやっていけるのか、このあたりについて答弁願ったと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 できるだけ短くということでもございましたけれども、2040年には先ほど来お話出とりますように、西予市の推計人口は約2万5,200人ぐらいだろうと思います。国勢調査の、22年に調査がございましたけれども、そのときの人口から約1万6,800人減少するということもございますので、22年の調査からいいますと60%ぐらいの人口になるかと思われます。そういった中で、15歳から64歳までを統計でいう生産年齢人口と捉えますと、2040年には西予市の総人口の44.2%、1万1,100人程度が生産労働力というふうに推計ができればと思います。こういった中で、人口が減少し全国規模で労働力が失われていく実態そのもの、これについて西予市のみでの対策というのは余りにも大きな問題でございまして、なかなか難しいと思われます。特に、この先25年間でどのように流動するかを予想していくということは、これまた大変難しい問題だというふうに捉えております。

ただ、議員ご指摘いただきましたように、市としましては安定した地域経済活動の確保が人口減少対策の重要なものの一つと位置づけております。現在、そういった意味で先ほど質問、答弁の中にもございましたけれども、社会減をできるだけ減速させていくという意味合いでの取り組みを展開していくことが必要であろうと思っております。

現在、地方創生事業の一つとして、企業創業者を支援するため、あるいは外貨を稼いでいただくための事業を地方創生による循環モデル事業として模索しております。

また、企業誘致奨励制度を見直して活用をしていただくように、25年から取り組みを進めております。金融機関と連携して、現在の事業を展開されている方の融資をできるだけ進めていくという事業も展開しているところでございます。

仕事がないことによる転出、あるいは労働力がないことによる、企業が入ってきていただけない、操業ができないという部分、ジレンマがございますけれども、今後も今申しましたような事業

を中心に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから2点目に、第1次産業の荒廃、衰退についてということで、なかなかこれも端的にお答えできる問題ではないかと思えますけれども、農地、第1次産業の荒廃、衰退の関係につきましては、過疎化、高齢化の進行は農山漁村における定住人口の維持や農林水産施設の地域資源の管理に密接に関係しておると思います。多くの集落で協同体的機能の低下を招き、その機能の存続をも危ぶまれる状態に現在直面しているということはもうご案内のとおりでございます。

統計数字を見ますと、平成22年の西予市における経営耕作面積は約3,300ヘクタールでございます。そのうち、田んぼが1,700ヘクタール、それから畑が約560ヘクタール、樹園地が約160ヘクタールとなっております、平成17年と比較をいたしますと、それぞれ五、六%減少している状況でございます。

西予市における農業従事者の平均年齢は約60.9歳となっております、平成17年から比べますと1.5歳年齢が上がっている状況でございます。将来の担い手となり得る45歳以下の農業就農者は、2010年農林業センサスでは208人となっております。

ただ、新規就農者につきましては、成年就農給付金制度が平成24年から開始をされまして、これまで年間五、六人だった新規就農者が現在年間十四、五人新規就農として取り組んでいただいております。

平成26年6月、農林水産政策研究所によります農家人口の将来予想が出ておりますので、その数字をちょっと述べさせていただきますと思います。

2010年の中山間地域における従事者は29万人ですけれども、10年後の2020年には223万人となっております、25.4%減少することが予想されております。同じ率で推測した——酒井議員から先ほど指摘ございました——2040年、25年後ですけれども、123万人というような、現在からいいますと61.4%の減少が推測されております。

同様の比率で西予市の農業関係を見ますと、現在の総農家戸数が4,093戸でございます。2040年では約1,580戸になるよう予

想がされます。

そのような状況を受け、市では現在集落が有している機能をなくさないための新たな組織体制づくりを早急に構築していくことが必要ではないかと認識をしております。

今後、農山村部から青壮年層の流出の抑制、Uターン、Iターン、Jターン含めまして、新規居住者を迎え入れるための地域特性を生かした定住対策の推進強化、また集落規模等の変化に対応して隣接する集落と連携を図る等、これはいわゆる地域の自治を守っていくためにもそういう連携が必要だろうということで、協同活動の枠組みを広げていくことが必要ではないかというふうに思っております。

国におきましては、経営基盤強化の集落営農法人化の推進を図って、規模拡大と生産効率の向上を目指しております。市では農業、農家が農村集落を形成していること、その集落が地域の基本であるという観点から、認定農業者への支援や集落営農の法人化を支援していくことが大変重要だろうというふうに思っております。

先般、農業新聞でも指摘されておりましたが、食糧を自給していくための農業は国の現在の政策で一定の目標を達成できるかもしれません。しかし、全国の水稲農家の7割が1ヘクタール未満の耕作者であること、そしてこれらの農家が水路、道、あぜなどを管理して農村社会を維持していることを考えるとき、さきに説明いたしましたそれぞれの地域に即した集落営農が必要であり、そのための支援が大変重要になるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 一点確認をいたしたいんですが、樹園地が私の聞き間違いかもしれませんけど、160ヘクタールとおっしゃいませんでした。樹園地、ミカン畑でしょ。ミカン畑が160ヘクタールということはないと思うんです。160と聞いたんですが。

水稲1,300、畑が500、そして……

(二宮産業建設部長「水稲1,700、畑が560、この数字が」と呼ぶ)

樹園地の数字が160ということはないんじゃないんですかという質問です。

はい、終わります。

(二宮産業建設部長「1, 600でございます。申しわけございません」と呼ぶ)

1, 600ですね。はい、わかりました。

続いて、教育水準の低下の心配はということですが、もう子供が少なくなってしまうとして、市長の資料ですが、西予市の児童数推移で一番多いときには本当に明浜町でも2, 000人を超えるような生徒がございました。そういうことの現状の中で、小学校の統廃合がなされているという現状でございます。これはいち早く市長の英断で教育をしたわけでございますが、こういう問題も含めまして教育水準、教育水準といいますと一定のものという考え方ではなしに、私の言いたいのは書く、読む、しゃべる、そして算術をやれる、ここじゃなしに、もう一丁ランク上の都会的な競争力の高い教育水準の低下が、失われていくんじゃないかという心配をしておりますので、その点について手短に答弁願います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 私のほうからご答弁をさせていただきます。

教育水準の低下の心配はということですが、25年後の2040年におきます西予市内の小・中学生の予測総数は1, 290人でございます。そのうち、小学生は850人、中学生が440人と推定されます。明浜は複式学級、城川は複式学級が辛うじて免れる程度、三瓶、野村は各学年1学級の規模になると想定されています。中学校におきましては、明浜、城川地区の生徒数の減少が懸念される状況が想定されます。

ご質問にあります教育水準の低下についてでございますが、学級人数が減少しますと多くの友達と切磋琢磨したり、コミュニケーション能力の向上を図っていくなどのことについては、その不安を払拭できないこともあります。それぞれの児童・生徒に応じた教育支援や異なる年齢間の交流に充てる時間がより多くなるなどのことから、学習内容の定着については課題がないと考えていますし、問題があってはならないと判断しているところでございます。

児童・生徒数の減少からくる言語活動や多様な思考との触れ合いの機会の減少等のデメリットに対し、授業改善や地域との連携などソフト面での対応をするとともに、教育備品や学習教材等のハード面の整備充実など、教育機会の均等とその水

準の維持向上という義務教育制度の本旨に基づき、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 明浜の中学校は100人を現在切っております。これがちょうど小学校の統廃合のときに、もう100人を切ったら宇和中へスクールバスで行かせやという意見も出ておりました。今後この問題についても千般出てくるであろうと思いますので、対処のほうをよろしくお願いいたしておきます。

消防団員の数の確保、これは人数が減ると同時に確保ができてない地域がどんどんふえております。

先般、非常に俵津地区の消防署の詰所、これが国道378の関係で3部とも残すという意見が区民大会で出ました。そして、地域の人たちは3部はもう要らないんじゃないかという意見も出ました。その中で3部を残すというような形でお話ございましたけれども、今回英断で、実際のところ消防団の本年度の予算にも調査予算が543万9, 000円上がっております。これは理事者側の将来の人口減を見定めた形、そして対応力のよさだと私は感謝しております。

それと同時に、今後消防団員数の確保は人口が減るに従ってできるのであろうか、それとも条例定数を変える時期がまた来るのではないかと、こういうように考えておりますが、いかがでしょう。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 消防団員数の確保についてでございますが、西予市でも人口減少、少子・高齢化社会の進展、就業形態の変化によるサラリーマン団員の増加などにより、消防団員数の確保が厳しい状況になっております。そのため、ことし4月に消防団への入団資格の要件を緩和するため、西予市消防団条例の一部を改正し、市内在勤者の加入を可能にしております。

またさらに、団員の待遇改善にも取り組み、同じくことしの4月に3年以上勤務した団員の退職報償金の上乗せ制度を確立いたしました。また、そのほかにも機能別消防団員制度や女性消防団員の入団促進、消防団協力事業所招致制度の導

入など施策を実施しております。

また、愛媛県消防協会が行っております、えひめ笑顔で消防団応援プロジェクトにつきましても推進しております。

危機感を持って消防団員確保に今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 多岐にわたって質問をいたしますが、水道料金のこれから。

先般水道料金の標準化が一部なされました。今後受益者が、受水者が少なくなりますと、管理費とのバランスが崩れてきて、公営企業ができないような状態になると思われませんが、これにつきましてはどのように考えておりますか。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまの水道料金はという問題でございますけれども、現在西予市内の水道事業におきましては、給水人口の約8割が上水道事業であります。残りを簡易水道等の施設で給水を賄っております。いずれの給水区域におきましても、人口の減少、そして料金収入の減益は避けては通れないというふうに問題を認識しておるところでございます。

このような環境の中ではありますが、水道事業というのは固定費が経費の大部分を占める、いわゆる装置産業ということでございます。人口ピーク時を見込んで建設をされた施設をすぐに縮小するというふうなことはできず、給水量にかかわらず事業費用が減少しにくいという特性も持っております。

一方、水道施設の老朽化は確実に進んでおりまして、現在の給水サービスを維持するためには、今後給水人口や給水量の減少を前提とした老朽化施設の更新、そうしてまた耐震化を推進する必要も迫られておるところでございます。

また、水道事業は、住民福祉を進める重要なライフラインでございます。同時に、料金収入をもって経営を行う、先ほど言われた独立採算が原則でもございます。極力将来の世代に負担を強いることがないように事業の効率化、そして経費の削減に努めるとともに、継続的、安定的な事業経営ができるよう、適切な水道料金の設定も必要になってくるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 区長さんがたくさん来られてますんですが、地域自治はどのようにいたしますのはわかりにくいかもしれませんけれども、現在行政区があります。この行政区の人数が減りまして、俵津地区でも行政区を一つにしようじゃないかと、人数の少ないところ、バランスよい人数に持っていこうというような動きがあります。これについて、なかなか話をし始めるとやはりどっかで消える、こういう状態でございますが、内子町がやったような行政区の見直しはやられるつもりはありますか。

そしてまた、行政区ごとのやはり生活インフラ的な要望についての処置につきましても、区長を通して、そして議員とキャッチボールしながらやっていくと、こういうようなシステムづくりができないかなと思っておりますが、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたします。

25年後の人口減少の話はもう先ほどから言われているとおり、人口はすごく減っていく、また生産年齢人口も減っていくということもございまして、今までのような単一集落を基本とした住民自治というのが本当に機能するんだろうかというところは、ここにいらっしゃる皆さん方は心配されるところだと当然思います。

現在行政区330ほどございますけれども、1区当たりのそこにいらっしゃる住民数というのを考えますと、25年後となるとかなり減ることになります。そうすると、今までの住民自治を支えている各それぞれの機能をお支えする人の人数が当然減っていくわけでございます。そうすると、今までやってきたことがそのままできるかという、当然できないことになってまいりますので、統廃合といったような話は避けて通ることはできないのではないかなというふうに思いますが、あくまでこのような住民の自治の情勢について行政側から押しつけるということではなくて、私どもも住民の皆様と対話をしながら、課題を共有して政策立案をしていっていききたいなと、このように考えていることが非常に重要となってくるものと思っております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 2万5,000人になっ

たときの不安感ばかりを醸成するだけではなしに、これが必ず来るという形の中で、市民とのコンセンサスとか、そういうものをしっかりとって、そして協力していただいてまちづくりをする、西予市づくりをする、そして地域づくりをする、このような方法で進めていただきたいなど。いろんな、まだ不安材料ございますけれども、時間もございませんので、次に移りたいと思います。

公共施設の管理運営につきまして、現状は、そしてまた今後の数、管理方法、運営費用は、財政負担はどうなってるのかと、そういう問題についてお尋ねをいたします。

これにつきましては、先ほど大平部長のほうから公共施設管理計画を今立案しているというような話でございますので、そういう答弁をお願いできたらと、このように思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 公共施設総合管理計画についてのお尋ねがございました。

現在、公共施設、条例上載っているものについては400余りございますけれども、こういったものがそれこそ補助金等々があった時代に、箱物行政と言われた時代に非常に多くつくられてきたわけですが、こういったものをどうしていくのかということでございますけど、今現在どういうことをやっているのかについてだけ簡単に述べさせていただきたいと思います。

現在400余りあるものについて、実態的にどういう状況になっているのかというものを詳しく調査しようではないかというようなことを考えておりまして、実際に私ども今治といったようなところとか、ほかの先進自治体の事例を参考にしながら調査表をつくってございます。これをいつの段階からやるのかということもございますけれども、年間を通じて利用実態を把握するというのはなかなか時間もございませんのでできないとは思っておりますけれども、ピーク時どのような利用実態になっているのか、また閑散期はどうなっているのかといったことも含めまして調査させていただきたいなというふうに思っています。それとともに、実際何に幾らぐらいかかっているんだろうかと、これは当然予算項目としては出てきているわけですが、実際の執行状況においてはどうなっているのか、こういったところも詳しく

調べていきたいなど、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、人口減といった状況に見合った公共施設のあり方を考えていかないと、私どもが余り使われていないような公共施設に市税を投入するといったようなことはなかなか難しい時代になってくるのは当然でございますので、そういったところも含めまして検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

3月等々で施政方針演説が市長からございましたが、皆が譲り合って協力し合えばまだまだ西予市は頑張れるというふうに思っておりますので、これは皆様、市民の皆さんのご協力がなければ当然できませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 先般、私の友志会のほうで三豊市のほうへ勉強会に行つてまいりました。そのときに管理運営、そして財源そのものにつきまして、やはり利用者、受益者、契約者のコンセンサスを大事にしているというお話がございました。そしてまた、それにつきましてのこれから財源がなかなかやっていけなくなるという話がございましたので、これについての基本となる条例もつくっておるようでございます。

これから西予市のほうでもそのような対策ってものを、特に過疎が進んでいる端々のほうが利用率が少なくなっておりますので、そのあたりもご検討願うようにお願いします。

最後に、集会所が400何ぼの中に入っておりません。例えば集会所は今、多田のほうでは集会所をこれから建てようかというところもあれば、明浜のようにほとんど利用をしてない、そして経費だけかかっている、そして住民負担になっている。そしたら、この集会場を壊そうとしたときに、どこが責任を持って壊すんですか。それだけお尋ねしておきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、集会所の壊すことについてですが、これは非常に重要な問題に今後なってくると思ひます。

つくるときについては、私自身は集会所は地元の自治の一番の根底にあるところだと思ひまし

て、この西予市になったときに、集会所を地元の自治の拠点としてやっておるところと、いわゆる公民館をもう一つ支える形として集会所を機能させているとことありましたんで、この問題はいつか整理しないといけないという考えがありました。

そういうこともまたあるわけですが、それを壊すとなると、恐らく今の現状で言いますと、先ほど330の行政区がありますが、そこでそれぞれの集会所があったと思います。そこを壊すとなると、将来はなかなか地元負担として難しい側面が出てくるという可能性は出てきます。それについては、今からしっかりした制度制を見きわめてやっていかないといけないと思います。今ここで答えるのは、そこが精いっぱいであると。

以上です。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 公共施設再配置については、このような形でなかなか人口減少、そして人口構造の変化によって非常に廃止したとか再配置、そういうもんがなかなか難しい現況にきてるというのは市長の現在の答弁でよくわかりました。今後とも努力していただきまして、しっかりした対応をお願い申し上げます。

最後になりますけれども、時間が大分ございませんけれども、ちょっとお尋ねしておきたいのは、5月21日木曜日に愛媛新聞に出ました、「伊方3号新基準適合、規制審査委員審査合格」という形が出ておりますけれども、これにつきまして西予市の広報、愛媛新聞とか、そういうものについては意見を見ることができんですけども、議会とか、そして市民に対して、市長の考え方を少し聞かせていただいたらと思います。

これにつきましては、周辺自治体との整合性もございましょうから、踏み入った形の答弁ではなくても結構でございますので、この新基準適合という形と周辺自治体としての考え、意見、20キロ範囲と30キロがございますので、お尋ねをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員の今ほどのご質問についてお答えをさせていただきますが、このたび原子力規制委員会は四国電力伊方発電所3号炉の再稼働の前提とする新規制基準を認める審査書案を了承されました。また、愛媛県知事と愛媛

県議会議長が先般原子力規制庁と経済産業省へ安全対策強化や原子力防災対策の充実を求める要望書を提出されたところでございますが、西予市としましては、四国電力の伊方発電所3号炉の新規制基準適合の判断につきましては、専門的知見を有する原子力規制委員会により審査されたものであり、一定の判断が出たものであらうと考えております。

現在、原子力規制委員会による審査書案に対する科学的、技術的意見の一般公募が行われているところでありますが、この結果に注視してまいりたいと考えております。

再稼働に当たっては、発電所の安全性の確保、これが最も基本でございます。国、県、事業者等により、住民が安心できる丁寧な説明をしていただくよう要望してまいりたいと考えております。

また、県から西予市の意見を聴取いただき、近隣市町との意見と合わせて、総合的に反映いただくものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 大体の質問は終わったわけでございますけども、市長の招集の挨拶でありました、空き家対策法の施行がなされたとありましたけれども、この部分につきましても人口減少の社会に向かって、特に西予市は空き家がこれから人口減少とともに多くなっていくと、この問題をやはりしっかりと取り組んでいただきたい。まだまだ空き家対策が他の町村、他の市、国、県、いろんなところから情報がテレビなんかで発信されますけれども、この分につきましては今後、答弁は多分構えていただいているとは思いますが、もう時間もございませんので、今後どのような対応にするかということを見させていただくということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 1点、私のほうの答弁をさせていただきましたが、樹園地約160ヘクタールと申し上げましたけれども、約1,060ヘクタールの誤りでございますので、おわびして訂正させていただきます。申しわけございません。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時13分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時2

5分)

次に、6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 公明クラブの二宮一朗でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本日最後の登壇者として一般質問をさせていただきます。

今からですと、多分12時は超えるんじゃないかなと思います。皆様のいらいらが募らない程度にはしたいと思うんですけども、割合段取りが下手くそなので最後の3番目の飛ばしたりすることがありますもんで、ご勘弁をいただきたいなと思っております。理事者の答弁も簡潔にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、私のほうは大きく3つの施策区分で質問をさせていただきますが、まず1番目に元気な地域の再構築についてということで質問をさせていただきます。

まず最初に、地域づくり組織の現状ということで、地域づくり交付金というのを三好市長が5年前につくっていただきまして、各地域がもっと元気になればという中で今事業が行われております。

市長がおっしゃるのは、昭和の大合併のときみたいなそれぞれの地区が元気がある地区になってほしいなというふうなことを常々言われておるのを私も耳にしたことがありますし、私もそのとおりだなと本当に思っております。

この地域づくり交付金ができた当時、私、たまたま区長をさせていただいておりまして、この使い道について地域で区長会等でお話をさせていただきましたが、なかなか難しい問題でスタートをしていきました。そういう中で、この地域づくりの組織の連絡協議会、それが必要やないかというふうなこととか、あと先進地、27の地域づくり組織の中でも活発にやられているところもあれば、まだまだどういうふうにしたらいいかかわからないというふうに迷っておられる地域もあるということで、その先進地域の取り組みを紹介していったらどうかとかというふうなことをこの一般質問等で質問もさせていただいて、市のほうもそれを実際に取り組みでいただいているところであります。今回ちょうど5年目ということで、過去4年を振り返って、今、次の5年に向けて検討

を多分されているというタイミングじゃないかなと思ひまして、今回質問をさせていただきます。

まず最初に、この4年間、地域づくり交付金という地域づくりを市のほうから見てきて、市が思われているような効果があったのかどうかというふうな振り返り、その4年間の振り返りをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員のまず最初の地域づくり組織の4年間どのようなことであつたかということの振り返りについてのお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

この地域づくり交付金制度でありますけども、平成23年度から始まりまして、市内に今27組織、小学校区を単位とした分権改革を進めております。当初5年間の試みとして始めた事業でありますので、ことしが最終年度の5年目ということになるということでございます。

この4年を振り返ってでございますけれども、新たにできた組織でどのような効果があつたのか、またどのような課題を抱えているかという観点から少し申しますと、まず効果としては、小学校規模の新たなコミュニティ組織が市内全域に設置できたことでございます。今のところこの地域づくり交付金制度の組織は県下では西予市だけで取り組んでおるところでございまして、特に人口減少が著しい山間地域におけるスケールメリットを生かすことで活動が活発化し、地域課題を住民みずからの力で解決していく動きが生まれております。

一つ例を言いますと、例えば遊子川地区でございますが、地区の特産品である大玉のトマトを活用した農家レストランの食堂ゆすかわを運用いたしまして、その経緯を映画化した、そして東京等々に情報発信をされてユニークな取り組みをされておられます。これがいろんなところで注目を集めていただいた取り組みとなつておると、このように思っております。

また、最近ではこれまで交流がなかった地域同士がイベントに参画し合うなど、地域間交流が始まるケースもあるようでございまして、これらも地域づくり交付金が始まったからこそ生まれた効果であると、このように思っております。

また一方、課題も見えてまいりました。現在次の施策に向けて検討を進めているところでござい

まして、地域の実情を知る必要から地域円卓会議を適宜やらせていただいております。地域の声としては、身近に財源があることで地域課題をすぐに解決できるようになったという声がある一方で、まだまだ組織に一体感がなくて話し合いや協議が十分に行われず、一番私どもが懸念しておりました集落への再配分になってしまっていると、あるいはハード事業だけで消化してしまっておるといふようなところが現状あるみたいでございました。

これらの2つの事業の違いは、地域づくり組織のあり方について2つの要因があるものと考えております。

一つは、そのエリア、小学校区のエリアが適正であるかどうかということでありまして。もう一つは、役員構成が充て職になっておるといふことで、いわゆる区長さん等々の充て職、現在自治会連合会の役員がやっておるとなるケースでございます。そういうことだと思っております。

エリアの問題については、人口問題が大き過ぎることで地域課題を共有することが困難であることや、地縁としてのかかわりが希薄なエリアが一つになってもなかなか組織活動が進まないという事例だと、このように思います。

また、役員構成については、既存自治体からの充て職であることで役員の任期が1年交代でやっているケースが多くございますから、継続した地域づくり方針が築けずにいること。区長を中心とした男性中心の組織から脱却できてないというふうなこともあるんじゃないかなと、このように思っております。

これらの組織のあり方の問題は、その地域の持つさまざまな事情があって、行政が一方的に推し進めるものではないと考えております。地域との対話などで、時間をかけ納得していただきながら築いていくべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

認識はほぼ一緒かなというふうに感じております。答弁を受けて、次に今の制度のやり方でどこまでその組織を行政としてやってほしいなというふうに求められとるのか聞こうかなと思ったんですけども、今市長の答弁の中にもありまして、今後また課題に向かって話し合っていくというふ

うなことでしたんで、この質問はもう割愛をさせていただきたいと思います。

今も市長が言われたように、27組織ありまして、ほとんどが、エリアの大小を言われましたけれども、大体公民館が中心の運営に今なっているというふうに思います。

その地域の中心が公民館ということで、その中に数多くの各種の団体が存在をしておるといふことがありまして、現在の公民館は、実際に運営しておるのは非日勤である館長さんと主事さん、そして臨職の人が1名というのが大体の公民館の配置のパターンじゃないかなと思うんですけども、その各種団体、多分20以上ぐらいはあるんじゃないかなと思うんですが、各地域に、その団体の年間の行事を消化をするだけで手いっぱいというのが実際の今、公民館の陣容になってるんじゃないかと。

今からの地域の課題、また今後の先ほどからありますような人口減少に向けた地域のあり方等を考えていくときに、今の公民館中心でなかなかうまく考えることができない、先ほど言われたような役員も1年交代でかわってしまうと。そこを何とかしていかなといかなといふのがここ数年理事者も我々も同じ認識だと思っております。市長も公民館については、行政を定年になられた方のでこ入れというふうな話も数年前からお聞きをしておりますけれども、それも含めて今後公民館というか、地域に何かでこ入れをする必要があるんじゃないかなと思うんですが、今考えておられることというのがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 公民館に求められるもの、そしてこ入れはということでございます。充実を図る上での方策はということであろうかと思えます。

二宮議員さんの観点でいいまして、地域活性化という部分でのご質問の趣旨だと思いますが、私のほうからは公民館、これはあくまでも社会教育法で位置づけられた施設でございます。その観点からご答弁をさせていただきます。

公民館は、二宮議員ご案内のとおり、実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上と健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の

増進に寄与することを目的とする施設でございます。

西予市におきましては、24の地区公民館と一つの中央館があり、先ほど二宮議員がおっしゃったとおり、非常勤の館長と常勤職員2名とでそのほとんどの公民館が運営をしているところでございます。現在、公民館では、学級講座の開催など社会教育を推進するとともに、多くの公民館で戸籍、住民票などの各種証明など、窓口分野での住民サービスの一部も行っております。地域の皆様の利便性の向上と特色ある公民館運営に心がけているところでございます。

しかし、各公民館の共通した悩みとして、急激な少子・高齢化等による各団体のリーダーや担い手、会員の減少などから、公民館関係団体の活動そのものが疲弊、衰退しているのが実情でございます。

さて、何かの方策はということでございますが、今年度から二宮議員おっしゃったとおり再任用職員を城川町の遊子川公民館のほうに配置をしております。これは市長部局におきまして、地域活性化の視点で今後の地域の可能性や方向性を探り、適切に判断しながら地域づくりを推進していくためにモデル的に配置されたものでございます。まだ2カ月半程度しか経過しておりませんが、公民館主事では見えなかった公民館活動における問題点や行事、事業のあり方など、経験豊富な再任用職員だからこそできる判断などがあり、公民館活動と地域づくりが一体となった相乗効果があらわれていると感じているところでございます。

このような方向性を市長部局とともに模索をしながら、現在のサービスを維持することはもちろんのこと、地域の皆様が集まりやすい環境づくりや学習の場を提供できる機能を充実させたいと考えております。

また、各公民館におきましては、各種団体の役員及び学識経験者の皆様が運営審議委員として公民館に助言や提言をいただいておりますので、今後さらなる協議検討を重ね、地域の皆様方と連携を深めながら、地域の重要な役割を担います拠点施設として公民館活動の充実を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今試験的というふうな、再任用の職員の方を配置されているというふうにお聞きしましたけども、27の地域があるわけです。試験的というふうに言われたんで、いつごろまでをめでにそれを定着させるようにされるのか、ちょっともしわかれればお答えいただきたいんですけども。

今、私が以前からの質問でも言ようように、ちょうど団塊の世代の方がいろんな職種を定年されて、こちらに帰ってこられたり、地元で今何しようかというふうに考えておられたり、またいろんなノウハウを持ってる人材が各地域に戻ってきてるという時代じゃないのかなと考えております。ですから、再任用の職員の方ももちろんすばらしい方が多いと思いますけれども、そういう民間をリタイアされた方を公民館に配置するということも考えたらいんじゃないかなと。27地域あるわけですから、定年になっていかれる職員を再任用していったら何年かかるのかなあと、全体に行き渡るのに、思うわけですけども、民間を活用するという点に関しまして、何かお答えがあれば答えていただきたいと思います。

○議長 市長。

○三好市長 今ほどの二宮議員のご質問について私のほうから答えさせていただきますけども、今の定年の問題も含めて、再任用という制度を私どもはつくらせていただきました。やはり、その職員が再任用することで、また地域にあるいはいろいろな方面で活躍できるようになればいいという考えであります。

今回の公民館について、一つモデルケースとして遊子川から始めさせていただきましたけれども、これは早いうちにそういうことを全体的に進めるようにしたいと。いつまでにとすることはなかなか答えづらいんですが、したいと。その将来的な発想は公民館というのは公民館だけであっていいのかどうかというところがあります。いわゆる自治センター的な発想もされている地域がありますけれども、そういうことも含めて検討をしていくために、地域のいわゆる拠点としての役割を果たしていく、そのためにどれだけの陣容がいるかということになります。

民間の方々の活用については、やはり大事な視点になってまいります。それと再任用とちょっと別の観点になりますので、公民館の館長さん等を

含めた組織形態をつくるときに、民間の方々のすごい知恵を私たちはお願いをしていくようなことになれば、このように思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 次の(2)の10年先の地域の問題点と解決策なんですけれども、先ほど酒井議員の質問のほうでは、25年先の話で人口減少のご質問がいろいろ多岐にわたってあったところですが、私が10年先というふうに今回考えて質問させていただくのは、昨年も地域包括ケアシステムとか元気な高齢者づくりの中の高齢者のボランティア制度とか、そういうふうな質問をさせていただきました。本当に先ほども言いましたように、団塊の世代の方が65から今度75になるこの10年間というのが、地域の今後を左右する、それぞれの地元を左右する本当に大事な10年間になるというふうに私自身は思っておりますし、危機感も持っております。

一般質問させていただくときに、地域包括ケアシステムは生活福祉部ですけども、そういうところを考えたり、あと学校の再編計画の中で小学校がなくなる地域も既に存在しているわけです。そういうところの小学校がなくなって寂しいわいと言われる地元の方もたくさんおられます。そういうところもそうだし、また今特に全国的に問題になっております認知症の対策、また3・11以降の地域の防災組織、これをどうしていくかという考え方、全て基本は地区というか地域なんです。今の地域が変わらなければというか、逆に変われば全て解決するような問題なんじゃないかなというふうに考えたわけです。

ですから、今の地域づくり交付金という一つのきっかけから住民の人がそこへ本当に地域の危機感を持っていただいて、いい知恵を出していただくきっかけになればと思って今回も質問をさせていただいていることをご理解いただきたいなというふうに思っております。

ですから、この10年後の地域の問題点と解決策というのは、今ほど答弁にもありましたんで理解しとるんですけども、3番の組織をどうしていくかという、今の公民館云々という、公民館へてこ入れという話もありましたけれども、私自身は先ほど酒井議員が最後に言われた、内子町がとってる自治会制度のことやろうと思うんですけど

も、酒井議員が多分言われたのは。今の行政区1年交代で区長さんが変わる、330ある行政区、その中で27の地域の公民館を中心とした小学校区の地域があると、ずっと長い間このシステムが機能してきたというのが、今機能してないんじゃないかなというふうに自分自身で考えておりました。行政区を変えるということはなかなか難しいと。私が区長のときに、総務課やったですかね、担当のところに、市のほうからリーダーシップとってちょっと変えるように言うたらどうですかというふうに言うたら、行政のほうは地域のことは地域のことで、なかなか口は出せませんというふうな話で言われました。でも、やっぱりそれでは、今地域の人もいろんな考えの方がおりますんで、危機感を持っておる人もおれば、やっぱり昔どおりせにゃいけんと言う人もおります。そこをもう一回皆さんが腹を割って精査して前に向いていかんと、10年先がどうなるのかなというふうに、私自身は危機感を持っておりますんで、共有できる方があれば一緒に前に進んでいただきたいというふうな思いを持っております。

そこで、その組織ですけども、昨年ケーブルテレビでちょっと見ましたら、島根やったですか、山陰のほうの住民組織の先生を招いてパネルディスカッションとかされて、自治会的な話をされてたように思うんですけども、そういうふうな組織を将来どうしようかというふうなお考えが今のところあるのかどうかというふうなことを1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 二宮議員にお答えいたします。

ちょうど今年度が、先ほどありました地域づくり交付金事業という形で地域づくり団体、27団体立ち上げたときから始まりまして、こういった事業を進めさせていただいたところでございますけれども、今年度総括的に今これまでのやった内容について効果検証をやっているところでございます。

その一環といたしまして、先ほどご指摘がありました雲南市の方を招聘いたしまして、パネルディスカッション等をさせていただき、先進的な自治活動の事例を参考とさせていただいてるところでございます。そういった状況もございまして、今おっしゃったご指摘も含め、さまざまな角度で

将来人口減少といった自治組織の活力が損なわれていく中で、自治活動を維持していくためにどういった形態がよろしいのかといったところを今現在検討させていただいてるところでございます。

先ほど、答弁させていただいたとおり、市役所側が一方的に押しつけるのではなくて、対話しながら住民の皆様方とあるべき姿を考えていきたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そこで、現在我々住民とか市民ができることというのは、その地域のことをもう一回見直して地域づくり、またはそれぞれの行政区に目を向けていくとか、ちょっと人間関係が希薄になってきている高度成長時代からのこの世の中をまた何年か20年さきになるか30年さき、前なのかわかりませんが、そういうところまである程度、それぞれの行政区の住民の心を取り戻したいなというふうに思うわけですけども。

そこで、自分ところをもう一回見直すためには何したらええかなというふうに私自身がちょっと考えたときに、今各地域で地域づくりの組織でもいいですし、各公民館単位でもいいんですけども、ホームページをつくったらどうかと、それぞれの地域が。

この間先言ったように、地元の組織で年の総会があったわけですが、振興協議会という地元の。したら先ほど言ったように20団体ぐらい、以上あるわけです。そこの長が皆さん来られている。来られてるけども、年間行事決めて、決算予算報告して、ちゃんちゃんみたいな感じで終わってしまうわけです。年に1回しかないわけです。そこは、その地域の諸団体の代表の方が来られているわけですから、今の危機感をしっかり持って来年に向かって、または10年先に向かって、自分らの組織は何ができるのかなとか、この地域をどうしたらええかなという話ができればいいなというふうに私自身は感じたんですけども。

そこで、ちょっと懇親会等でいろいろお酒を酌み交わしながら話したときに、ふっと自分自身が思いついたのが、こんな人もおるんやな、こんな人もおるんやなというのが私自身の気づきの中で、先ほど言ったホームページをその地域、地域でつくって、うちの地域にはこんな人がおりますよと、例えば民泊するんやったらこういう人がこ

んなことをやってますよと、農業体験とかしてる人もおりますよとか、またお祭りならこんなお祭りが何月と何月にありますよと。今西予市ジオパークでいろんなエリアがありますんで、うちの地域にはこういうジオポイントもありますよとか、そういうふうなのを公民館か地域づくりなのか、要するに地域の単位でホームページをつくって、これを西予市の、27ありますけども、全部が出てくるかどうかわかりませんが、それを1回精査されて幾つかのホームページをプレゼンテーションをして、でき上がったものを今の西予市のホームページに全部つなげていくと。そうすると、県外、また西予市出身で県外におられる方が見たときに自分のふるさとが今どうなっとなやなというのがわかるんじゃないかなと思うわけです。

今現在、先ほど市長が言われた遊子川です。遊子川がこういうマップとか、こんなにつくつとるわけです。紙ベースも大事なんですけども、紙ベースはやっぱり限界があると思うんです、皆さんが情報を知ることからいうと。今SNSが主流の時代で、ホームページであれば広がり無限になるんじゃないかなと思いますんで、これをつくる中で、またみんながうちにええとこあったかなというふうなことを考えるきっかけになるんじゃないかなと思うんですが、突拍子もない発想かもしれませんが、発想のすばらしい大平部長、そういう企画はいかがでしょうか。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 二宮議員から非常にすばらしいご提案を頂戴したのと、このように考えているところでございます。

一つの事例を申し上げます。

私がここに来る前に住んでいた柏市というところでございますけれども、そこで私は柏の葉キャンパスというところに住んでいるんですけども、ここは非常に住民活動が盛んでございます。私は、都会は住民活動が盛んではなくて、隣近所がわからないと、田舎はそうではないといったようなイメージがどうもあったんですが、全然そこでは全く違まして、隣近所もよくお話をしますし、コミュニティー活動って非常に盛んでございます。

その盛んになっているきっかけの一つとしては、今ほどおっしゃられましたホームページをつくっています。会員制サイトでございますけれど

も、ホームページを自前でつくっておりまして、誰に頼ることもなく住民がみずからつくっております。また、SNS、フェイスブックといったサイトも用意してまして、それぞれ住民の皆さんが活発的に意見交換をしているといったような状況になっています。逆に言うと、そういう形で無作為に誘いが来ます。こういうイベントをやるんだけどどうというような、誰彼構わず突然来ます。そういったところから広がっていくというようなことが当然ございます。

じゃあ、西予市に翻ってみますと、西予市の場合住民活動で非常に問題になっているところは、女性や子供、若い若年層といったところがなかなか入ってこないといったようなご指摘がございます。

世代間格差と一言で言ってしまうとそれまでなんでございますけれども、そういった若い世代がどういうふうにかかわっていくのかというのが非常に重要になってくるわけでございますけれども、今二宮議員がおっしゃられた提案というのは非常にそういったところを取り込めるようなご提案だなというふうに思っております。今のお話の実現できるかどうかは別といたしまして、吟味に値するご提案だと思いますので、参考とさせていただきます。このように思っております。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 住民自治組織づくりというのはなかなか一長一短ではいきませんが、何かきっかけというか、アクションを起こさなければ前に進まないと思いますので、ぜひ大平部長がおられる間に何かのアクションを起こしていただきたいというふうに願っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の施策のほうに移らせていただきます。

2番として、生活困窮者の自立支援制度ということで、今回第185回の国会で可決成立し、平成25年12月13日に公布をされました生活困窮者自立支援法が本年度27年4月1日から実施をされております。

この制度の概要について、まず支援事業が幾つかあると思うんですけども、この支援事業について簡潔にご紹介をいただいたらと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいまのご質

問の生活困窮者自立支援制度の事業概要についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、今年度の4月1日から全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となってスタートしましたこの支援事業につきましては、大きく分けますと必須事業と任意事業の2つの事業がございます。

必須事業の一つには自立相談支援事業がありまして、これまで個々に行われてきました相談支援をワンストップで行い、就労その他の自立に関する相談支援や自立に向けた支援計画の作成などを行うというものでございます。

もう一つは、住居確保給付金の支給というもので、離職により住居を失ったあるいは失いそうの方に家賃相当分を支給するといった事業でもございます。

次に、本人の状況に応じた支援を行う、任意事業は4つの事業がございます。1つ目は就労準備支援事業、2つ目は一時生活支援事業、3つ目は家計相談支援事業、4つ目は子供の学習支援事業といったものがありまして、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の支援を行うものでございます。

当市におきましては、必須事業の2事業を直営方式で進めており、事業を進める中でどのようなニーズが存在するのか、またどのような支援を行っていく必要があるのかを十分に把握し、次年度以降任意事業への展開についても考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

生活困窮者につきましては、今まで制度的には生活保護制度というふうなことを中心に運用されてきたわけですが、今までの制度との違いをもうちょっとはっきりわかるように、明確にご答弁いただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の違いでございます。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対する最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としておりまして、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等による給付制度でございます。

一方、生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして、包括的な支援体系を創設するものでございます。生活困窮者が生活保護の受給に至らないように自立を支援する制度であり、基本は現金給付ではなく、経済的、社会的な自立に向けた相談支援の提供になります。

生活困窮者の課題には単に経済的に困窮しているということのみにとどまらず、高齢、障害、子育て、そして健康問題、社会的孤立や孤独など、さまざまな課題が複合的に絡み合い生活の困難さが増幅されている場合が多くなっております。

このような中、既存の制度による支援では十分に対応することができない生活困窮者が制度のはざまに置かれ、その自立が困難となっていました。新たに創設された本制度によって、生活困窮者の問題が複雑化、深刻化する前に自立のための支援を提供することが可能となりました。

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度は密接な関係であり、両制度に基づく事業が連携して連続的な支援を行うことにより、両制度の対象者が早期の自立につながるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そこで、ちょっと何点か質問させていただきますが、最初のほうで説明いただいた必須事業と任意事業のことなんですけども、任意事業は今後検討していくというふうなことを言われたんですが、任意事業自体は自治体の規模にもよりますんで、全てなかなか一遍にやるというのは難しいかなと。これはやっぱり県も絡んで連携しながらやっていく必要があるんじゃないかなということもあるんですが、その任意事業の中の一番最後に言われた学習支援事業です。

このことについては、以前から貧困の連鎖ということで私も生活保護の質問をさせていただいたときにもちょっと質問の中にも言いましたけども、貧困の連鎖というのがここ数年というか、もう10年近く言われてるんじゃないかなというふうに私自身は認識しとるんですが、なかなか妙案というのが今までなかったというのが一つと、生活保護自体の方にも早く抜け出して、実際にまだ働ける年齢であれば早く抜け出して就労機会を持っていただくというふうなことをする。そして、

当時ケースワーカーの人にもちょっとお話ししたことがあるんですけど、一回なってしまうとなかなか抜け出せないということがあって、ケースワーカーの方も一生懸命取り組んでおられるというのもよく理解しとるんですが、出たり入ったりがしやすくなる制度というのが欲しかったわけです。生活保護になっても3カ月したら仕事が決まったけん一回抜けますと。また、決まったけども期間的な仕事やったけんちょっとまた困るんよと、そういうときにはなかなか今の行政の仕組みでは、時間がタイムラグがあって、難しいというか、一回抜けるのも難しいし、入るのも難しいという中で、今回手前の支援ができたということで、今現在の生活保護を受けられている方が、今回水際というか、手前の支援の事業によって早く抜けれるきっかけになるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういうところの連携はどういうふうに考えておられるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の生活保護対象者の方の自立支援に対しての水際作戦といえますか、そのことについてでございますけど、生活保護法と生活困窮者自立支援法は個別の制度でありますので、生活保護制度の適用が必要な方は適切に保護につなげるよう、両制度が適切に連動できるように実施してまいりたいと考えてもおります。

一方、さきに子供の学習支援事業のこともございましたが、議員おっしゃるとおり、近年子供の貧困がもたらす教育格差というのは、将来にわたって貧困につながる貧困の連鎖が大きな課題ともなっております。教育の機会均等の実現が将来の格差是正につながり、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにまいります。そうした中で、任意事業の一つである子供の学習支援事業の実施は、進学や生活習慣の改善には有効な事業であると思われるので、できるだけ早い実施に向けて検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の貧困の連鎖の中の学習支援事業ですけども、今回の生活困窮者がどういう範囲なのか、実際に今から取り組んでみないかどうかというのがあるのかというのかわかりに

くいとは思いますが、今現在、特に母子家庭の皆さんも多分この教育支援事業がもしあれば助かるんじゃないかなという方がたくさんおられるんじゃないかなと思うんですけども、そういうところとの連携はどうなんでしょうか。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 連携についてでございますが、西予市においても教育的支援が必要な方と思われるケースもあると思います。

法律で定める生活困窮者でございますが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものとされておりますが、具体的な基準というものは示されていないところでございます。対象者数の把握は難しいところでございまして、一つの目安としましては、生活保護の相談件数を参考にして考えてみますと、相談件数のうち申請に至らなかった件数は平成24年度は74件、平成25年度は37件、平成26年度は35件となっております。相談件数は減少傾向にありますが、今後も40件程度の相談件数は見込まれるのではなかろうかと想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

いい制度ができて、なかなか住民の人まで伝わらないというか、住民の人が自分はこれに該当するのかなとか、行ってもいいのかなというふうなこともあるんじゃないかなと思うんですけども、西予市における相談窓口はどのように今実際にやられてるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の相談窓口についてでございます。

相談窓口につきましては、福祉事務所の社会福祉課内に西予市福祉総合相談センターを設置しておりまして、4名体制で生活全般にわたる相談を受け付けております。

相談窓口では、一人一人の状況に合わせ、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して解決に向けた支援を行っております。生活に困っている、仕事が見つからない、家族のことで悩んでいるなど、相談員が常勤しておりますので、お一人で抱え込まず、何でもご相談

いただきたいと思います。また、ご家族など周りの方からの相談も受け付けしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ということは、直営というか、直轄でやられてるというふうなことで、私的にはちょっと安心をしたところでございます。

こういう事業になると、結構社会福祉協議会のほうに丸投げとは言いませんが、お任せしているということが多々ありますので、直営がいいかなと思いますし、先ほど言った母子家庭も、部長のところですよ、担当は、それもそうですし、生活保護のケースワーカーの人も多分近くにおられるんだろうなというふうに思いますので、要するにいろんな情報を共有できる、直轄だとそういう利点がありますので、ぜひそういう利点を生かして、効果のある相談事業をお願いしたいと思います。

一方で、相談になかなか来られない人というのもおられると思うんですけども、この事業自体の周知もそうですけども、メンタル的にちょっと自分は相談しにくいという人も、なかなか自宅にこもりっきりの人もおられると思うんですけども、そういう人への対策というのはあるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の相談に来られない方への対策についてでございますが、議員おっしゃるとおり生活に困窮している方はみずから市役所まで来てSOSを発信する気力もなえていたり、あるいは出されているSOSのシグナルを周囲が見落とししたりしている場合が多いと考えられます。対象者の把握に当たっては関係機関、団体、住民に情報提供を広く働きかけるとともに、状況に応じ、担当職員が直接足を運んで把握するアウトリーチの手法により、早期支援につなげていきたいと考えております。

また、7月から、来月からなんですけれども、各町公民館単位での巡回相談を開催します。開催日につきましては、広報紙や防災無線等でお知らせすることとしております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

福祉のことは特に民生委員の方々にもご活躍をいただいているところですけども、また民生委員の方のちょっとお仕事がふえるかなとも思いますけれども、連携をしっかりとっていい事業になるようにお願いをしたいと思っております。

それでは、最後の施策の項目に行きます。

選挙の件に移らせていただきます。

まず、選挙の件は何回か私も質問はさせていただいてるんですけども、選挙自体は我々国民が政治に参加をするための非常に大事な権利ということは言うまでもありませんけれども、近年国政選挙等を初め各地方でも知事選挙であったり、中核都市、また県庁所在地の要するに都会と言われるとこの選挙の結果等を見ておりますと、投票率が物すごい低いなあというふうな思いをしているのは多分私だけじゃないんじゃないかなと。投票率の低い中で当選をされて、当選をされた票数を見てみたら、市の人口というか、有権者数のこれ何%なかと。この何%かで本当に信任されとるんだらうかというふうに思わざるを得んような投票率の低い地域もあります。西予市はそういうことではないんですけども、そういうところがあって、民意を本当に反映しているのかというところの今の選挙制度というか、選挙の国民の方の投票行動、これは人にどうのこうのと言えませんので、行政のほうでやっぱり少しでも投票行動をしやすくするというのが僕は責務じゃないのかなというふうに考えております。

そこで、西予市においては、先ほど言ったようにそれほどの投票率にはなっていないんですけども、合併してからの国政選挙並びに市長選、市議会議員選挙も一緒ですけども、そういう状況がどういうふうな状況になっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 それでは、西予市選挙管理委員会書記長の立場といたしまして、二宮議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねのありました投票率につきましては、国政選挙で見ますと、昨年の衆議院議員総選挙におきましては56.65%であり、全国平均より3.99ポイント、県平均より6.85ポイント上回っております。

また、県の選挙につきましては、昨年の県知事選挙で49.66%と、県平均といたしましても

6.73ポイント上回っているところでございます。

また、市の選挙につきましては、合併時の市長市議選では89.6%であったものが、平成20年の市議選では83.93%、平成24年の市議選では76.81%と下がってはいるものの、県内市の中でも高水準を維持しているところでございます。

しかしながら、選挙ごとに前回と比較いたしますと、参議院選挙ではマイナス9.48%、衆議院議員選挙ではマイナス10.54%、県知事選挙ではマイナス8.03%と近年特に10%前後のマイナスとなっております。当選挙管理委員会といたしましても投票率の低下は重要課題として捉えているところでございます。

また、将来の投票率につきましては、選挙時の政治状況や候補者等によって大きく左右されるものでございますので、予測は困難であると考えているところでございますが、今後さらに低下する可能性もございますので、より一層啓発活動に努め、これ以上の低下を招かないように努力していきたい、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それともう一つ、期日前投票です。これは、ここ数年ずっと啓発もされてきて、認知もされてきて、ふえてるとは思うんですけども、この状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 期日前投票の推移につきましてお答えをいたします。

期日前投票制度につきましては、ご承知のとおり平成15年に設けられた制度でございますが、その後の市議会議員選挙と衆議院議員総選挙を見てみますと、市議会議員選挙では平成16年が投票者の22.3%、直近で言いますと平成24年が36.45%、衆議院議員選挙では平成17年が21.72%、直近の平成26年が42.44%と、平成16年から26年までの10年間で約2倍に増加しているところでございます。

このことにつきましては、主に期日前投票が認知されてきたことや、有権者が選挙日前に気軽に投票ができ、選挙日に当たります休日を有効に活用できるなどが要因であると考えております。今

後におきまして、この期日前投票率の上昇傾向は続いていくと予想しているところでございます。

以上です。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 予想以上に期日前投票がふえてるなというふうなことですけども、それに比べたら、先ほど言われた投票率が何でこんな下がるのかなというふうなものちょっと首をかしげないかん状況やないのかなと思います。選管としてはこの下降ぎみになっている原因をどのように捉えておられるのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 投票率が下降傾向となっている原因についてのご質問でございますが、投票率は先ほど言いましたように選挙の種別であるとか、各選挙におけます関心、注目度の度合い、立候補者等の状況により変動するものでありまして、安易に比較することはできないわけでございますけれども、全国的に低下傾向にあるということには間違いございません。

その原因につきましては、若年層の政治に対します無関心等による投票率の低下など、さまざまな場所でいろいろな意見が交わされているところでございます。

当委員会におきましては、今後有権者が投票しやすい環境を構築いたしますとともに、関係機関等との連携によります有効な啓発活動を展開してまいりたいと、このよう考えております。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 選管としてはそういう答弁だろうなというふうな予想はできましたが、市民の人の中には、一部かもしれんですけども、投票場を減らしたのが原因やないかというふうな人も実際におられるのも事実でありますし、そういうふうなこともあるんですけども、私が市民の人と話した中では、期日前投票は先ほどふえてはおるんですけども、期日前投票の、前もここで質問させてもろうとんですけども、期日前投票に来たときにどうしても宣誓書ですかね、あそこを書くときにいろいろ聞き取りをされると。聞いたときに何かこう上がってしもうて、聞くだけじゃないんですけども、選管の人がわっところち見られたときに上がってしもうて、何書いてええやらわから

んというか、自分は誰に入れるんやっつろうかさえ忘れるような高齢者の方もおるやに聞いておまして、何回か宣誓書を自宅で書いて入場券と一緒に持ってこれないかというふうな質問を委員会においても、この場においても、質問させてもらっとんですけども、そのときに答弁していただいた当時の書記長も何人もおられますが、選管の中でそういう私が質問したことに対して議論が実際されたのかどうか、もしわかれば、書記長は新しい、最近ですけども、過去のことがもしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

宣誓書の見直しについて、当委員会での議論についてでのご質問でございますけれども、この件につきましては、平成25年3月21日及び本年6月2日の選挙管理委員会におきまして、入場券の裏面に宣誓書を印刷して送付する手法を取り入れるかどうかということについて協議をいたしております。その協議の中で結果といたしましては、以前と同じく、やはり成り済ましや二重投票の可能性が拭い切れないなどの慎重な意見が出されまして、継続審議となっているところでございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 以前も紹介したんですけども、新居浜市の投票入場券ですけども、裏に宣誓書が記入をしてあるということで、ここに書いていったら受け付けのほうで書かなくて済むというふうなことなんですけども、もう一つ近隣では大洲市が、大洲市もうちの公明党の議員がこうやって議会で質問したんですけども、大洲市は入場券自体は変わってないんですけども、市のホームページから宣誓書を出して、記入をして持っていったらいいと、また公民館にも備えつけてあるというふうな対応をしてくれてます。

書いて入場券と一緒に、例えばホームページから出した場合であったら、持っていくのと、その場で行って、じゃあこの日曜日どうなんですかというふうに言われてここでサインするのと、成り済ましのわかるわからないというのがどうなのかなと、私自身はどちらでも同じなんじゃないかな、そこでできちんと対応さえすれば、そういうふ

うに理解をしとるんですけども、そういうふうなところの議論があったのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 ただいまの宣誓書を記入する場所の違いについてのご質問でございますが、当日投票では必要のない宣誓書が期日前投票所では必要になってございます。

これは、当日投票では投票管理者及び職務代理人に加えまして、投票立会人であるとか事務従事者を原則として地元の方を選任して成り済ましや二重投票の防止に努めているところでございますが、期日前投票所では市内全域の選挙人が対象となっておりまして、選挙人と面識がない者が投票所に従事をいたしております。選挙事務をより厳正に行うため、公職選挙法の規定によります期日前投票の事由に該当する旨の申し立てが真正であることを誓う宣誓書、いわゆるその宣誓書を投票所で記載していただくことによりまして、本人からの宣誓書であるということを確認させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 西予市の選管が厳正に取り組んでおられるというのはよく理解できました。

ただ、先ほどから言ってますように、国民の権利である選挙の投票行動、一方でそういうふうな意見があるというか、要望があるというのをやっぱりしっかり引き続き議論をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、先ほど言いました、下降傾向の理由の一つに市民の意見として投票所が再編されて減ったこともあるんじゃないかというふうなこともありましたけども、今回西予市小学校の再編計画の中で統合されまして、それぞれの各地域、宇和以外の地域でスクールバスをたくさん購入をされました。スクールバスが朝晩2回ずつぐらい多分走るのかなと思うんですけども、昼間はそこの駐車場にとまったままと、もったいないなということも考えておりますし、委員会の中でも多分この活用方法というのは以前出たというふうに思ってるんですけども、期日前の期間に、6日間ですか、その期間にあいてる車を希望がある地域等に巡回させていけば、バスが来るんやったら行こう

かなというふうな投票行動を起こしていただける市民の人がふえるんじゃないかなというふうに、単純な発想ですけども、考えるんですけども、そういう考えというのはできないものかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 ただいまのスクールバスの利活用についてのご質問にお答えいたします。

確かにスクールバスの空き時間を利用して市内を巡回し、投票行動を起こしやすい方策を考えることにつきましては、投票率の向上につながるものと思っておりますが、許認可等の関係等もございますので、今後関係機関、教育委員会等との連絡調整を密にしながら、当委員会では慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 手短にお願いします。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

最後、18歳の選挙権についてはちょっと質問できなかったわけですけども、あした源議員が同じ質問を用意しておりますので、そっちにお任せをいたしまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長 以上で本日の一般質問を終結いたします。

明日6月16日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時26分

平成27年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成27年6月16日 | 消防本部消防長 | 菊 池 直 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 総 務 課 長 | 三 好 敏 也 |
| 1. 開 議 | 平成27年6月16日 | 財 政 課 長 | 山 岡 薫 彦 |
| | 午前 9時00分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 散 会 | 平成27年6月16日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| | 午前10時22分 | 事 務 局 長 | 浅 野 信 也 |
| 1. 出 席 議 員 | | 議 事 係 長 | 原井川 英 一 |
| 1 番 源 正 樹 | | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 2 番 井 関 陽 一 | | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 3 番 菊 池 純 一 | | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 4 番 田 中 徳 博 | | | |
| 5 番 中 村 敬 治 | | | |
| 6 番 二 宮 一 朗 | | | |
| 7 番 兵 頭 学 | | | |
| 8 番 小 野 正 昭 | | | |
| 9 番 松 山 清 | | | |
| 10 番 宇都宮 明 宏 | | | |
| 11 番 欠 員 | | | |
| 12 番 元 親 孝 志 | | | |
| 13 番 沖 野 健 三 | | | |
| 14 番 森 川 一 義 | | | |
| 15 番 藤 井 朝 廣 | | | |
| 17 番 岡 山 清 秋 | | | |
| 18 番 酒 井 宇之吉 | | | |
| 19 番 兵 頭 勇 | | | |
| 20 番 山 本 昭 義 | | | |
| 21 番 梅 川 光 俊 | | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 16 番 浅 野 忠 昭 | | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 三 好 幹 二 | | |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 | | |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 | | |
| 会 計 管 理 者 | 奥 野 柳之介 | | |
| 総 務 部 長 兼 | 宗 正 弘 | | |
| 公 営 企 業 部 長 | | | |
| 企 画 財 務 部 長 | 大 平 利 幸 | | |
| 産 業 建 設 部 長 | 二 宮 紀 夫 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 | 横 山 博 文 | | |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 道 山 升 文 | | |
| 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 | | |
| 城 川 支 所 長 | 田 村 剛 | | |
| 三 瓶 支 所 長 | 坂 本 康 司 | | |

議 事 日 程		水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
1	一般質問	
2	議案第 7 2 号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	7 請願第 1 号 お出かけチケット制度導入についての請願
	議案第 7 3 号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 7 4 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 7 5 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第 7 6 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について	
	議案第 7 7 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	
	議案第 7 8 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	
	議案第 7 9 号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について	
4	議案第 8 0 号 新たに生じた土地の確認について	
	議案第 8 1 号 字の区域を変更することについて	
5	議案第 8 2 号 平成 2 7 年度西予市一般会計補正予算 (第 1 号)	
6	議案第 8 3 号 平成 2 7 年度西予市授産場特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 8 4 号 平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 8 5 号 平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 8 6 号 平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 8 7 号 平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 8 8 号 平成 2 7 年度西予市公共下	

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 7 2 号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 7 3 号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 7 4 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 7 5 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 7 6 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について
 議案第 7 7 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について
 議案第 7 8 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
 議案第 7 9 号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について
- 4 議案第 8 0 号 新たに生じた土地の確認について
 議案第 8 1 号 字の区域を変更することについて
- 5 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 6 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 8 5 号 平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度西予市公共下

水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）

- 7 請願第 1 号 お出かけチケット制度導入についての請願

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

1番源正樹君。

○1番源正樹君 おはようございます。議席番号1番源正樹です。

ただいま藤井議長より発言の許可を得ましたので、通告書、会議規則、申し合わせに従い一般質問を行います。今定例会最後の登壇となりますが、きょうの質問が市勢発展、住民福祉向上の一助になればと願います。

今回は、人口問題への対策、防災対策、公職選挙法改正と、3点について質問いたします。

まず、人口問題への対策についてお尋ねいたします。

昨日の一般質問で、酒井議員の内容にも含まれておりましたが、西予市だけでなく2008年より日本全体で人口減少が進んでおり、社会に対して非常に大きな影響を及ぼしています。住民基本台帳で見ると、合併時の西予市の人口は4万6,998人でしたが、先月、平成27年5月31日時点では4万773人となり、11年間で6,225人減少しました。人口増減には出生者数から死亡者数を減じた自然増減と進学や就職等を主因とする転入出による社会増減がありますが、それぞれについて対策、対応が必要だと考えます。

昨年より地方創生の議論が盛んに行われていますが、国は長期ビジョンにおいて中・長期展望を提示しました。具体的に、人口減少問題の克服として、2060年に1億人程度の人口を確保するために、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正、成長力を確保するために、人口安定化、生産性向上を条件に2050年代に実質GDP成長率1.5から2%程度の維持が挙げられております。

これを実現するための総合戦略では、地方における安定した雇用を創出する。地方への新しい人

の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するなど、仕事と人の好循環づくり、好循環を支える町の活性化を目指すとされています。

きのうの質問の中で、大平部長より人口減少は長期的かつ複合的に起こったものとの答弁があったかと思いますが、それならば人口減少を克服するためには、長期的かつ複合的に対応しなければならないと強く感じます。

自然減対策として、まず不妊治療対策について質問をしたいと思います。

少子化の一つの原因として、晩婚化が挙げられております。妊娠、出産が可能な期間が短くなることで、多くの子供が望めない結果になります。また、さらに深刻なのは、子供を望んでいるのになかなか授かることのできない、いわゆる不妊症に悩む方がふえるということがあります。

不妊とは、世界保健機関WHOでは2年間、日本生殖医学会では、日本では結婚年齢が高いので、1年間妊娠しない場合と定義をされております。

最初は保険適用となる治療から行いますが、自費診療となる人工授精、体外受精、顕微授精と高度な治療に移行していきます。高度不妊治療は自費診療であり、治療費も1回当たり10万円から50万円と非常に高額な費用がかかります。平成16年度からは、特定不妊治療助成事業が行われていますが、まだまだ経済的負担が大きいのが現状です。また、長期の治療となった場合、精神的負担も大きいと聞きます。

まず、不妊治療への市としての取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいまご質問の不妊治療への市としての取り組みについてお答えをさせていただきます。

不妊治療の対応につきましては、愛媛県が実施しております不妊専門相談を紹介しておりますが、現実的には直接医療機関を受診するケースが大半と考えております。このことは、今後の子育て支援の取り組みとして、出産、育児に悩む親への相談窓口として充実と、妊娠を望み不妊に悩む人への支援策として関係各課で検討してまいりました。議員もおっしゃいますとおり、特に不妊治

療のうち特定不妊治療は1回の治療費は高額で、愛媛県が実施しております特定不妊治療費助成事業を利用しても、経済的負担が重いことから、十分な治療を受けずに子供を授かることを諦めざるを得ない人がいることも考えられます。

今後、本市といたしましては、より安心・安全な妊娠、出産への取り組みとあわせて、不妊に悩む方への相談を初め、公的な助成制度について予定をされている愛媛県の制度改正や県内自治体等の現状から支援対策を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 恐らく来年度から、県の現在行われている事業のほうも変わるといふふうに聞いておりますので、そのあたりについてまた対応をお願いしたいと思います。

次に、多子世帯、3人以上子育てをされている方に対しての支援について質問をします。

西予市では保育料及び幼稚園の月謝について、県内の他自治体と比較しても手厚く支援がされていると認識をしています。西予市において、保育料及び幼稚園の月謝について、国の保育料等の基準からどの程度軽減されているのか、現在の状況についてまずお尋ねをいたします。

また、3人目以降については無条件で保育料等を無償化するなど、多子世帯への支援拡充が必要ではないかと考えますが、理事者の考えをお尋ねします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 まず初めに、幼稚園についてお答えをさせていただきます。

西予市内には、公立つまり西予市立幼稚園が2園、そして私立の幼稚園が2園、合わせて4園の幼稚園がございます。公立幼稚園につきましては、現行の1カ月当たりの保育料は、国の示す利用者負担額と比べても低い額、月額3,600円でございますが、低い額を設定しております。県内でも2番目に低い利用者負担額となっております。現段階では多子世帯への支援は行っていないという状況でございます。

一方、私立の幼稚園につきましては、現段階では子ども・子育て支援新制度に移行されていませんので、各園で独自に保育料を設定されているところであります。私立の幼稚園における現時点で

の多子世帯への軽減措置につきましては、公立と私立間の格差是正と保護者の経済的負担の軽減を目的としまして、市の制度がございます。幼稚園就園奨励費補助制度でございます。所得階層区分に応じて実質の保護者負担額が、同一世帯で2人以上の園児が就園している場合には、第3子は全額免除、第2子は半額となる補助を行っているところでございます。また、これ以外に、小学3年生までに兄、姉がいる場合も補助算定の対象となる優遇措置もあわせて行っております。

今後、支援拡充が必要ではないかというご質問でございますが、公立幼稚園につきましては、平成28年度以降におきまして県内市町の保育料設定を参考にするなどして、国の制度に基づき所得階層区分に応じた保護者負担額の設定や多子世帯に対する減免を検討していくという予定にしております。

また、私立幼稚園につきましては、今後新たな子ども・子育て支援新制度に移行される場合の利用者負担額につきましては、当該幼稚園及び関係機関と十分なる協議、検討を重ねながら進めたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから生活福祉部所管の保育所の保育料の軽減、多子世帯への支援拡充についてお答えをさせていただきます。

まず、議員ご案内のとおり、現在市内には公立保育所、民間保育所ともに8園ずつ16園の認可保育所が存在しております。

保育料は、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して応能の負担が適用されており、国が階層に応じて上限額を設定し、その範囲内でそれぞれの市町村が保育料を定めております。

本市におきましては、合併当初から国の基準額より減額した保育料を設定し、保護者の負担軽減を図ってまいりました。平成26年度の保護者負担額の実績では、国の基準額に対し平均で約75%であり、この数値は県内11市の中でも低い保護者負担になっております。さらに、今年度から子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、新たな基準額表に基づき算定した結果、国の基準額の73%程度になると推計しております。また、国の定める階層よりも細分化した階層区分を設定

し、制度変更による影響も緩和しておるところでございます。

次に、議員ご指摘の多子世帯への支援の拡充でございますが、本市といたしましても大変重要な施策であると認識しておりまして、保育所の保育料について多子世帯への支援として申しますと、小学校就学前児童が兄弟で同時に保育所や幼稚園などを利用する場合は、最年長の子供から順に2人目が半額、3人目以降が無料という軽減基準を設定しております。

今後本市といたしましては、保育所、幼稚園を含めて多子世帯へのさらなる支援拡充を検討しながら、昨年度に策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づいて保護者や地域の皆様のニーズにしっかりと耳を傾け、子育てに優しいまちづくりを目指していきたいと考えております。

あわせて、条例で制定しております子ども・子育て会議において計画の評価、見直しなどの進捗管理を行い、市の実情に応じた子育て支援政策の充実、推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 ただいまの横山部長の答弁の中で、いわゆる保育料、国の基準額より73%程度になるのではないかというふうに答弁いただいたかと思いますが、例えば国の保育料基準額を減額することによって、当然市の一般財源から負担が生じていると思います。その負担がどれくらいになるか、数字がわかりましたら教えていただければと思うんですが、お願いいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の、国の保育料基準額を減額することによって市の負担はどれくらいになるのかというご質問でございます。

保育所を運営するためには、国、県、市の負担割合は、運営するために必要とされる経費から収入となる国基準の保育料額を差し引き、残りを国が2分の1、県、市が4分の1ずつの割合で負担をしております。市の保育料を国基準額より減額した場合は、国基準額との差額分全額が市の負担分となります。

平成27年度、今年度の4月分の保護者負担額、いわゆる保育料と国基準額の差額で推計して

みますと、今ほど申しました義務的経費以外に6,700万円程度の差額分として市の負担分になると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 現在も、これは毎年のことであると思いますので、1年当たりその程度の、大変大きな金額だと思いますが、市のほうから出費を歳出されていることで説明をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、幼稚園と保育園の違いがあったかと思えます。答弁を聞いていますと、幼稚園は3歳から小学校3年生までですかね。保育園は5歳。就学前児童が同時に3人いれば、保育料が半額及び全額免除になるということだったかと思いますが、仮に、例えば同時入所をされていない、保育園で例えますが、上の子が小学校4年生、真ん中の子が5歳、一番下の子がゼロ歳だった場合は、恐らくゼロ歳の子が半額、上の子が1.0ですかね、満額という形になるかと思えます。

試算があれば構わないんですけども、例えば同時入所でない場合、第3子以降を無料化、私個人的には3番目ですよね。子供を産むという言葉は、単純な計算で非常に申しわけないんですけど、2人だとプラ・マイ・ゼロ、3人だとプラス1という考えをもとにすると、第3子以降を無条件で無償化するべきではないかというふうに個人的に考えているんですが、もし第3子以降無料にした場合、そういった試算がありましたら答弁いただければと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問、同時入所でない場合も第3子以降を無料にした場合の一般財源がどれくらい必要かというご質問だったかと思えます。

昨年度なんですけれども、子育て支援政策検討の中で、担当課において、入所時の第3子以降に対して保育料の無料化を実施した場合、市の負担額が幾らになるかということのを試算した経緯がございます。当時の試算では、今より3,000万円程度市の負担がふえると見込んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 細かい数字の再質問で申しわけありませんでした。

そもそも、市単独で第3子以降無料にしないとかってというのは非常に困難な話だと思います。国の財政難と言われておる時代で、毎年1兆円ずつ伸びる社会保障費をどう抑えていくかという議論があるかと思いますが、限られた財源の中でどこにお金を使っていくのか、国が子育てについて思い切っにかじを切る必要があると思いますし、どこまでできるかというのはまだまだこれからの議論を見守る必要があるかと思いますが、やはり次世代を担うのは、子供がいなければどうしようもないというのは皆さん共通の認識だと思っておりますので、今後さらなる議論があるかと思いますが、市としてもまた前向きにさまざまな面で検討をいただければと思いますので、お願い申し上げます。

次の質問に移りたいと思いますが、今は自然減の話をしていただきましたので、人口社会減への対策について質問をしたいと思います。

先ほど国の総合戦略の中で、東京圏の転出入の均衡が2020年の目標となっております。地方から東京への転入を6万人減らし、東京圏から地方への転出を4万人ふやす。これが実現するかどうかは非常に困難であるという認識ですが、各自治体への移住希望者受け入れの取り組みも影響するのではないかと考えております。受け入れのためには、衣食住といった環境の充実、そして何より仕事があるということが前提かと思えます。

西予市自体は東京圏から遠く、地理的条件が厳しいのが現実であり、都市部からの転入を図るには積極的な施策が求められます。

逆に、愛媛県においては南予の地理的中心という条件に恵まれており、南予の各市にはどこにでも通勤ができるという強みがあります。この条件のよさを生かし、例えば住宅を新築した場合に建築資金の助成を行う、または固定資産税の減免措置など、近隣からも西予市内で家建て、定住するような仕掛けができないかと考えますが、移住定住促進を図るための対策について、お尋ねをいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 源議員にご答弁申し上げます。

移住定住促進のための対策についてお尋ねがございましたが、地方創生の目的に立ち返ってみますが、地方を成長する、活力を取り戻し、人口減

少を克服するといったようなことが目的でございます。さらには、東京一極集中の人口構造を是正するといったことで、人口減少から生じる社会的衰退というのを避けつつ、維持していくことが目的となっております。

総務省がさきに発表いたしました都道府県人口増減のデータですと、47都道府県で人口がふえているのはわずか7県となっております。こういったデータからも、特定の地域だけが人口が集中しているといったことがうかがえると思います。

一方で、じゃあ移住に何ら希望がないのかというお話でございますが、ふるさと回帰センターというところが東京にございますけれども、ここによりますと、年々相談件数がふえているといったような状況になっている。しかも、20代から30代の若者が地域に貢献したいといったような意欲を持って移住ということを行っているというような流れが出てきていると聞いてございます。

ただ、人がどこに住むのか、どんな仕事につき、どんな生活を望んでいるのか、家族環境や価値観、育ってきた教育環境や経験、また震災のような大きな出来事による影響もあるようでございますけれども、これらは自分で決断をする裁量の範囲内といったようなところかなというふうに思っています。

今申し上げたとおり、移住はその人の人生の大きな決断を要するわけでございます。仕事、家族、友人、知人、コミュニティー等々生活環境の全てが変わること、そういったことになりますので、思いはあってもいざ決断というのは非常に難しいというふうに聞き及んでおります。そのために、先進地であります自治体の施策例を申し上げますれば、空き家バンク、移住者への奨励補助金、今源議員が申し上げたような内容でございますが、分譲地の紹介、移住者を対象とした就農支援、お試し住宅制度、体験ツアー等々といったような支援策を講じているのが現状のようでございます。

じゃ、西予市においてはということでございますが、昨年度、住んでもらうといったようなところとして空き家の活用がイの一番に上がるわけでございますが、空き家調査をさせていただいたわけでございますが、空き家全部で二千八十数軒ございましたけれども、所有者のアンケートの結果、売買や賃貸として移住施策等に活用してもよいというお答えになった所有者は約100軒でござ

ございました。この結果を受けまして、今年度は空き家バンクをまず構築させていただき、移住を考えている方向けに情報発信していきたいと、このように考えている次第でございます。

その空き家バンクの内容は地域特性、移住者が必要とする情報、市の魅力をどのように掲載することが望ましいのか、この点について、移住経験者地域おこし協力隊など外部の視点の意見を踏まえつつ構築していることが望ましいと、このように考えております。

私自身が移住者の代表みたいなものでございますけれども、私自身も移住を考えたときに非常に情報が乏しかったというのが現状でして、西予市でどんな生活が送れるのか全くわからなかったという状況でございました。こういったこともありましたので、市内ではプロジェクトチームを結成いたしまして検討していくといったようなことを考えているところでございます。また、こういった情報については、総務省が4月から運営を開始しています全国移住ナビ、こういったところにも掲載することができるというふうに聞いております。

先ほども申し上げましたが、移住に関して大きな弊害が3つあると。仕事、住宅、コミュニティといったところでございますけれども、ほかの自治体が実施している従来の政策、支援策に関して、基本的には移住のきっかけづくりに集中しているわけでございますけれども、本来はその先の永住に向けたさまざまなライフステージに応じた施策が必要なんだろうなというふうに考えられます。今言った点についても、プロジェクトチームで議論を重ねさせていただきたいなというふうに考えておりますが、移住施策を実は近隣市町全部同じなわけでございまして、ここで移住合戦をやると、大変私ども財政力として厳しい状況の中、体力を消費するだけに終わってしまいかねないという非常に危険なもろ刃の剣なわけでございます。1人の移住に対して一体幾ら出しているのかというのは真剣に考えなければいけないわけでございます。

一方で、自分たちのところで育てていこうという考え方というのもまた、積極的に考えなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地方創生戦略の中で

具体的に考えさせていただきたいなと、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 今いただいた答弁の中で移住合戦という言葉が出てきたかと思いますが、思い出すというか、似たような感じだなと思うのがふるさと納税。これは多分総務省のほうから各自治体に通達か何かあったかと思うんですけども、例えば移住ふるさと納税に牛1頭とか、土地上げますとか、要はサービス合戦ですよ。いい形の移住促進を図るということと、サービスに陥ると言われるとおりに幾らまでお金がかかるのか、そういったことはちょうど西予市版の総合戦略を作成されている最中だと思いますので、そのあたりでまた鋭意ご検討をいただければと思っております。

では、1 番の最後になりますが、移住、定住には当然仕事があるということが重要になってくるかと思いますが、これから市として企業誘致及び起業支援について、雇用の創出についてどのように取り組まれるのか。これを最後に質問したいと思っております。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 源議員のご質問の中でも触れていただきましたとおり、人口が急激に減少してまいります。それに伴って生産年齢の人口も減少していくということで、その中で企業誘致や創業支援など、雇用創出にどのように今後取り組んでいくのかというご質問だろうと思っておりますけれども、昨日、酒井議員のご質問の中でも説明をさせていただきましたので、重複する部分もございしますのでお許しいただきたいと思いますけれども、西予市が雇用創出のために取り組んでいる実践型地域雇用創造事業の計画を立てました平成24年には0.8倍であった有効求人倍率も急速に回復をしております。平成27年2月には1.13倍になっています。このような数年での急速な変化は、予想がなかなか不可能なわけでありましてけれども、企業が進出してくる条件の第1番として、労働力の確保を1番に上げております。そのようなことから、企業誘致、創業支援と人口確保対策は切っても切れない密接な関係にあると認識しております。市としましては安定した地域経済活動の確保が、人口減少を食い止める、また減速させるための重要な取り組みとして位置づけており

ます。

基本的な取り組み支援策は、これも昨日回答させていただきましたが、地方創生による循環モデル事業、企業誘致奨励制度、中小企業振興資金などによりますけれども、働く場の不足から若者の流出に歯どめがかからない、労働力の不足から企業が来ない、また企業を起こすことができないといった悪循環をどのような施策で食い止めていけばいいのか。先ほど議員がご指摘のとおり、地理的な条件、地域の条件、特性に合わせた中でどう仕掛けていくか。施策の検討が必要であろうと認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 今二宮部長から答弁いただいた中で、地方創生による循環モデル事業という答弁があったかと思いますが、これは恐らく今年度、平成27年度当初予算でありました、なかなか創業支援がなかった中で市として初めて取り組まれた事業のことではないかと思いますが、そのあたりの進捗状況を、わかりましたら説明いただければと思います。お願いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 紹介させていただきました本年度からの取り組みを計画しております地方創生による循環モデル事業についてですけれども、事業資金を有利に確保できる検討を進めております。安易に補助制度とするのではなく、社会的責任を果たせる企業として、市及び関係金融機関等が継続して見守り続けていける制度になるよう現在関係機関と最終の条件整備を進めているところでございます。

また、これとは別ですけれども、市単独事業で規模的には小さな取り組みですが、地域課題等の解決のための創業や販路拡大の活動に対する助成として活性化4事業というのをこれまでも取り組んできております。今後はさらなる充実を図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 再質問にはなります活性化4事業というのは、恐らく城川町の遊子川地区、きのう食堂ゆすかわの映画の話があったかと思いますが、そこで特産品のトマトをつくって、お酢とか、この間新聞で拝見させていただいたのは、ト

マトの苗を育てましょうみたいな事業をされていると思います。恐らくそのあたりの商品開発ではないかと思います。そのほかに、この事業に当たるかどうかわかりませんが、ことしから明浜町の渡江地区だったかと思いますが、とのえアイスマカンという形で、ポンカンとか普通の温州ミカンだと思いますが、冷凍にされて商品開発もされているような例も見受けられるかと思います。

この活性化4事業について、事例とか件数をわかる範囲でご答弁いただければと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 活性化4事業ですけれども、企業及び法人の設立あるいは加工品の新製品開発費用、販路の拡大に関する費用、農家レストランとかグリーンツーリズムなどの開業に関する費用について、単独でございますので、上限100万円の金額ですけれども、助成する事業を総称して活性化4事業と呼んでおります。

議員が触れていただきました遊子川地区の取り組みにつきましても、食堂の開業の際の支援をさせていただいたところでございます。そのほかには、企業組合で喜楽たのすじの創業支援、あるいは農林水産物を活用した水産加工品の開発への支援、かんきつの油、それから真珠のパウダー等を使つての化粧品開発の取り組み、あるいはカットネギの販路を拡大するための支援、先ほど言いましたような食堂開業の支援とか、これまでに8年間取り組みを進めてまいりましたけれども、四十数件活用していただきまして、これは大きな創業支援、企業支援にはなっておりませんが、地域の産品を活用して地域の方々が少しでも活性化にということで取り組みをしていただいております。そういう意味では地域にとっては有効な手段ではないかというふうに考えております。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 今二宮部長から答弁いただいたとおり、地域がみずからの力で立ち上がる、これこそ地方創生であると私は認識しておりますので、少額ということではなくて、地域が活力を取り戻すような取り組みに対して、また補助じゃなくて支援の検討を、今現在されていることをもっとも市民の方にもわかっていただければいいんではないかと思っております。

それでは、次のほうに移りますが、防災対策に

ついて、これを質問したいと思います。

昨年9月の御嶽山の大規模噴火から箱根山の火山性地震の発生、口永良部島での火山噴火による全島避難と、火山活動が活発化しております。また、先月5月30日には伊豆大島近海を震源とするマグニチュード8.1を観測する巨大地震が発生しました。このことにより、地殻変動が活発化しているとの懸念が広がっており、近いうちに発生、そして大きな被害が想定されている南海トラフ地震への対策が急務かと思えます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、津波と福島第一原発事故による被害が甚大でありました。警察庁がまとめたところによると、一連の余震での被害も含め、1万5,891人の方が亡くなりましたが、そのうち約9割の方が溺死だったとの調査がございます。

現在は震災対策といえば、主に津波による被害軽減に目が向けられているように感じますが、その前に起こりました平成7年1月17日の阪神・淡路大震災では、6,434人の方が亡くなられ、約8割の方が圧死及び損壊死だったとされております。

平成23年に発表された愛媛県地震被害想定調査結果によると、西予市では震度7の揺れが起これと想定されております。津波被害への避難体制整備も重要ですが、まずは最初の大きな揺れに耐えなければなりません。そのためには基本的なことですが、寝室のたんす等の大型家具の転倒防止など、揺れに対してさらなる啓発をすることも必要と考えますが、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議員ご指摘のとおり、近年自然災害が多発をしておりますし、その備えが最も緊急の課題というふうに認識をしております。

阪神・淡路大震災では、先ほど申されました建物の倒壊もしくは家具の転倒などの原因による犠牲者が約8割ということでございますし、また東日本大震災では激しい揺れが3分間以上続いたというふうなことも報告されているところでございます。

そこで、市ではそういった大規模な地震への家庭内対策、指導ポイントの一つとしまして、地震発生時には机の下等に身を隠すというふうな対

策、そして落ちついて自分の身を守るということにあわせまして、地震発生前の家具の転倒防止対策を避難訓練時あるいは広報紙等により呼びかけをしているところでございます。

市内の自主防災組織におきましては、地震、津波等についての訓練を現在いただいておりますけれども、現在の訓練の内容といいますのは、災害が発生した後の避難訓練あるいは消火訓練、炊き出し訓練等が中心となっているというのが現実でございます。

今後まず各家庭の防災対策が基本である、このことを十分理解していただきまして、家具等の転倒防止につきまして、自主防災組織あるいは各種グループを中心として、各家庭での家具類の固定の呼びかけなど、自助そして共助による地域防災力の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 では次に、自主防災組織間の連携について質問をしたいと思います。

津波災害が予想される海岸部では防災への意識が非常に高いと思いますが、そのほかの地区ではそこまで防災への意識が徹底されていないのが現状ではないかと感じております。

ちょうど議会のほうで意見交換会というのを実施しておりまして、今回明浜町の俵津公民館において区長さんたちと懇談する場がありまして、その際にいただいた意見でございます。我々は津波が発生した場合、まずは逃げなければいけない。訓練も非常に盛んにしている。ただし、言い方は、山のほうの人はそうではないのではないかというふうな問いかけがありましたし、私自身、実際宇和に住んでおりましてそのように感じておるところであります。

津波発生の際には、当然大きな地震が発生しております。まずは、先ほど言いましたとおり揺れに耐える。そして、津波を避けるために指定されております1次避難場所に逃げる必要がありますが、その後2次避難所、3次避難所へ移動する必要があるかと思えます。

市民の皆さんの防災意識をさらに高めるためには、2次避難等を想定した合同自主訓練を実施することで意識が高まり、またともに訓練することで万が一の震災発生時にも協調して対応ができる

と考えておりますが、このことから自主防災組織間連携が大切ではないかと思えます。

こういった連携をどのように図るのか。これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の自主防災組織の連携をどのように図るのかということでございますけれども、ご質問のとおり東日本大震災の甚大な津波被害を受けまして、当市の海岸部にお住まいの住民の皆様には、防災への意識が非常に高まっているというふうに思っております。各地域の自主防災組織を主体とした地震、津波避難訓練を行っていただいておりますけれども、このことはまた国、県が発表しております南海トラフ巨大地震による被害への不安のあらわれであるというふうにも受けとめておるところでございます。

そこで、従来の各地域の訓練支援に加えまして、昨年度は明浜地区全域を対象とした地震津波避難訓練を自衛隊、そして警察、消防等関係機関との連携をしまして実施したところでございます。今年度は、三瓶地区全域を対象とした訓練を内閣府と共催で11月8日に実施するよう、その準備を進めているところでございます。

このような広域の訓練を通しまして、各地域で完結できる課題、あるいはまた緊急避難場所からさらなる高台への2次的避難及び津波被害の影響のない避難所への被災者の移動手段等、広域な対応が必要な課題等を検証をして、関係機関が連携してその対策を進めることが重要というふうに考えております。

また、市内では自主防災組織がございまして、その組織の連携強化を図るため、平成24年度から毎年、自主防災組織連絡会を開催しております。本年度はその連絡会に加えまして、防災の中心となる防災士の養成にあわせて新たに防災士会を発足させ、フォローアップ研修等を実施をしまして、地域防災リーダーの育成に努めることとしています。

地域によって想定される災害、自然条件あるいは活動状況、市民意識等がさまざまありますけれども、自主防災組織連絡会において、各組織の中でどのような連絡そして対応ができるのか協議、検討を重ねるとともに、その防災士会による組織間を超えた活動の展開を図っていきたいとい

うふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 答弁ありがとうございました。

最後になりますが、公職選挙法の改正について質問をしたいと思います。

現在、国会で公職選挙法の改正が審議されておりました、恐らく明日17日に参議院で可決されるのではないかと考えております。こうなれば、来年夏の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられます。特に、若年層の投票率が低いという傾向がずっと続いておりますが、政治への関心を高め、投票率を向上させるためには、今後取り組みが必要になると考えております。

他の自治体の例にはなりますが、小学校の給食でリクエスト献立、これは西予市内の小学校でも行われていますが、その際に実際投票箱を貸し出し、記載台で実際選挙と同じような形でやっているような事例も聞いております。また、これは松山市においての取り組みですが、大学生を活用した選挙啓発活動及び大学内に期日前投票所を設けることで、投票率向上につながっていると聞いております。

今後、特に若年層の投票率の向上に向けた取り組みについてどのようなになっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 それでは、西予市選挙管理委員会書記長の立場といたしまして、源議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨日の二宮議員のご質問にお答えいたしました折にも申しましたけれども、投票率の向上につきましては、選挙管理委員会といたしましても重要課題として捉えているところでございます。

先ほど源議員からもございましたように、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が参議院本会議で成立の運びとなりまして、来年の夏の参議院選挙から適用される予定でございます。

これに伴いまして、新しく有権者になられました若者層の投票率について懸念されているところでございまして、国や県におきましても、数々の啓発を計画されているところでございます。

当委員会におきましては、市民への周知につきまして、これらの啓発に加えまして、広報紙であ

るとか、市のホームページを活用いたしました周知方法を予定しているところでございますが、議員ご指摘のとおり、若年層の政治への参加意識をどう向上させていくかが問題でございまして、新しく有権者となられる方への啓発も必要であると、このように考えているところでございます。

当委員会では、今までにも小学校の児童会役員選挙に投票箱の貸し出しを行っておりまして、学生生活の中で選挙制度に触れる機会を提供しているところでございます。

また、けさの新聞にも掲載されておりましたとおり、文部科学省におきましても公職選挙法を解説した高校生向けの副教材を秋までに確定する計画であるようでございますが、当委員会といたしましても、それと並行いたしまして、選挙、政治への関心と理解を高めることが投票率向上につながると考えております。

今回、新たに有権者になられます高校生等に向けた選挙啓発を展開しながら、若い世代から選挙制度やその意義に理解を深める機会を設けますとともに、今回の選挙権の18歳引き下げを市民全体の政治参加を促進し、投票率の向上につなげる絶好の機会として捉えまして、教育機関、教育委員会あるいは関係機関等と連絡を密にするとともに、有効な啓発活動を実施しながら、若年層の投票行動の促進と意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 今書記長のほうから啓発活動を計画しているということでしたが、何か具体的に啓発活動等の計画がありましたら、答弁いただいたと思います。

○議長 三好総務課長。

○三好総務課長 それでは、お答えをいたします。

具体的な啓発活動についてのご質問でございますが、投票率向上を目指しまして、現在では選挙時に市のショッピングセンター等で、啓発グッズを配布し投票を呼びかけておりますが、選挙時に加えまして平常時にも各事業所等へ明るい選挙の推進について協力を依頼するなど、有権者の選挙に対する意識の向上に努めたいと思っております。

また、今後の具体的な取り組みといたしまし

て、市内の高等学校へ出向きまして出前講座を実施し、選挙の仕組みや投票の重要性について説明する機会を設けるなど、あらゆる角度から選挙啓発について働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 以上で用意していた内容が終わりましたので、質問を終わりにしたいと思います。

きのうは、西予市議会始まって以来、42席傍聴席があるかと思うんですが、57名の傍聴の方がいらっしゃっておりますし、きょうもお見えになっていただいておりますので、きのうじゃなくてよかったなど、私正直に思っているところでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、きょうの質問が市勢の発展、そして住民の皆さんの福祉の向上の一助となればという気持ちできょう行いましたが、その気持ちで私初心に返って、これからまた1年間議員活動をやってまいりたいと思います。

本日は以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で本日の一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時56分）

○議長 再開します。（再開 午前10時10分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

○議長 日程第2、議案第72号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第75号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程3）

○議長 次に、日程第3、議案第76号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第79号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基

金の取り崩しに伴う権利の放棄について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第80号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第81号「字の区域を変更することについて」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 補正予算書の19ページ、民生費の母子福祉費の件ですけれども、今回の条例改正でありましたひとり親家庭という部分だと思うんですが、母子家庭医療費助成事業188万円について、多分ひとり親家庭ということは父子家庭の分がプラスされて、この条例改正を見てますと7月1日からの施行というふうになってるんですけれども、その188万円ということは父子家庭がどのくらいおられるのかということと、その根拠がもしありましたら教えていただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいまの二宮議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、父子家庭の数なんですけれども、ことしの4月1日現在でひとり親家庭としての父子家庭につきまして、西予市では89世帯の280人となっております。その中で、今回父子家庭に拡充した場合の対象者、25世帯の69人を見込んでおります。これは児童扶養手当受給者のうち、所得税の非課税世帯を対象にした人数でございます。また医療費補助金額につきましての根拠なんですけれども、これまでの母子家庭の医療費の実

績において算出した1人当たりの自己負担医療費をもとに積算した金額でございます。

以上でございます。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 13ページの議会費の議会活性化特別委員会事業が、当初予算では97万2,000円の予算が組まれておきながら、2カ月ぐらいで全額減額されているんです。先日の質疑の中で、まだこの特別委員会は存続しとるわけです。存続しとるのになぜ今回補正で減額されたかということが1点と、例えば私たち議会としては行政側がこんな予算書を6月で提出したら、予算編成が甘いんじゃないかというような指摘するチェック機能があるんです、議会人として。それを今回議会費をこのように減額されたいきさつということをお答えいただいたらと思います。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時17分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時18分)

大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご答弁申し上げます。

要求自体は議会事務局から提案いただきまして、私どもそれに基づいて査定をさせていただいているところでございます。人数がふえたためというふうにお伺いしておりますが、私どもといたしましては、議会側の要求について最大限尊重いたしまして査定をさせていただきました結果でございます。

以上でございます。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 私も身内のことですから、細かくは追及しないつもりなんですけれども、だけこの予算書というのは市長が提案しとるんですよ、議会費にしろ何にしろ。だから、私は理事者側に何で全額、人事という例えば議員の数が減ったとか、そういう一部のお金を減額するならわかりますけれども、全額減額されとるんです。というのは、私たちは3月の当初予算を賛成しとる身なんです。それをわずか2カ月でこのように減額するということが果たしていいものかどうか。私は非常に疑問に思ったから質問したわけでありまして、そのような回答であれば、私もこれ以上は追及はいたしません。今後このようなことがないように、議会として、議会人としてこう

いうことが絶対ないようにしていただきたいというのが私の要望であります。

以上であります。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程６）

○議長 次に、日程第６、議案第８３号「平成２７年度西予市授産場特別会計補正予算（第１号）」から議案第８８号「平成２７年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」までの６件を一括議題といたします。

これより本案６件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案１７件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

（日程７）

○議長 次に、日程第７、請願第１号「お出かけチケット制度導入についての請願」を議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案、請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

６月３０日は午後２時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１０時２２分

平成27年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年6月30日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成27年6月30日

午後2時00分

1. 閉 会 平成27年6月30日

午後4時30分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 欠 員

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

17 番 岡 山 清 秋

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

16 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 宇都宮 又 重

会 計 管 理 者 奥 野 柳之介

総 務 部 長 兼 宗 正 弘

公 営 企 業 部 長 大 平 利 幸

企 画 財 務 部 長 二 宮 紀 夫

産 業 建 設 部 長 横 山 博 文

生 活 福 祉 部 長 松 川 伸 二

教 育 部 長 道 山 升 文

明 浜 支 所 長 尾 下 孝 二

野 村 支 所 長 田 村 剛

城 川 支 所 長 坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		
1	議会報告第1号	西予市議会活性化特別委員会の報告について
2	議案第 72号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 73号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 74号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 75号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 76号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について
	議案第 77号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について
	議案第 78号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
	議案第 79号	八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について
	議案第 80号	新たに生じた土地の確認について
	議案第 81号	字の区域を変更することについて
	議案第 82号	平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）
	議案第 83号	平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
	議案第 84号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第 85号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第 86号	平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）

	議案第 87号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第 88号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	請願第 1号	お出かけチケット制度導入についての請願
追加	議案第 89号	三瓶小学校プール改築工事請負契約について
	議案第 90号	魚成小学校プール改築工事請負契約について
	議案第 91号	西予市消防署救助工作車Ⅱ型の取得について
	発議第 4号	西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議員派遣の件について	

本日の会議に付した事件

- 1 議会報告第1号 西予市議会活性化特別委員会の報告について
- 2 議案第 72号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 73号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 74号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 75号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 76号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 77号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について
- 議案第 78号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第 79号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について
- 議案第 80号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第 81号 字の区域を変更することについて
- 議案第 82号 平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 83号 平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 84号 平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 85号 平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 87号 平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 88号 平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 請願第 1号 お出かけチケット制度導入についての請願
- 追加 議案第 89号 三瓶小学校プール改築工事請負契約について
- 議案第 90号 魚成小学校プール改築工事請負契約について
- 議案第 91号 西予市消防署救助工作車Ⅱ型の取得について
- 発議第 4号 西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 6月12日付で提出しております議案書中に誤記がございましたので、お手元に配付しております正誤表により訂正をお願いします。

訂正箇所につきましては、議案書19ページの議案第76号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」、20ページの別紙様式2及び21ページの別紙様式3中、「西予市野村介護老人福祉施設つくし苑増築事業」とありますのを「西予市野村介護老人保健施設つくし苑増築事業」に訂正させていただくものでございます。このたびの訂正につきましては深くおわび申し上げますとともに、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいま申し出のありました議案第76号にかかわる議案の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、これを承認することに決定いたしました。

(日程1)

○議長 日程第1、議会報告第1号「西予市議会活性化特別委員会の報告について」を議題といたします。

西予市議会活性化委員会委員長田中徳博君の報告を求めます。

○田中徳博西予市議会活性化特別委員長 ただいま議長より指名していただきました当委員会の報告をいたしたいと思っております。

お手元に配付されている資料をお目通ししていただきながら報告をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、西予市議会活性化特別委員会報告書。

西予市議会会議規則第109条に基づき、西予市議会活性化特別委員会より調査研究結果の報告を行います。

西予市議会活性化委員会は、平成24年2月2

8日に施行された西予市議会基本条例を実効性をもって運用できるようにするために、平成24年6月28日、発議第4号議決により設置されました。その際の調査研究テーマは以下のとおりです。

①議会の活性化について。

②議会のスキルアップについて。

③議会基本条例の運用ルールについて。

④議会改革に付随する諸課題について。

平成24年に議員となった5名を含む計7名で委員会を構成し、以降平成27年6月16日までに計48回の委員会を開催しましたが、結成当初に委員会協議会の中で上記付託内容を具体化し、平成24年7月31日の西予市議会全員協議会で次の7つの調査研究項目について審査を行うことを報告しております。

①議会基本条例の運用・検討について。

②西予市政治倫理条例の運用・検討について。

③議会報告会・情報公開のルールづくりについて。

④正副議長の任期について。

⑤正副委員長の任期について。

⑥議会の申し合わせ事項について。

⑦その他付随する諸課題について。

平成26年第2回定例会では、委員会設置から2年が経過すること、また委員長が交代したことなどから、西予市議会会議規則第45条第2項に基づき、それまでの視察研修、講演会、勉強会などの委員会活動について、中間報告を行いました。以下に、平成26年6月期までの実績について大まかなものを述べたいと思います。

平成24年10月に西予市地域審議会委員75名を対象としたアンケートを実施し、議会に対する貴重な意見を数多くいただきました。

平成24年第4回定例会では、西予市議会基本条例第5条第3項における請願・陳情審査について一部改正を行いました。以後、請願・陳情等の審査において、提出者から直接意見を聞くことができ、当事者の声を審査に反映することができるようになっていきます。

市民との意見交換の場を設ける取り組みとしては、平成25年1月に、野村、宇和の2会場で議会報告会を試行開催しました。このときは46名の参加がありました。この実績をもとに、平成25年第1回定例会において、西予市議会基本条例

第5条第4項を改正し、議会と市民との意見交換会を年1度以上開催することとしました。平成25年11月には、城川、三瓶、明浜で意見交換会を開催し、計58名の参加がありました。平成26年では、市民との意見交換会実行委員会が主体となり、11月に野村、宇和会場で意見交換会を開催、計29名もの参加があり、好評を得ました。また、試行的に車座的意見交換会を平成27年3月に2回開催しています。

議会の情報公開については、平成25年4月から西予市ホームページが新しくなり、大幅に拡充されました。

また、中間報告では、今後の取り組みとして、以下の3点を上げました。

- ①議会の情報公開に関すること。
- ②議会活動への住民参加に関すること。
- ③討議し、政策をつくる方向への議会運営に関すること。

中間報告の後、委員会で協議を行い、上記中間報告に基づく具体的な議題として、以下について審議を行うこととしました。

- ①全員協議会の会議規則への登載。
- ②常任委員会の任期1年を2年になるよう委員会条例の改正。
- ③議長、副議長の申し合わせ任期1年を2年になるよう議会申し合わせ事項の再検討。
- ④予算、決算委員会の設置について。
- ⑤広報・広聴委員会の設置について。
- ⑥西予市政治倫理条例の内容検討。
- ⑦議決事件の追加。

平成27年3月19日開催の全員協議会では、中間報告以降に取り組んだ調査研究の内容について、第36回から第45回委員会の内容を抜粋し報告しています。ここでは、その内容とともに、最後の第48回までの審査経過について報告いたします。

第36、37回では、委員長交代後のテーマの確認、議会ITC導入先進地である愛知県一宮市、三重県鳥羽市、三重県伊賀市議会への研修について協議しました。第38回では、愛媛大学法学部からのインタビューについて対応を検討しております。第39回から43回では、申し合わせ事項の調査研究を行い、不具合やそごが発生している点を精査し、議長に提出しました。第44回、45回の委員会では、主に政治倫理条例につ

いて調査研究をしました。第46回から第48回までにおいては、任期に関し協議を行ったほか、これまでの経過をたどりながら総括を行っていました。

こうした長期にわたる調査研究を経て、中間報告後、議題として取り上げた内容についての審査結果、成果報告を以下のとおり申し上げたいと思います。

議題①全員協議会の会議規則への登載については、平成27年第1回定例会において、西予市議会会議規則第165条の規定により、協議または調整を行う場となるよう会議規則の改正が行われました。

議題②常任委員会の任期については、県内各市の半数以上が2年の任期となっています。当委員会では、より深い議論、審査を行うためには2年任期が望ましいとの結論に至りました。先般、平成27年第2回定例会初日に議案が提出されましたが可否同数となり、議長裁決の結果、否決されています。

議題③正副議長の任期の検討については、前期からの申し送り事項でもあり、次期議会へ正副議長任期2年として申し送るべきと考えます。

議題④予算、決算委員会の設置については、議会運営委員会でも協議されており、今後も導入に向けた協議が必要と考えます。

議題⑤広報・広聴委員会の設置につきましては、協議の結果、ホームページ、議会だより、市民との意見交換会等のさらなる充実で対応できると意見集約されています。

議題⑥西予市政治倫理条例の内容検討については、条例第10条を初めとする内容遵守のためには実態調査の検討などが必要であり、市民に疑惑の念を生じさせないよう議員が努めるべきとの結論に至りました。

議題⑦議決事件の追加については、今後とも協議を行うべきと考えます。

以上のとおり、長期にわたり議会活性化特別委員会を通じて多くの諸課題に取り組み、一通りの成果、結果を出すに至りました。今後におきましても、開かれた議会の実現のためにも、また市勢発展と住民福祉向上のためにも、議員が一丸となって議会を活性化させるよう取り組んでいく必要があります。本来当委員会のテーマは議員各自のテーマであり、残された任期1年で市民から議員

報酬に対して費用対効果があったと評されるよう精進していきたいと思います。

以上、西予市議会活性化特別委員会委員長報告といたします。

平成27年6月30日、西予市議会活性化特別委員会委員長田中徳博。

以上です。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番森川一義君。

○14番森川一義君 委員長にお尋ねします。

最後のページ、議題⑥に西予市政治倫理条例の内容の検討について実態調査の検討などが必要であり、市民に疑惑の念を生じさせないよう議員が努めるべきとの結論に至りましたとありますが、その実態調査などはしているのでしょうか。また、市の工事を行う会社に議員が出入りをしていることについて、市民に疑惑の念を招いています。市民に疑惑の念を生じさせないよう、どのように努力されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 4番田中徳博君。

○田中徳博西予市議会活性化特別委員長 ただいま森川議員から質問がありました第10条倫理条例です。

ちょっと読み上げてみます。

議員及び市長等が経営する企業または議員及び市長等が企業に対して次に掲げる各項のいずれかに該当し、実質的に経営に関与をすると見られる企業は、法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第110条の5、6項から第8項までの趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない。ただし、議員及び市長等が次に掲げる各項のいずれにも該当しない場合であっても当該議員及び市長等が関係する企業は市民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならないと記載されております。

この法令について、委員会の中では精査しました。ただ、確認方法として案としては保険関係でその会社から個人として独立されてるかどうか、そういったチェックもできるんじゃないかと、そういった意見も出ました。もうこれは強制力はありません。ということで、議員本来の倫理

条例に基づいて、議員各自が判断していただけないといった形で、これから先については踏み込めていないのが現状です。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告をもって西予市議会活性化特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、西予市議会活性化特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、議案第72号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第88号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの17件及び請願第1号「お出かけチケット制度導入についての請願」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長岡山清秋君の報告を求めます。

岡山清秋君。

○岡山清秋総務常任委員長 去る6月12日の本会議において当委員会に付託されました議案6件について、6月22日に審査を行いましたので報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであります。いずれも原案のとおり可決決定といたしております。

議案審査の中で委員より出された質疑、それに対する答弁等について概要を抜粋して報告申し上げます。

まず、議案第73号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」では、城川地区小学校4校を統合し、平成28年度

から西予市立城川小学校とするための改正との説明がありました。また、これに関連いたしまして、宇和地区の小学校再編計画の進捗状況についての関連質疑がありました。これについては、平成21年10月に策定した西予市小学校再編計画に基づき、改めて保護者等の関係者に説明をすること、また十分に協議検討をすることが必要であるとの答弁でありました。

次に、議案第79号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」では、観光情報誌作成に基金を充当するための権利放棄であるとの説明がありました。西予市のブースを松山市に設置するなど、西予市の観光情報、また物産情報の発信強化についての関連質疑があり、大学と連携した観光アプリ開発など、広域組合だけに頼らず、西予市独自の情報発信に取り組むとの答弁でありました。

次に、議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

補正予算全体では、4月の人事異動に伴う職員給与費等、人事院勧告に基づく嘱託職員等の賃金改定に伴うものが主なものでありました。

まず、総務部危機管理課所管分のうち、防災行政無線・情報システム整備事業費145万8,000円についてであります。これは大江集会所新築工事に伴い、敷地内に設置している防災行政無線を移設するための経費との説明がありました。

また、企画財務部財政課所管では、歳入予算のうち、財政調整基金からの繰入金で4,248万3,000円を減額するとの説明がありました。

なお、消防本部所管分では、消防団施設整備事業費543万9,000円については、国道378号バイパス拡張工事に伴う俵津分団消防詰所等移転新築工事において、将来の統合等、再編を考慮した上で当初計画を見直し、適切な規模で事業を実施するため事業費を増額するとの説明でありました。これに関連して、俵津分団の統合の見通しについて質疑がありました。まだ将来のことではあるが、消防団及び地元からの意見を尊重して協議を行うとの答弁がありました。

次に、教育部文化体育振興課所管分では、えひ

め国体開催に伴う施設の整備の進捗状況についての関連質疑がありました。工事概要ベースで判断すると、平成27年5月末時点で宇和球場が24.2%、宇和運動公園が32%の工事が完了しているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成27年6月30日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長 沖野健三君の報告を求めます。

沖野健三君。

○沖野健三厚生常任委員長 厚生委員会に付託されました議案7件、請願1件について、経過の概要並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第74号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、医療費の支給対象に父子家庭を加え、題名を「西予市ひとり親家庭医療費助成条例」に改めるとの説明を受け、審査を行った結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第75号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」についての審査では、第1段階の年額保険料を3万3,600円から3万3000円に引き下げ、低所得者の負担軽減を図るとの説明を受け、採決の結果、可決決定いたしました。

次に、議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

まず、環境衛生課では、野村クリーンセンターの状況についての質疑に対し、平成30年3月で閉鎖、その後は八幡浜南環境センターに委託するとの答弁でした。

次に、高齢福祉課では、西予市内の手話通訳資格者数について質疑があり、答弁として、西予市認定の手話派遣登録者が4名、手話通訳者県協会認定の方が1名とのことでした。

次に、社会福祉課では、市内児童館の利用者数について質疑があり、宇和児童館は約2万2,000人、野村児童館、三瓶児童館は約1万人との答弁でした。

以上、議案第82号について、慎重審査を行った結果、適切なるものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

次に、議案第83号「平成27年度西予市授産

場特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第84号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

狩江診療所について、1次医療体制は確保されているのかの質疑に対し、非常勤であっても診療日数は余り変わらないため、大丈夫であると考えているとの答弁でした。採決の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第85号「平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、審査を行った結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第86号「平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

今回の補正額で第6期西予市介護保険事業計画期間の電算システムの使用が可能かとの質疑があり、計画期間である3年後の平成30年3月までの対応は可能という答弁がありました。また、西予市の在宅介護について、今後どのように取り組んでいくのかという質疑があり、地域包括支援センターを十分に活用していただくことに加え、地域包括ケアシステムの構築に全力を注ぎたいという答弁がありました。また、認知症対策を第6期西予市介護保険事業計画にどのように取り入れたのかという質疑があり、認知症対策は重要テーマと位置づけており、認知症地域支援推進委員を核に、高齢者安心ネットワーク事業や徘徊高齢者SOS登録事業を進めたいという答弁がありました。採決の結果、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第1号「お出かけチケット制度導入についての請願」、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この請願は、特別身体障害者及び1級、2級障害者手帳取得者に、西予市タクシー利用券、西予市ガソリンスタンド使用券を配布するものであります。県内の自治体の助成状況を調査しますと、両方配布しているのは四国中央市が行っております。他の自治体の助成状況についてはお手元に配付のとおりであります。

委員の意見として、デマンドタクシーの利用、あるいは利用できるような体制整備など、総合的

に判断して、利便性を確保できるようにすればいいのではないかと。また、タクシー、ガソリン両方に補助することに関しては、まだ検討の余地がある。身体障害者のみならず、高齢者などチケットが必要な方はおり、西予市全体の問題として検討する必要がある。反面、西予市の弱者に対する配慮が薄い気がする。弱者救済、利便性などを鑑みてはどうかなどの意見が出ました。採決の結果、本請願は不採択と決定した次第であります。

以上で厚生常任委員会の審査結果を終わります。

平成27年6月30日、厚生常任委員長沖野健三。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長中村敬治君の報告を求めます。

中村敬治君。

○中村敬治産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告。

去る6月16日本会議において当委員会に付託されました議案について、6月22日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過概要と結果についてご報告いたします。

お手元に配付のとおり、議案6件についてはいずれも全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑、これに対する部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第72号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」については、経済振興課より説明がありました。行政財産に属する土地、建物に太陽光発電設備を設置させる場合、使用料を1平方メートルにつき1年350円とする旨の説明に対し、委員から使用料350円の根拠を求める質疑がありました。経済振興課の答弁によると、全国的に見ても100円から300円の値段設定が多いそうです。一方、年間売電価格のパーセンテージで契約されているところもあり、近隣では伊予市などのように3%で設定している事例もあるそうです。日照時間など、条件のよいところでは売電も多いのですが、西予市はかなり霧が深いところなので、売電価格で計算するよりも平方メートルの単価で20年間という約束で契約するほうが有利と考えて350円を算出しているとの答弁を受けました。他の自治体と対

比しても、350円での契約を行えるなら西予市としてはありがたい話であり、実際事業を実施する会社のほうともこの条件で折り合いがついたため、契約に至ったそうです。売電価格のパーセントで考えると、西予市の場合は約7%相当の使用料になるとの説明でした。

また、委員より異常気象時において周囲に被害が発生した場合の契約はとの質疑に対しては、損害が発生したら会社が責任を持つという契約を結んでいるとの答弁でした。

ほかにも、20年後の撤去は確実に実行されるのかとの質疑がありました。これについても、会社側が負担する契約を結んでいるとの答弁でした。

今回の太陽光発電事業に係る総面積と西予市への年間収益を問う質疑もありました。今回契約しようとする事業の使用面積は4,098平方メートル、年間の賃料は143万4,000円を見込んでおり、20年間の賃料は2,868万6,000円になるそうです。これ以外に、固定資産税や法人市民税も加算されるとの説明がありました。その他の遊休地の利用についても、質疑を通じ、今後活用を進めていく方針が示されました。

議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、林業課では、森林整備担い手確保育成対策事業補助金15万円についての説明がありました。本事業については、フォレストマイスター育成事業であり、林業架線技術の習得をするとのことでした。また、森林そ生緊急対策事業補助金のうち495万円の増額補正は、プロセッサ及びフォワーダの購入補助に対処するためのもので、補助額は2分の1以内との説明がありました。

農業水産課では、城川堆肥センター運営事業184万8,000円についての説明がありました。城川堆肥センターでは、昨年度末に攪拌機が故障し、現在2基ある攪拌機のうち1基のみの稼働となっています。受け入れや堆肥の生産も半減している中、堆肥センター施設や畜産農家、耕種農家の運営に支障を来しているため、早急に修理を行いたいとのことでした。

新規就農総合支援事業187万5,000円については、受給者の経営内容の変更に伴うものと相談状況を勘案して今後の申請を予測したものによる増額補正であるとの説明がありました。ま

た、委員から今後の新規就農者の増加は大体どれくらいの目標を立てられているのかとの質疑に対しては、平成27年度当初は個人12件、夫婦1件であったが、下半期分として個人4件、夫婦1件を増加見込みとして考え、補正措置を行っていると答弁でした。

農業委員会では、職員給与費608万1,000円の減額補正について説明がありました。全て4月の人事異動による職員給与費の減によるものであるということでしたが、額が大きいと、職員数に変化があったのかどうかについて質疑がありました。これについては、本年度から1名減の4名体制となったことに伴う減額であるとの答弁でした。

建設課でも、人事異動に伴う職員給与の補正について説明がありました。

その他として、住宅リフォーム事業補助金の今後の事業展開について質疑がありました。これについては、当初予算に住宅リフォーム事業として1,500万円を組んであったものの、好評につき5月下旬ですぐに本年度予算を消化する事態になっているそうです。今後については、平成26年度の3月補正予算を利用して、リフォームの申請受け付けをする準備をしているとの答弁でした。

議案第88号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、下水道課から、職員給与費減額に係る776万円の説明がありました。野村支所の職員が1名減になるとのことでしたが、農道に隣接する終末処理場を初め、施設管理は十分にやってほしいという要請がありました。これに対して、現地を確認し、状況に応じて対処するよう努めたいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成27年6月30日、産業建設常任委員長中村敬治。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長森川一義君の報告を求めます。

森川一義君。

○森川一義西予市環境衛生施設建設特別委員長 西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告を行います。

去る6月16日の本会議において当委員会に付託されました議案について、同日委員会を開催

し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち歳入歳出予算に関する当委員会所管分については、全会一致で原案可決決定いたしました。

議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第1号）」については、今回歳入を補正するものであり、保健衛生費国庫補助金2億928万9,000円のうち、当委員会所管分1億9,883万4,000円を2,580万7,000円減額し、1億7,302万7,000円にするとともに、市債の清掃債を2,580万円増額補正するものでした。

なお、補正理由は、国の循環型社会形成推進交付金の調整により、減額が生じたことによるものと説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成27年6月30日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長森川一義。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 先ほどの厚生常任委員会の請願に対する不採択の報告ということで、これにより体に障害がある方々の希望の一部が、行政に实际的なシミュレーション等、細かい検討をされることもなく門前払いとなり、閉ざされました。具体的体制整備、利便性の確保等とありましたが、納得のいく説明には至っておらないと思います。その辺の説明と、またそういったこと、実際に障害を持たれてる方に役立っているのかどうか、その辺も含めて協議していただいたかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。また、経費の面で問題があるのであれば、議会としても、また行政としても削減すべき点が多々あり、経費の捻出等も可能と思えますが、この点についての見解もお答え願いたいと思います。

○議長 厚生常任委員会委員長沖野健三君。

○沖野健三厚生常任委員長 今田中議員よりの質疑に対してお答えいたします。

まず、障害者に対する思い入れということでありまうけれども、確かに田中議員の言われるとお

り、弱者に対する思い入れというのは全議員持っていたと思うんです。けれども、その委員の意見の中で、弱者というのは、障害者だけではなく、高齢者も含まれているのではないかという意見もありました。それから、交通に対して、タクシーのチケットに関しては、デマンドタクシーの利用をもう少し利便性を考えてはどうかと。タクシーであれば、玄関から玄関へと、病院であれば病院の玄関までというような、そういうことができるんですけども、どうしてもデマンドタクシーについてはその乗り場まで出ないといけないとか、介護タクシーなんかもありますけども、その点について、行政としてももう少し考えてはどうかという意見が出ました。

それから、この財政については、全員がこの利用をするというとは限らないということであるんですけども、提出者が視覚障害者協会の会計の方でありまして、その点について、もう少し幅広く障害者の立場の人たちとよく話しされて請願書を出したらどうかという意見も出ました。

そういうことで、委員の意見としては、頭から否定をするのではなしに、弱者に対する思い入れというものがもう少しあるんじゃないかと、それをもう少し、数の面からいっても、わずか今視覚障害者協会の人たちは西予市では9名というような人数も聞いております。それではなしに、身体障害者協会、そういうような団体との交流といいますか意見交換をされて、もう少し請願について出したらどうかという意見も出ました。中には、障害者の思い入れが非常に西予市は弱いんじゃないかというような意見も出まして、私も確かに西予市ではそういうところもあるというには思いますが、今後まだまだ検討して、再度どういう形であろうがこの請願が実現に向けて採択されることを私、私見としては述べたいと思います。

以上でございます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 ただいま委員長から説明がありました。

請願された方には障害があり、鍼灸マッサージをなりわいとされております。ただ、この方の生きざまという部分なんです、先般行われた朝霧湖マラソンにおいては、ボランティアとして他の方と参加者の走行後の疲労回復のためのマッサージをしていただき、行事の成功に貢献されてお

ます。また、来るえひめ国体にもボランティアとして相撲に参加された方とか、そういった方のボランティアをしたいと申し出されております。

一人はみんなのために、みんなは一人のために、こういった相互扶助の関係を断ち切ることなく、市民との良好な関係を展開できるよう、市民の立場に立った方向づけを検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 13番沖野健三君。

○沖野健三厚生常任委員長 再度お答えいたしますけれども、確かに私もその話は聞いております。朝霧湖マラソンのときにマッサージをしたと、非常に喜んでいただいたというようなことも聞いております。そういう点からいっても、非常に今回不採択になったことに対して、これは委員会の結果ですから、あくまでも。今後本会議でどう出るかというのは今後の採決の結果になると思うんですけれども、私先ほども申しましたように、個人の意見は言うてはいけないんですけれども、私見としては非常に残念な結果になったということであります。

以上を申し上げて、私の答弁としたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告はありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第72号から議案第75号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第75号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第75号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号から議案第79号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第79号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第79号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第80号及び議案第81号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第81号「字の区域を変更することについて」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第80号及び議案第81号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のは委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第83号から議案第88号までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第83号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第88号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの6件は委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第83号から議案第88号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号「お出かけチケット制度導入につい

ての請願」については委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

請願第1号は議長は不採択と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時53分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時12分)

請願第1号「お出かけチケット制度導入についての請願」の採決は可否同数でありました。そのため、地方自治法第116条に基づき、議長の裁決権を行使し、原案を不採択と決します。

お聞きづらい点がございましたので、改めてこの場をおかりしまして申し上げておきたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第89号「三瓶小学校プール改築工事請負契約について」から議案第91号「西予市消防署救助工作車Ⅱ型の取得について」までの3件及び登議第4号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第89号「三瓶小学校プール改築工事請負契約について」及び議案第90号「魚成小学校プール改築工事請負契約について」の2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第89号「三瓶小学校プール改築工事請負契約について」、議案第90号「魚成小学校プール改築工事請負契約について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

小学校再編計画が進展する中、統合拠点校を中心に施設の整備を図るため、平成26年4月1日に統合いたしました三瓶小学校並びに平成28年4月1日に統合が予定されております城川地区小

学校統合拠点校である魚成小学校のプールを改築するものであります。三瓶小学校プールは昭和45年7月に建設され、魚成小学校プールは昭和44年8月に建設されております。両施設とも経年劣化が著しく、大規模改修では対応できないため、改築するものであります。

本工事につきましては、工事品質を確保するため、改築工事、電気設備工事、機械設備工事の専門工事業者別に発注する分離発注を採用しております。両工事とも、去る6月16日に電子入札システムによる事前審査型一般競争入札の開札を行い、三瓶小学校プールにつきましては株式会社井石建設代表取締役井石泰義氏と工事請負金額2億1,870万円で、魚成小学校プールにつきましては株式会社東部総合建設代表取締役広瀬徹氏と工事請負金額1億8,003万6,000円で、6月17日にそれぞれ工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、両工事に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

森川一義君。

○14番森川一義君 三瓶小学校のプールと魚成小学校のプールなんですが、昔は水入れるのに塩素を使ったんですが、ステンレスの構造になっていますが、現在もステンレスで塩素を使いよるんであれば、ステンレスがさびるのは早いと思うんですが、耐用年数は何年ぐらい見とるんでしょうか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 森川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

プールの水槽の材質を決定するに当たりましては、内部で十分検討をしたところでございます。ステンレス製の無塗装の水槽とFRPの水槽等と比較検討をしております。その中で評価をした結果、概算工事費や耐震性、防さび性、そしてランニングコスト等も比較しまして、総合的に判断しましてステンレス製の無塗装の水槽がいいという

判断に至ったところでございます。FRPにつきましては15年程度の耐用年数、そしてステンレス製につきましては半永久的な耐用年数という資料等もございましたので、そういうふう判断をさせていただきます、ステンレス製に決定をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第89号及び議案第90号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第89号「三瓶小学校プール改築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、議案第90号「魚成小学校プール改築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、議案第91号「西予市消防署救助工作車Ⅱ型の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第91号「西予市消

防署救助工作車Ⅱ型の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

消防本部では、火災や交通事故を初め、水難救助や震災対策など、いろんな災害に対するため、救助工作車を配備して救助活動を行っております。現在配備しております救助工作車は、平成9年に導入してから約18年間運用してまいりましたが、車両の老朽化も著しく、積載救助器具の修繕頻度も多くなっているため、更新の検討をしてきたところでございます。

今回取得する救助工作車Ⅱ型につきましては、大規模災害時に緊急消防援助隊として活動するためのより高度な機能を兼ね備えており、救助体制の一層の充実強化が図れるものでございます。今回の購入は、国庫補助金を活用して整備するもので、去る6月16日に指名競争入札を行い、株式会社岩本商会宇和島営業所所長善家清隆氏が9,903万6,000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第91号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第91号「西予市消防署救助工作車Ⅱ型の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第3、発議第4号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それでは、発議第4号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、昨年9月に前松山議長より、市議会議員の定数、報酬及び政務活動費に関する調査を議会運営委員会に諮問をされました。議会運営委員会では、今後のスケジュール調整を行い、平成27年3月定例会で結論を出すことを決めました。調査方法として最初に取り組んだのは、10月14日に直近で定数削減を実施しておられました高知県香美市議会に視察研修に行きました。

また、最終結論を出すに当たり、市民の皆さんからの意見を聞く必要があるため、市民アンケート、1,000人を無作為抽出で実施いたしました。その後、アンケート調査結果をもとに、全議員からもアンケートの調査を行いました。市民の意見として、議員定数については、増員あるいは現状維持が41%、削減すべきが41%でした。議員アンケートでは、現状維持が60%、削減すべきが40%でした。また、議員報酬については、市民アンケートで、増額あるいは現状維持が33%、削減すべきが48%でありました。議員アンケートでは、増額あるいは現状維持が70%、削減すべきが20%でした。

最終結論といたしまして、市民との意見交換会において、市民から直接意見を聞き、これらを参考にしながら、現定数21名を1名削減して20名にする、報酬と政務活動費は現状維持とすることに決定いたしました。定数削減については、委員会の中で、二、三名削減すべきという意見もありました。

これらの調査結果について、一日も早く議会の議決を必要とするため、前任期最後となる5月29日の臨時議会で上程する運びになっておりまし

たが、議長が交代をして、9月定例会をめどに検討をするということになりました。

議会としては、時期改選において立候補を検討されている方々のためにも、またアンケートにご協力をいただいた市民の皆さんのためにも、一日でも早く結論を出すべきであると考えます。議員定数、報酬等について、市民の皆さんに不信感を抱かせている要因の一つに、議会活動が見えづらいとのご意見も多数ありました。アンケート調査を実施してから既に半年が経過しております。その判断の結果がいつまでも市民に報告がなされないということは、市民の皆さんに大きな不信感を抱かせる結果につながりかねないと懸念しております。これらのことを真摯に受けとめ、本議案についてよろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

平成27年6月30日、西予市議会議員二宮一朗。

○議長 これより本案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

沖野健三君。

○13番沖野健三君 発議第4号に対する反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

議員定数については、選挙があるたびに削減してまいりました。平成16年の合併時は31名、20年の選挙では24名、24年の選挙では21名と削減してまいりました。

先ほど、今回の選挙から20名とする発議が提案されました。私は、なぜ20名なのか全く理解ができません。

議会運営委員会において、市民アンケートをとられました。結果は、増員すべきと現状維持が41%であります。削減すべきも41%であります。また、議員アンケートもとられております。議員20名の意見は、現状の21名が12名、削

減すべきという議員が8名です。8名の議員の意見は、18名にすべきが4名、19名が2名、20名は2名であります。2名のうち1名は、選挙区を設けて選挙をする。例えば、宇和は8名、野村、城川で6名、三瓶、明浜で6名にして選挙をするという意見であります。議員の中で、選挙区を1つにして定数を20名にする意見の方は1名であります。

議員は、市民から選ばれ、その代表者であります。議員の一言一句は、とりもなおさず市民の意見であり、市民の声であります。

以上の点からいっても、議員の意見を見無視したような今回の発議に対して反対の意見を申し上げ、討論を終わります。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

9番松山清君。

○9番松山清君 それでは、私はただいまの発議に賛成の立場から討論をいたします。

議員定数を1名削減するというにつきましては、議会運営委員会ですまざまな角度から慎重に検討されてきたことであります。そういう中で、ただいまの提案理由の説明以外の要因といたしましては、近隣の議員の定数があるというふうに思います。八幡浜市議会は、人口が3万9,000人を切っておりますが、16名であります。そして、全国的に見ますと、紀伊田辺市は人口8万人でございますけれども、面積も西予市の約2倍、1,000平米を超えておりますが、定数は22名でございます。そういったところを比較いたしますと、現在の21名というのは多いのではないかというふうに考えているところであります。

また、20名というのは、18名にするという案もありましたし、21名のままでよいという案もありましたが、そういった中で総合的に判断して20名ということに決定したということを伺っておりますので、それは全体的にいろいろな意見を聞いた上での判断ということであると思いますので、20名という案に私は賛成ということで、討論を終わりたいと思います。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許可します。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私は、発議第4号に反対

する立場から意見を述べさせていただきます。

前議会運営委員長のほうから、視察をした、そして市民アンケートは41対41、これらについては沖野議員も述べられました。そして、議員は12対8で現状のまま。そして、市民との意見交換会を参考にしたと、これは後ほどちょっと述べさせていただきます。といいますのは、これは私が委員長でございますので、参考にしたのはどのあたり参考にしたのかということを説明、私は不信感を抱いております。

そして、議会の不信感とか議会の活動が見えにくいとか、基本条例をやって、そして議会活動の中に、議員活動の中にしっかりとみんなが見えなきゃだめなんです。その中で、私は全員協議会でも反対をいたしました。本議会でも反対討論をいたします。

私は、西予市にとって、現在の中でも1名でも減ずることは、市の発展のために、これから迎えるであろう人口減少社会にとっても、反対をいたします。新議長が全協の中で、新議長のもとで精査して、検討させてほしいという申し出がございました。先ほど提案の中にもありましたけれども、これを待たないで、いろんな先ほどの理由をつけて今回のような発議になり残念であります。

議会は、議長のもとでしっかりとタッグを組んで、そして理事者に政策提案、そしてチェック機能を発揮すべき立場でございます。議員定数は、先ほど沖野議員もおっしゃいましたけれども、各町が集まりまして、78名議員がいたんです。それから、宇和町は18名が10名、野村町は16名が現在5名、三瓶は16ですが、明浜と城川は14名が2名なんです。私のところは今現在1名ですけど。そのような状態の中で地方分権が進む中で、先ほど各市言いましたけれども、合併後地方自治法が変わりまして、法定定数は26だったのが、合併時。自治法が変わって、その議会なりその市の中で自由に増減させていいですよというになったんでしょう。皆さんご存じでしょう、議員さんも。その中で、地方分権の中に自由な裁量を与えられたんだから、ほかのどこ、田辺がどうの、どこが減らすからここは減らすという、そういう論理じゃないんです。地方分権の中で、西予市はどうあるべきか。こういうように議員定数も考えなきゃいけないんです。私は、合併より議員を通しての行政サービスが、宇和町は18名の

中に10名ですから、そんなに目減りがありません。城川と明浜町なんか14名で2名ですから、非常に市民の方が目減り感があるんです。そして、合併により行政サービスが低下し、議員を通しての行政への参画とか情報がとれない。先ほど言ったような問題が、不信感、議会活動が見えにくいついていうのは、そういうところから出てるんじゃないですか。そのあたりも含めて、よく考えてほしい。

少なくとも、議員が少なくなることで、市民と行政が疎遠になり遠くなることのほうが問題なんです。議員の活動状況にもよります、それは。それぞれ地区と密着した議員活動されてる方もおります。そして、地域のリーダーとしての議員の立場もあるんです。法のもとで、議員の市政へのチェック機能っていうのはありますけども、議員というのは、地域のリーダーであり、そして指導者であるんです。その分で、我々はよく言いますが、合併少々前よりも民生委員さんがどれだけ仕事がふえたか。我々町議会議員のときには、隣の土地の境の問題まで入りました。家族の問題まで相談を受けました。そして、それが今では農業委員さんも少なくなったので、農業委員さんも大変です。少なくなった中で、議員さんがやらなくて民生委員さんがやって、そして議員に言うてくることがなくなったから、市政に反映しにくい。このような構図ができてる中で、また減らそうと。こんな問題を言ってる議員さんの気が知れません。

先ほど言いましたけども、市民とのアンケート、41対41、議員も12対8、市民との意見交換会を参考にしたという説明、提案者にありましたけども、私が委員長だったんです。その中で、市民と議員との意見交換会アンケート集計っていうの皆さんにお配りしてます。

その中で、全部読んでもいいですよ。現状でよいが、政務活動費は増加してよい。大いに仕事をしていただくなら上げてもいい。このままで。議員報酬、議員定数、現状でよい。大いに仕事していただくなら上げてもいい。このままで、現状で可。広い面積の中で住民のニーズも各方面にわたるので、これでよいのでは。人口減少により定数も、これは疑問出してます。地域のリーダーとなる方が議員さんになると思われますが、市民の声を市に伝える役割としては、計算だけでは成り立

つのでしょうか。各地区から出してもらうためにも、今のままでよい。現状でよいと思います。地域性のことを考えれば議員の数は現状でよいのではないかなと思うが、人口減少が多ければ、実数減も考えるべきだと思います。適切であると思う。小選挙区にすれば、少なくともよいと思う。現状でよいのではないかなと思う。近隣の議会と比べたら多いかなと思いますが、面積が広いからこれでいいのではないかなと思います。ほとんどこれ、多いっていう人がゼロ人、現状でよいが10人、少ないがゼロ人、その他3人なんです。

そしてまた、野村のほうも言いましょうか、宇和でやりましたときのも。それは割愛して、ほとんどのこの意見です。そのような意見の中で、市民との意見交換会を参考にしてという説明がどうして通るのかなと、このように思いました。

俵津地区での意見交換会も委員長としてやりました。そのときにも、代表区長さんがですよ、宇之さん、議員は少なくしたらだめですよ。財政的に非常に負担になるんだったら、合理化して職員1人減らせれば、議員1人雇えるじゃない、増やせるじゃないかと。議員を地方自治法が変わったんだから、職員を5人減らして議員5人増やしたら、もっと地域のことがよく行政に反映できるんじゃないかと、こういう意見まで出たんです。

そして、思うのは、女性の議会進出。それから、若者が立候補しにくい。このような問題をみんな抱えてる中で、なぜチャンスが減らし、機会を減らすために減じるような案が出てくるのか、理解しがたい。

広い西予市でも減らすべきではないかという意見もありますが、また私はちょっと疑問に思ったんですが、公明党である二宮議員さんが提出者である。これについては、公明党さんも減らすべきと考えてるのかなという、いぶかしくも思いました。

現在宇和地区が10名、野村地区が5名、三瓶、城川、明浜が2名であります。ほとんど端々のところが少ないんです。国会の中では2. 何倍が非常に問題にされておりますけども、西予市でもそれぐらいのことにも目をつぶっていただくようなことでありたいと思います。西予市全域に光が当たるように、政は弱者に光を当て、少数を思いやり、民主主義の本意に沿って遂行すべきであると考えております。

これで私の反対討論といたします。

18番酒井宇之吉。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかにありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 私は、発議第4号につきまして賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

私の論旨につきましては、先ほど二宮一朗議員が提案理由説明をいたしました内容のとおりであります。それにつけ加えまして、一言申し上げたいと思います。

私も、今回の議員削減、これ全国的な流れでございますが、この定数削減が必ずしもベターであるという考えを持っておるわけではありません。それはなぜかと申し上げますと、この地方自治体というのは今間接民主主義制度であります。議員は、市民の代表として市民の意見を反映する代表者であります。当然定数を削減するということは、それだけ市民の意見が反映しにくくなるということになるわけですから、うのみにこれに賛成するものではありません。しかし、今回のアンケート調査結果を見ても、市民の皆さんもこの議員定数が、沖野議員さん言われたように、過去3回削減をした現実には十分承知の上で、なおかつ現状において半数近い方々がまだ削減をしなければいけない。みずからが不利になることを承知でこのように意見を述べられるということに対して、我々はいま一度、議会の都合ではなく、市民の目線に立って考えてみる必要があるのではないかと私は思っております。

3年前、私、議長のとときに議会活性化特別委員会を立ち上げまして、48回という非常に長期にわたって議論をしてまいりました。議会改革、市民の皆さんの負託に応えるために、今私たちは議会改革をとにかくやらなければいけないという思いで、48回という特別委員会を開催いたしました。しかし、残念なことは、我々一生懸命やったにもかかわらず、議会の反応は非常に私は弱かった、薄かったという印象を受けております。そういったことを考えたときに、私たちはもう一度みずからが襟を正し、我々が市民の皆さんに不信感を抱かれている原因は何か。それは、議会としての情報公開、あるいは説明責任、こういったこと

が十分に果たせていない。この現実に対して、市民の皆さんは我々議会に対して不信感を抱かれているのではないかと、私はそのように思っております。

そういったことを鑑みたときに、今回の定数削減というのは、我々議会として苦渋の選択ではありますが、しかし今後の反省課題として、私たちはさらに議会改革を進め、情報公開を進めることによって、こういったことが今後起こらないような努力をしていく一つのきっかけにする意味において、今回1名削減することを提案をしたいと思います。

どうかご理解いただきまして、ご賛同いただけますようお願い申し上げまして、賛成の立場の討論といたします。

○議長 以上で討論を終結といたします。

(「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり)

暫時休憩をいたします。(休憩 午後3時51分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時24分)

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第4号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立少数であります。よって、発議第4号は原案を否決と決しました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議

長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成27年第2回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月12日に開会しました本定例会も本日が最終日となりました。19日間の会期中、新しい議会体制のもとで、議員各位には本議会及び各常任委員会におきまして上程いたしました案件につきまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、補正予算を初め、条例の改正など、重要な案件につきましていずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問や委員会審議におきましてはさまざまなお意見やご提言をいただきましたが、答弁で申し上げましたとおり、確実にスピード感を持って進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年9月から着工をし建設を進めておりました三瓶町の朝立会館が、いよいよ明後日、あさってですね、落成の運びとなりました。地域の皆様並びに関係各位のご理解、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

当会館は、昭和52年に建設された朝日文楽会館の老朽化が著しいことから、朝日文楽の保存、継承に取り組まれる関係者の皆さんの強い思いを受けてスタートした事業であります。明治時代初期に始まったとされる朝日文楽は、愛媛県の無形民俗文化財に指定され、朝日文楽会を筆頭に、三瓶高校文楽部やこども朝日文楽クラブなどの若い後継者にも伝統芸能が受け継がれており、地域に残された西予市の宝であると考えております。本施設は、朝日文楽が伝承してきた八段返しという貴重な舞台装置を常設するなど、当会館の最大の見どころとなっておりますが、落成式当日は芸術選奨文部科学大臣賞並びに国立劇場文楽賞、文楽

大賞を受賞され、人形浄瑠璃文楽の人形遣いとして第一線で活躍されている本市出身の吉田和生氏をお招きして、文楽協会の皆様とともに、こけら落としとして公演に花を添えていただくこととしております。また、吉田氏は落成式当日、これまでの数々の功績を顕彰し、西予市特別荣誉賞を授与することとしております。

今後当会館は、住民のコミュニティー活動はもとより、日本を代表する伝統芸能である人形浄瑠璃文楽などを後世に保存、伝承するための多目的拠点施設として大いに活用いただき、地域活性化につながることを切に願っているところであります。議会を初め、市民の皆様の一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今この季節、湿気と蒸し暑い日が日ごとに増す、梅雨明けが待たれるところではありますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、市政推進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。19日間、本当にありがとうございました。

○議長 これをもって平成27年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成２７年第２回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 ７２号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７３号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７４号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７５号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７６号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７７号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７８号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ７９号	八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８０号	新たに生じた土地の確認について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８１号	字の区域を変更することについて	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８２号	平成２７年度西予市一般会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８３号	平成２７年度西予市授産場特別会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８４号	平成２７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８５号	平成２７年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８６号	平成２７年度西予市介護保険特別会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８７号	平成２７年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８８号	平成２７年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	27. 6. 30	原案可決
議案第 ８９号	三瓶小学校プール改築工事請負契約について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ９０号	魚成小学校プール改築工事請負契約について	27. 6. 30	原案可決
議案第 ９１号	西予市消防署救助工作車Ⅱ型の取得について	27. 6. 30	原案可決
諮問第 １号	人権擁護委員候補者の推薦について	27. 6. 12	同 意
諮問第 ２号	人権擁護委員候補者の推薦について	27. 6. 12	同 意
諮問第 ３号	人権擁護委員候補者の推薦について	27. 6. 12	同 意
諮問第 ４号	人権擁護委員候補者の推薦について	27. 6. 12	同 意
諮問第 ５号	人権擁護委員候補者の推薦について	27. 6. 12	同 意
報告第 １号	平成２６年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	27. 6. 12	承 認
報告第 ２号	平成２６年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	27. 6. 12	承 認

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 3 号	平成 2 6 年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	27. 6 . 12	承 認
報告第 4 号	平成 2 6 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	27. 6 . 12	承 認
報告第 5 号	平成 2 6 年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	27. 6 . 12	承 認
報告第 6 号	専決処分事項の報告について	27. 6 . 12	報 告
請願第 1 号	お出かけチケット制度導入についての請願	27. 6 . 30	不 採 択
動議第 1 号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	27. 6 . 12	否 決
発議第 4 号	西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について	27. 6 . 30	否 決
議会報告第 1 号	西予市議会活性化特別委員会の報告について	27. 6 . 30	報 告
	議員派遣の件について	27. 6 . 30	承 認